

618.1-Mi 37ㄅ

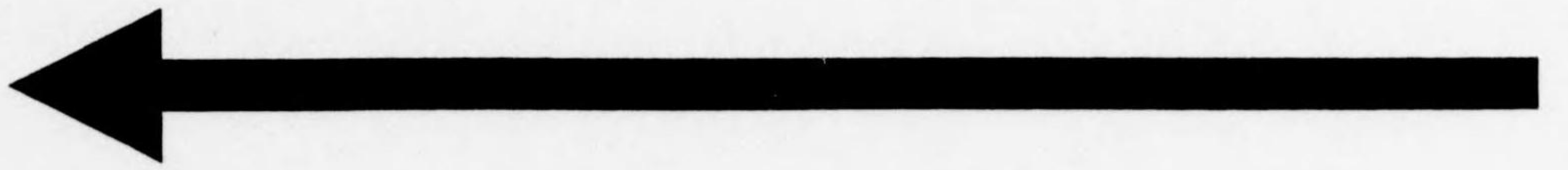


1200500749266

618.1
1137
②



始



618.1
M137

IT6G16

北支棉花綜覽

南滿洲鐵道株式會社 調查部編

日本評論社刊行



618.1
MI37



南滿洲鐵道
株式會社
調查部編

北支棉花綜覽

日本評論社版



902
9

618.1
M137

序

一、本書は北支棉花に關する資料の整理及び實地調査により編輯せるものである。内容猶精粗統一を缺き或は若干の誤謬なきを保し難きも、之は今後の機會に修正増補することゝしたい。

二、本書の記述は略、昭和十四年三月末日迄の現狀にして、現在進行中の諸問題に關しては簡單に略説する程度に止めた。

三、本書編輯に當り貴重なる資料を與へられ、又實地調査に際し懇切なる教示を賜りたる關係各位に對し深甚なる謝意を表す。

四、本綜覽の執筆は舊北支事務局調査部左記三名が之を擔當した。

- 田 中 義 英 (現、滿鐵・東京支社調査室)
- 江 上 利 雄 (現、華北交通・資業局業務課)
- 片 山 英 夫 (現、華北交通・資業局業務課)

本文中栽培技術的部門に屬する第七、八、九章及び附録二は江上が執筆し、其他は主として田中、片山が協力之に當つた。

昭和十五年四月

滿鐵・北支經濟調査所長

押 川 一 郎

第一節 總 說.....二五

第二節 古代より清末に至る支那棉花の沿革.....二七

第三節 民國以後に於ける支那棉花獎勵史.....三二

一、公司保息條例の公布.....三二

二、植棉製糖牧羊獎勵條例の公布.....三四

三、北京農商部棉業處の設置.....三〇

四、國立棉業試驗場の設置.....三一

五、政府直轄模範場及び國立第四棉業試驗場の設置.....三三

六、農商部の米棉種子配布.....三三

七、棉業整理局の設置.....三五

八、長蘆鹽棉墾局の設立.....三七

九、各省學校及び民間に於ける棉花改良獎勵施設.....三八

十、南京政府の棉業關係機關.....三九

1. 棉業統制委員會.....四〇

2. 中央農業實驗所.....四三

十一、中華棉產改進會.....四四

十二、中華棉業統計會.....四六

第四節 支那棉花の検査制度.....六三

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革.....六五

第一節 河 北 省.....六五

一、實業部直轄正定棉業試驗場及び津南農村生産建設實驗場.....六六

二、河北省棉產改進會.....六七

三、改良鹹地委員會.....六七

四、北寧鐵路局通縣棉作試驗場.....六九

五、冀東植棉指導所.....六九

六、軍糧城農事試驗場.....七〇

七、省立農事試驗場.....七〇

第二節 山 東 省.....七〇

一、山東省立齊東棉作改良場.....七〇

二、山東省立棉作改良場臨清分場.....七〇

三、山東省立農業實驗所及び各區農場.....七〇

四、山東省合作指導處.....七〇

五、山東省棉花攪水攪雜取締所.....七〇

六、青島工商學會.....七〇

第三節 土 壤……………一八七

第一款 北支土壤の種類並その分布……………一八七

第二款 土壤の成因……………一八九

一、黄 土……………一八九

二、黄土沖積土壤……………一八九

三、山東土壤……………一九〇

第三款 土壤の理化學的性質……………一九〇

一、黄 土……………一九〇

二、黄土沖積土壤……………一九〇

三、山東風化土壤及び沖積土壤……………一九〇

第四款 北支の土壤と棉作との關係……………一九〇

第八章 北支棉花の栽培……………一九〇

第一節 北支棉花の栽培品種……………一九〇

第一款 陸地棉(米棉)……………一九〇

第二款 在來棉(中棉)……………一九〇

第二節 北支棉花の栽培法……………一九〇

第一款 整 地……………二二四

第二款 肥 料……………二二九

第三款 播 種……………二三四

一、種子の豫措……………二三四

二、播 種……………二三四

第四款 生育中の管理……………二三四

一、土 搔 ぎ……………二三四

二、間 引……………二三四

三、畦幅及び株間……………二三七

四、除草中耕……………二四一

五、培 土……………二四四

六、土葉の掻き取り……………二四五

七、徒長枝の除去……………二四五

八、摘 心……………二四五

九、摘 梢……………二四八

十、除 贅 芽……………二四九

十一、摘 果……………二四九

十二、斷 根……………二四九

第五款 收穫 二五〇

一、摘 棉 二五〇

二、乾 燥 二五一

三、拔 莖 二五三

四、畝當收量 二五三

第六款 繰 綿 二五六

第七款 採種及び選種 二六〇

第八款 運輸作と間混作 二六三

一、連 輪 作 二六三

二、棉花と小麦の二毛作 二六四

三、間 混 作 二六四

第三節 北支棉花と灌溉栽培 二六五

第一款 北支に於ける灌溉の必要性 二六五

第二款 往昔に於ける棉花の灌溉栽培 二六六

第三款 棉花の灌溉栽培の現状 二六六

第四款 灌溉の効果 二七三

第九章 北支棉花の栽培收支と生産費 二七七

第一節 北支に於ける棉花と他作物との收支比較 二七七

第一款 事變前に於ける收支比較 二七七

第二款 事變勃發後に於ける收支比較 二八四

第二節 北支棉花の生産費 二八九

第一款 事變前に於ける北支棉花の生産費 二九〇

第二款 事變勃發後に於ける北支棉花の生産費 二九三

第三款 米國に於ける棉花の生産費 二九五

第十章 北支に於ける棉花の取引 二九七

○ 第一節 總 説 二九七

第二節 主要市場に於ける棉花の出廻と取引 三〇六

〔一〕 天津市場 三〇六

第一款 天津市場への棉花の出廻 三〇六

第二款 天津棉花の背後地と出廻経路 三〇九

第三款 天津に於ける棉棧とその業務 三一〇

一、棉花の天津入市手續 三一二

二、到着貨物の荷卸 三二五

三、棉花の火災保険……………三六

四、棉花の品質検査……………三七

五、倉庫……………三八

六、賣買の交渉……………三八

七、過磅(秤量)及び貨物の引渡……………三八

八、棉棧の取得手数料と跑合……………三〇

第四款 天津に於ける洋行筋と梱包及び輸移出手續……………三二

一、洋行筋……………三二

二、打包……………三六

三、輸移出手續……………三三

第五款 天津に於ける棉業組合……………三三

一、天津棉業同業公會及び熟花業同業公會……………三三

二、天津棉花同業會……………三三

三、天津棉花輸出協會……………三七

四、天津雜棉同業組合……………三四

〔二〕 濟南市場……………三五

第一款 濟南市場の棉花背後地とその出廻……………三五

第二款 濟南市場の組織と取引事情……………三五

一、經紀……………三五

二、花行……………三四

三、洋行……………三六

四、梱包業……………三九

五、棉業組合……………三九

〔三〕 青島市場……………三六

第一款 青島市場の地位及びその背後地……………三六

第二款 青島市場の組織と取引事情……………三六

一、花行……………三六

二、洋行……………三六

三、紡績工場……………三六

四、棉花取引に附隨する業務……………三六

五、青島に於ける棉業組合……………三六

〔四〕 其他の棉花市場……………三六

一、京山線地方に於ける棉花市場……………三六

二、京漢線地方に於ける棉花市場……………三四

三、津浦線地方に於ける棉花市場……………三六五

四、膠濟線地方に於ける棉花市場……………三六六

五、同蒲線地方に於ける棉花市場……………三六六

○第三節 今次事變勃發以後に於ける取引事情の變化と輸出許可制度……………三六七

第一款 取引事情の變化……………三六七

一、邦人棉花業者の地方市場進出……………三六七

二、取引市場と出廻経路の變化……………三六八

第二款 棉花の買付統制と棉花輸出許可制度……………三六九

第十一章 支那紡績業の沿革と北支紡績の現状……………三五三

第十二章 北支棉産政策の要點……………三五九

附 録

一、天津及び青島に於ける棉花價格の變遷……………四〇〇

二、支那棉花用語とその解説……………四〇一

三、主要引用参考文献目録……………四〇九

序説 北支に於ける地域的範圍の規定

單に北支と稱する場合その地域的範圍は極めて漠然としてゐる。觀點の相違によつて如何様にも考へられ行政的な立場からは從來の省の行政區劃が基準になり、自然地理的に見れば黃河水系の流域を含む一帯と解せられ、或は經濟地理的には天津及び青島港の背後地とも觀念され、更に政治的見地よりすれば今次事變によりて新に誕生を見た臨時政府の政治的支配圈内であるとも規定することが出来る。併し乍ら本稿に於ては便宜上簡潔に從來の省行政區劃によることとし、而もその範圍を河北、山東、山西の所謂北支三省を限定して之を北支と稱することとした。従つて以下述ぶる所の北支なる呼稱は一般の通念と必ずしも一致するものではないかも知れないが、之は單に敘述の便宜上さうしたに過ぎぬものである。



第一章 北支棉花の地位

第一節 世界に於ける棉花の生産

現在世界に於ける最大の棉産國は言ふ迄もなく北アメリカ合衆國で、以下印度、支那、ロシア、エジプト、ブラジル等順次に次ぐ。就中ロシア、ブラジルは最近に至り急速なる發展を示し、特に今日ロシアの生産量はエジプト、ブラジルを遙かに凌駕するに至つた。支那に於てもその産額は漸次増加の趨勢を辿りつゝありて現今棉産國としては猶世界第三位を保持し居るも、遠からずその地位をロシアによりて置換はられんとする状態にある。

一九二一年以後の世界に於ける棉花生産高を示せば別表の如くで、支那の棉産額は世界棉産額の略々一〇%を占めてゐる。

第二節 支那に於ける棉花の生産

支那に於ける棉花の生産地は大別して揚子江流域地帯と黃河流域地帯との二つに分たれる。揚子江流域地帯に屬する諸省は江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南及び四川にして一に華中産棉區とも稱し、黃河流域地帯に屬するものは河北、山東、山西、河南、陝西等の諸省にして之を華北産棉區とも稱する。華中、華北兩區の最近五箇年間平均棉田面積及び産棉量を示せば次頁の如くである。

世界各國棉花生産高

(單位千俵・一俵は五百封度、※印は五百俵以下、但しインドは四百封度俵)

J. A. Todd 氏調査	1921 —22	1922 —23	1923 —24	1924 —25	1925 —26	1926 —27	1927 —28	1928 —29	1929 —30	1930 —31	1931 —32	1932 —33	1933 —34	1934 —35	1935 —36	1936 —37
△ア メ リ カ																
合 衆 國	8,351	10,370	10,808	14,525	17,219	19,135	13,972	15,760	16,066	14,918	18,163	13,914	14,029	10,638	11,727	13,699
メ キ シ コ	145	191	160	221	199	351	175	272	240	174	203	99	255	223	251	373
ブ ラ ジ ル	491	538	561	649	589	490	480	528	564	471	575	438	1,014	1,359	1,765	1,800
ベ ル ー ン	181	188	201	198	186	243	241	220	266	265	228	237	278	342	374	372
ア ルゼンチン	18	29	62	75	136	65	103	129	138	136	165	146	191	295	367	240
其 他	45	26	67	84	70	74	62	65	66	57	46	39	74	69	94	143
△ア ジ ア																
印 度	4,485	5,073	5,161	6,088	6,215	5,024	5,963	5,782	5,243	5,224	4,067	4,656	5,108	4,857	5,933	6,307
支 那	1,488	2,249	1,931	2,104	2,044	1,707	1,833	2,394	2,055	2,386	1,733	2,195	2,652	3,033	2,410	3,760
日 本	89	106	113	122	122	141	131	147	137	147	99	133	197	223	230	232
東 イ ン ド 等	27	26	21	20	19	13	16	16	18	18	15	13	15	15	14	16
ロ シ ア	42	52	214	458	741	785	994	1,174	1,279	1,589	1,846	1,776	1,844	1,772	2,347	3,300
イ ラク・セイロン	95	63	79	58	82	83	73	90	73	64	107	79	137	200	120	161
小 ア ジ ア	—	—	1	2	3	3	2	4	4	3	1	※	※	2	4	8
△ア フ リ カ	45	39	78	110	151	134	82	138	143	120	131	68	202	263	377	431
エ チ オ プ	972	1,243	1,306	1,455	1,593	1,727	1,219	1,602	1,706	1,655	1,271	991	1,715	1,511	1,707	1,821
ス ー ダ ン	19	23	38	36	97	118	101	129	127	96	188	110	126	237	199	259
英 領 東 ア フ リ カ	49	80	119	180	168	128	128	196	131	166	182	269	274	273	331	338
同 南 ア フ リ カ	2	5	9	18	22	9	9	8	14	8	3	2	3	3	2	3
同 西 ア フ リ カ	12	13	21	32	39	22	17	26	35	15	5	20	23	47	48	40
其 他	16	26	39	65	74	87	84	109	121	125	96	121	154	165	223	224
△西 イ ン ド																
英 領 西 イ ン ド	4	3	4	3	3	5	5	4	4	4	2	2	3	4	4	5
其 他 西 イ ン ド	22	17	17	19	25	24	21	23	25	21	31	26	24	31	26	27
オーストラリヤ等	3	7	10	12	6	5	8	5	12	10	4	11	18	14	14	15
合 計	16,601	20,367	21,020	26,534	29,803	30,373	25,718	28,817	28,467	27,672	29,101	25,345	28,337	25,576	28,567	33,574

(註) 内外綿業年鑑による。

支那に於ける棉花の生産地は大別して揚子江流域地帯と黄河流域地帯との二つに分たれる。揚子江流域地帯に属する諸省は江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南及び四川にして一に華中産棉區とも稱し、黄河流域地帯に属するものは河北、山東、山西、河南、陝西等の諸省にして之を華北産棉區とも稱する。華中、華北兩區の最近五箇年間平均棉田面積及び産棉量を示せば次頁の如くである。

地域	棉田面積		綿産量		毎畝平均收量(斤)
	作付畝數	百分率(%)	生産量(擔)	百分率(%)	
全支	四四、四九三、三六一	100	一〇、六四四、九四四	100	二四
華中區	二四、〇八一、〇三二	五四	五、三三〇、〇一〇	五〇	三
華北區	二〇、四八一、三〇五	四六	五、三三九、九七四	五〇	二六

右により明かなるが如く、華北區は棉田面積に於て華中區に劣るも綿産量に於ては殆ど相等しく、毎畝當りの生産量は華中區よりも却て優れてゐることを知るのである。

華北區の内河北、山東、山西三省の占むる地位を統計數字によりて見れば次の如くである。

地域	棉田面積		綿産量		毎畝平均收量(斤)
	作付畝數	百分率(%)	生産量(擔)	百分率(%)	
華北區	一〇、四四一、三六〇	100	五、三三三、九七四	100	三六
河南、陝西	六、八四五、七九九	三三	一、五三三、七〇九	三九	三
河北、山東、山西	一三、五九五、五七一	六七	三、七九九、二六五	七	二六

即ち華北區中河北、山東、山西三省の綿産量は總量の七〇%を超え、每一畝當の收量は三省平均二十八斤にして單位面積當生産量は全支中北支三省が最も優れてゐる。

民國八年以降の支那各省棉作面積及び綿産量を示せば別表(一)の如くである。

第三節 北支三省に於ける棉花の生産

最近五箇年（民國二十一年—二十五年）平均北支三省棉田面積及び繰綿産量を示せば次の如くで、河北省を最高とし山東省及び山西省之に次ぐ。

省別	棉田面積（畝）	繰綿産量（擔）	毎畝平均收量（斤）
河北省	七、六三、八五三	二、〇五、九九九	二六
山東省	五、三三、四一一	一、三三、九四四	二六
山西省	一、三三、〇〇〇	三、八、三〇三	二九

而して河北省の棉田面積は全支諸省中の第三位にあるが、繰綿産量は全支諸省中の首位を占めてゐる。

次に此等三省の棉田面積が各省全耕地面積に對し如何なる割合を占めてゐるかを見るに上記左表の如くである。

省別	全耕地面積（畝）	棉田面積（畝）	全耕地面積に對する棉田面積の割合（%）
河北省	一〇、四三三、〇〇〇	七、六三、八五三	六・九
山東省	一〇、六三三、〇〇〇	五、三三、四一一	四・六
山西省	六、〇五〇、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	二・二

以上よりて之を見るに、河北省の棉花は北支三省中作付率に於ても單位面積當生産量に於ても最高位にある。従つて同省が棉作最も普及し、且技術的にも自然的諸條件に於ても極めて優秀であることを推定し得るものである。

第四節 北支棉花の品質と用途

次に民國十六年以降の三省縣別棉作面積及び繰綿産量を表示すれば別表（二）の如くである。

表（一）

民國省別	8年(1919)	9年(1920)	10年(1921)	11年(1922)	12年(1923)	12年平均(1919-23)
河北省	6,397,000	4,391,032	4,709,963	4,351,798	3,616,100	3.6%
山東省	3,218,000	428,330	2,333,190	3,534,707	3,616,100	16.10%
山西省	486,320	615,240	695,025	839,288	811,510	11.51%
河南省	1,417,654	—	856,000	3,047,144	2,629,950	2.95%
陝西省	—	1,283,650	2,405,640	1,867,200	1,685,580	8.58%
浙江省	19,278,307	12,474,700	11,812,600	9,605,978	8,122,140	6.81%
安徽省	—	1,270,100	1,199,000	1,096,000	1,122,140	1.22%
江西省	762,600	1,195,695	1,099,000	1,147,950	1,137,800	3.78%
湖北省	—	398,850	256,650	361,630	627,000	2.70%
湖南省	1,478,000	6,269,700	2,849,100	7,612,900	5,849,100	0.49%
四川省	—	—	—	—	—	6.69%
合計	33,037,881	28,327,297	28,216,168	33,464,595	29,510,000	6.52%

（註）1. 本數字は中國棉産統計による。2. 民國 26 年、27 年、28 年、29 年、30 年、31 年、32 年、33 年、34 年、35 年、36 年、37 年、38 年、39 年、40 年、41 年、42 年、43 年、44 年、45 年、46 年、47 年、48 年、49 年、50 年、51 年、52 年、53 年、54 年、55 年、56 年、57 年、58 年、59 年、60 年、61 年、62 年、63 年、64 年、65 年、66 年、67 年、68 年、69 年、70 年、71 年、72 年、73 年、74 年、75 年、76 年、77 年、78 年、79 年、80 年、81 年、82 年、83 年、84 年、85 年、86 年、87 年、88 年、89 年、90 年、91 年、92 年、93 年、94 年、95 年、96 年、97 年、98 年、99 年、100 年、101 年、102 年、103 年、104 年、105 年、106 年、107 年、108 年、109 年、110 年、111 年、112 年、113 年、114 年、115 年、116 年、117 年、118 年、119 年、120 年、121 年、122 年、123 年、124 年、125 年、126 年、127 年、128 年、129 年、130 年、131 年、132 年、133 年、134 年、135 年、136 年、137 年、138 年、139 年、140 年、141 年、142 年、143 年、144 年、145 年、146 年、147 年、148 年、149 年、150 年、151 年、152 年、153 年、154 年、155 年、156 年、157 年、158 年、159 年、160 年、161 年、162 年、163 年、164 年、165 年、166 年、167 年、168 年、169 年、170 年、171 年、172 年、173 年、174 年、175 年、176 年、177 年、178 年、179 年、180 年、181 年、182 年、183 年、184 年、185 年、186 年、187 年、188 年、189 年、190 年、191 年、192 年、193 年、194 年、195 年、196 年、197 年、198 年、199 年、200 年、201 年、202 年、203 年、204 年、205 年、206 年、207 年、208 年、209 年、210 年、211 年、212 年、213 年、214 年、215 年、216 年、217 年、218 年、219 年、220 年、221 年、222 年、223 年、224 年、225 年、226 年、227 年、228 年、229 年、230 年、231 年、232 年、233 年、234 年、235 年、236 年、237 年、238 年、239 年、240 年、241 年、242 年、243 年、244 年、245 年、246 年、247 年、248 年、249 年、250 年、251 年、252 年、253 年、254 年、255 年、256 年、257 年、258 年、259 年、260 年、261 年、262 年、263 年、264 年、265 年、266 年、267 年、268 年、269 年、270 年、271 年、272 年、273 年、274 年、275 年、276 年、277 年、278 年、279 年、280 年、281 年、282 年、283 年、284 年、285 年、286 年、287 年、288 年、289 年、290 年、291 年、292 年、293 年、294 年、295 年、296 年、297 年、298 年、299 年、300 年、301 年、302 年、303 年、304 年、305 年、306 年、307 年、308 年、309 年、310 年、311 年、312 年、313 年、314 年、315 年、316 年、317 年、318 年、319 年、320 年、321 年、322 年、323 年、324 年、325 年、326 年、327 年、328 年、329 年、330 年、331 年、332 年、333 年、334 年、335 年、336 年、337 年、338 年、339 年、340 年、341 年、342 年、343 年、344 年、345 年、346 年、347 年、348 年、349 年、350 年、351 年、352 年、353 年、354 年、355 年、356 年、357 年、358 年、359 年、360 年、361 年、362 年、363 年、364 年、365 年、366 年、367 年、368 年、369 年、370 年、371 年、372 年、373 年、374 年、375 年、376 年、377 年、378 年、379 年、380 年、381 年、382 年、383 年、384 年、385 年、386 年、387 年、388 年、389 年、390 年、391 年、392 年、393 年、394 年、395 年、396 年、397 年、398 年、399 年、400 年、401 年、402 年、403 年、404 年、405 年、406 年、407 年、408 年、409 年、410 年、411 年、412 年、413 年、414 年、415 年、416 年、417 年、418 年、419 年、420 年、421 年、422 年、423 年、424 年、425 年、426 年、427 年、428 年、429 年、430 年、431 年、432 年、433 年、434 年、435 年、436 年、437 年、438 年、439 年、440 年、441 年、442 年、443 年、444 年、445 年、446 年、447 年、448 年、449 年、450 年、451 年、452 年、453 年、454 年、455 年、456 年、457 年、458 年、459 年、460 年、461 年、462 年、463 年、464 年、465 年、466 年、467 年、468 年、469 年、470 年、471 年、472 年、473 年、474 年、475 年、476 年、477 年、478 年、479 年、480 年、481 年、482 年、483 年、484 年、485 年、486 年、487 年、488 年、489 年、490 年、491 年、492 年、493 年、494 年、495 年、496 年、497 年、498 年、499 年、500 年、501 年、502 年、503 年、504 年、505 年、506 年、507 年、508 年、509 年、510 年、511 年、512 年、513 年、514 年、515 年、516 年、517 年、518 年、519 年、520 年、521 年、522 年、523 年、524 年、525 年、526 年、527 年、528 年、529 年、530 年、531 年、532 年、533 年、534 年、535 年、536 年、537 年、538 年、539 年、540 年、541 年、542 年、543 年、544 年、545 年、546 年、547 年、548 年、549 年、550 年、551 年、552 年、553 年、554 年、555 年、556 年、557 年、558 年、559 年、560 年、561 年、562 年、563 年、564 年、565 年、566 年、567 年、568 年、569 年、570 年、571 年、572 年、573 年、574 年、575 年、576 年、577 年、578 年、579 年、580 年、581 年、582 年、583 年、584 年、585 年、586 年、587 年、588 年、589 年、590 年、591 年、592 年、593 年、594 年、595 年、596 年、597 年、598 年、599 年、600 年、601 年、602 年、603 年、604 年、605 年、606 年、607 年、608 年、609 年、610 年、611 年、612 年、613 年、614 年、615 年、616 年、617 年、618 年、619 年、620 年、621 年、622 年、623 年、624 年、625 年、626 年、627 年、628 年、629 年、630 年、631 年、632 年、633 年、634 年、635 年、636 年、637 年、638 年、639 年、640 年、641 年、642 年、643 年、644 年、645 年、646 年、647 年、648 年、649 年、650 年、651 年、652 年、653 年、654 年、655 年、656 年、657 年、658 年、659 年、660 年、661 年、662 年、663 年、664 年、665 年、666 年、667 年、668 年、669 年、670 年、671 年、672 年、673 年、674 年、675 年、676 年、677 年、678 年、679 年、680 年、681 年、682 年、683 年、684 年、685 年、686 年、687 年、688 年、689 年、690 年、691 年、692 年、693 年、694 年、695 年、696 年、697 年、698 年、699 年、700 年、701 年、702 年、703 年、704 年、705 年、706 年、707 年、708 年、709 年、710 年、711 年、712 年、713 年、714 年、715 年、716 年、717 年、718 年、719 年、720 年、721 年、722 年、723 年、724 年、725 年、726 年、727 年、728 年、729 年、730 年、731 年、732 年、733 年、734 年、735 年、736 年、737 年、738 年、739 年、740 年、741 年、742 年、743 年、744 年、745 年、746 年、747 年、748 年、749 年、750 年、751 年、752 年、753 年、754 年、755 年、756 年、757 年、758 年、759 年、760 年、761 年、762 年、763 年、764 年、765 年、766 年、767 年、768 年、769 年、770 年、771 年、772 年、773 年、774 年、775 年、776 年、777 年、778 年、779 年、780 年、781 年、782 年、783 年、784 年、785 年、786 年、787 年、788 年、789 年、790 年、791 年、792 年、793 年、794 年、795 年、796 年、797 年、798 年、799 年、800 年、801 年、802 年、803 年、804 年、805 年、806 年、807 年、808 年、809 年、810 年、811 年、812 年、813 年、814 年、815 年、816 年、817 年、818 年、819 年、820 年、821 年、822 年、823 年、824 年、825 年、826 年、827 年、828 年、829 年、830 年、831 年、832 年、833 年、834 年、835 年、836 年、837 年、838 年、839 年、840 年、841 年、842 年、843 年、844 年、845 年、846 年、847 年、848 年、849 年、850 年、851 年、852 年、853 年、854 年、855 年、856 年、857 年、858 年、859 年、860 年、861 年、862 年、863 年、864 年、865 年、866 年、867 年、868 年、869 年、870 年、871 年、872 年、873 年、874 年、875 年、876 年、877 年、878 年、879 年、880 年、881 年、882 年、883 年、884 年、885 年、886 年、887 年、888 年、889 年、890 年、891 年、892 年、893 年、894 年、895 年、896 年、897 年、898 年、899 年、900 年、901 年、902 年、903 年、904 年、905 年、906 年、907 年、908 年、909 年、910 年、911 年、912 年、913 年、914 年、915 年、916 年、917 年、918 年、919 年、920 年、921 年、922 年、923 年、924 年、925 年、926 年、927 年、928 年、929 年、930 年、931 年、932 年、933 年、934 年、935 年、936 年、937 年、938 年、939 年、940 年、941 年、942 年、943 年、944 年、945 年、946 年、947 年、948 年、949 年、950 年、951 年、952 年、953 年、954 年、955 年、956 年、957 年、958 年、959 年、960 年、961 年、962 年、963 年、964 年、965 年、966 年、967 年、968 年、969 年、970 年、971 年、972 年、973 年、974 年、975 年、976 年、977 年、978 年、979 年、980 年、981 年、982 年、983 年、984 年、985 年、986 年、987 年、988 年、989 年、990 年、991 年、992 年、993 年、994 年、995 年、996 年、997 年、998 年、999 年、1000 年

民國省別	8年(1919)	9年(1920)	10年(1921)	11年(1922)	12年(1923)	12年平均(1919-23)
河北省	2,683,753	1,022,219	1,819,314	1,295,119	947,000	9.4%
山東省	894,558	126,070	295,077	1,005,230	1,389,290	13.89%
山西省	201,851	64,996	248,737	164,114	227,720	2.27%
河南省	427,633	—	219,400	555,036	663,580	6.63%
陝西省	355,000	293,967	429,967	476,600	467,930	4.67%
浙江省	2,763,160	3,022,210	1,283,660	2,446,650	1,483,480	14.83%
安徽省	264,900	251,106	308,760	98,300	323,580	3.23%
江西省	125,535	291,975	163,830	154,833	18,860	1.88%
湖北省	105,000	97,860	45,325	84,623	17,390	1.73%
湖南省	1,207,000	1,580,000	615,150	2,029,850	1,274,200	12.74%
四川省	—	—	—	—	—	—
合計	9,028,390	6,750,403	5,429,220	8,310,355	7,148,000	7.14%

（註）1. 本數字は中國棉産統計による。2. 民國 26 年、27 年、28 年、29 年、30 年、31 年、32 年、33 年、34 年、35 年、36 年、37 年、38 年、39 年、40 年、41 年、42 年、43 年、44 年、45 年、46 年、47 年、48 年、49 年、50 年、51 年、52 年、53 年、54 年、55 年、56 年、57 年、58 年、59 年、60 年、61 年、62 年、63 年、64 年、65 年、66 年、67 年、68 年、69 年、70 年、71 年、72 年、73 年、74 年、75 年、76 年、77 年、78 年、79 年、80 年、81 年、82 年、83 年、84 年、85 年、86 年、87 年、88 年、89 年、90 年、91 年、92 年、93 年、94 年、95 年、96 年、97 年、98 年、99 年、100 年

表 (一)

支 那 各 省 別 棉 作 面 積

(單位：畝)

民 國 省 別	8 年 (1919)	9 年 (1920)	10 年 (1921)	11 年 (1922)	12 年 (1923)	13 年 (1924)	14 年 (1925)	15 年 (1926)	16 年 (1927)	17 年 (1928)	18 年 (1929)	19 年 (1930)	20 年 (1931)	21 年 (1932)	22 年 (1933)	23 年 (1934)	24 年 (1935)	25 年 (1936)
河 北	6,397,000	4,391,032	4,709,963	4,351,798	3,630,654	3,067,903	2,895,000	2,433,000	2,490,800	2,103,140	2,567,400	2,950,200	2,953,000	5,143,195	6,121,971	7,807,442	6,315,970	10,430,684
山 東	3,218,000	428,330	2,333,190	3,534,707	3,677,277	2,984,385	3,099,191	3,284,550	3,172,630	3,317,210	4,239,020	6,544,276	7,974,094	6,844,166	5,357,335	5,493,362	1,801,137	6,111,054
山 西	486,320	615,240	695,025	839,288	875,921	613,145	755,000	1,407,400	1,298,559	949,355	313,281	274,763	348,877	301,950	1,310,761	1,796,260	1,067,902	2,074,667
河 南	1,417,654	—	856,000	3,047,144	2,693,068	2,677,000	2,985,700	2,881,200	2,816,950	1,566,600	908,490	2,680,330	2,880,410	3,424,140	3,707,637	4,091,771	1,795,360	6,068,046
陝 西	—	1,283,650	2,405,640	1,867,200	1,642,288	1,642,288	1,316,000	1,447,030	1,442,540	1,282,800	185,000	1,208,900	1,638,800	1,412,664	2,106,667	3,710,938	3,657,014	4,254,709
江 蘇	19,278,307	12,474,700	11,812,600	9,605,978	8,164,751	7,760,893	7,815,016	8,129,000	7,328,619	8,824,000	9,511,179	8,625,235	7,656,244	8,514,837	9,876,909	10,207,010	10,257,553	10,401,070
浙 江	—	1,270,100	1,199,000	1,096,000	1,181,000	1,867,200	1,772,920	1,731,000	1,734,200	1,730,800	1,843,517	1,851,620	1,984,187	1,671,775	1,631,504	1,634,167	1,759,492	1,718,472
安 徽	762,600	1,195,695	1,099,000	1,147,950	1,151,416	1,036,275	841,200	433,881	436,730	469,481	466,300	490,600	462,900	955,050	1,073,672	1,244,651	1,330,453	1,404,000
江 西	—	398,850	256,650	361,630	689,578	689,578	714,000	541,666	597,248	576,880	304,100	286,100	46,127	222,688	202,700	237,759	199,740	226,630
湖 北	1,478,000	6,269,700	2,849,100	7,612,900	5,848,100	6,432,910	5,927,000	5,061,000	6,292,000	11,106,045	12,083,268	11,465,688	4,284,260	7,626,650	8,183,605	7,861,915	4,568,339	8,883,092
湖 南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,389,700	1,215,300	266,450	982,685	881,262	885,989	371,188	736,160
四 川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,901,746	3,901,888
合 計	33,037,881	28,327,297	28,216,168	33,464,595	29,554,053	28,771,577	28,121,027	27,349,727	27,610,276	31,926,311	33,811,255	37,593,012	30,495,349	37,099,800	40,454,023	44,971,264	35,025,894	56,210,472

最近 5 箇年平均	
棉作面積	百分比
7,163,852	16.10%
5,121,411	11.51
1,310,308	2.95
3,817,391	8.58
3,028,398	6.81
9,851,476	22.14
1,683,082	3.78
1,201,565	2.70
217,904	0.49
7,424,720	16.69
771,457	1.73
2,901,817	6.52
44,493,381	100.00

(註) 1. 本數字は中國棉産統計による。2. 民國 26 年、27 年の數字は支那事變のため不明なり。3. 最近 5 箇年平均欄に於ける四川省は 2 箇年平均を掲げたり。

支 那 各 省 別 繰 綿 收 量

(單位：擔)

民 國 省 別	8 年 (1919)	9 年 (1920)	10 年 (1921)	11 年 (1922)	12 年 (1923)	13 年 (1924)	14 年 (1925)	15 年 (1926)	16 年 (1927)	17 年 (1928)	18 年 (1929)	19 年 (1930)	20 年 (1931)	21 年 (1932)	22 年 (1933)	23 年 (1934)	24 年 (1935)	25 年 (1936)
河 北	2,683,753	1,022,219	1,819,314	1,295,119	944,973	798,575	958,290	814,300	770,550	653,120	801,260	834,791	844,000	1,282,929	1,444,912	2,836,127	2,166,447	2,539,582
山 東	894,558	126,070	295,077	1,005,230	1,387,666	937,224	995,603	518,279	709,755	620,413	1,213,080	2,170,658	2,154,882	1,769,394	1,468,932	1,334,053	407,215	1,790,227
山 西	201,851	64,996	248,737	164,114	230,681	161,502	161,502	380,583	501,872	288,980	40,340	62,501	81,728	53,921	502,412	601,096	252,592	496,489
河 南	427,633	—	219,400	555,036	667,512	572,141	544,634	557,427	590,220	214,282	122,880	566,529	644,544	596,755	816,650	1,022,357	416,778	1,367,226
陝 西	355,000	293,967	429,967	476,600	461,954	467,888	772,015	370,919	358,106	265,377	33,945	135,456	346,319	157,813	544,935	1,004,114	802,053	939,865
江 蘇	2,763,160	3,022,210	1,283,660	2,446,650	1,489,084	2,768,781	2,242,475	1,920,849	1,637,590	2,542,345	2,276,613	1,084,835	626,480	1,778,247	2,045,260	1,664,935	1,977,620	2,425,820
浙 江	264,900	251,106	308,760	98,300	329,960	675,567	506,100	326,527	529,180	346,445	444,342	472,696	389,883	417,164	391,858	462,618	461,936	852,507
安 徽	125,535	291,975	163,830	154,833	189,515	153,472	176,492	126,458	129,591	146,015	82,264	95,718	43,050	169,478	144,440	231,738	208,079	516,000
江 西	105,000	97,860	45,325	84,623	171,537	154,406	169,846	116,190	144,451	124,322	107,130	73,455	8,920	45,822	59,133	33,789	42,481	41,485
湖 北	1,207,000	1,580,000	615,150	2,029,850	1,271,760	1,119,326	1,007,394	1,112,053	1,350,793	3,637,975	2,071,304	3,061,588	1,037,002	1,634,350	2,177,593	1,910,783	917,184	2,068,163
湖 南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	393,800	251,340	45,292	199,764	178,082	100,389	42,194	258,005
四 川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	448,332	572,919
合 計	9,028,390	6,750,403	5,429,220	8,310,355	7,144,642	7,808,882	7,534,351	6,243,585	6,722,108	8,839,274	7,586,958	8,809,567	6,222,100	8,105,637	9,774,207	11,201,999	8,142,911	14,468,288

最近 5 箇年平均	
繰綿收量	百分比
2,053,999	19.29%
1,353,964	12.72
381,302	3.58
843,953	7.93
689,756	6.48
1,978,376	18.58
517,217	4.86
253,947	2.39
44,542	0.42
1,861,615	17.49
155,687	1.46
510,626	4.80
10,644,984	100.00

(註) 1. 本數字は中國棉産統計による。2. 民國 26 年、27 年の數字は支那事變のため不明なり。3. 最近 5 箇年平均欄に於ける四川省は 2 箇年平均を掲げたり。

次に民國十六年以降の三省縣別棉作面積及び繰綿産量を表示すれば別表(二)の如くである。

第四節 北支棉花の品質と用途

表(二) A 河北省各縣棉作面積 (單位:畝)

年次	民國16年 (1927)	17年 (1928)	18年 (1929)	19年 (1930)	20年 (1931)	21年 (1932)	22年 (1933)	23年 (1934)	24年 (1935)
正定	180,000	150,000	195,000	210,000	211,500	210,300	223,000	223,400	272,940
新定	6,000	6,000	6,000	6,100	6,100	6,950	6,010	5,850	4,980
定縣	85,000	60,000	125,000	198,000	200,000	198,000	196,750	198,250	200,600
唐縣	30,000	30,000	18,000	18,300	18,500	39,400	27,250	25,380	36,980
博野	7,000	7,000	8,000	17,000	18,500	17,800	20,598	20,850	20,350
安國	13,000	12,000	15,400	15,300	15,500	44,160	14,230	14,110	13,350
安平	30,000	25,000	22,000	22,300	21,400	10,000	6,700	3,600	3,900
深澤	40,000	40,000	40,000	42,500	42,500	70,100	38,050	30,000	52,200
無極	90,000	90,000	95,000	96,000	94,000	100,100	98,600	105,150	135,400
獲鹿	70,000	50,000	120,000	121,000	118,000	96,000	50,000	35,600	44,980
欒城	46,000	45,840	65,000	66,200	65,500	108,545	132,000	134,000	19,000
元氏	154,000	122,000	135,000	131,000	128,000	62,000	123,880	242,012	25,500
高邑	42,000	35,000	58,000	54,500	53,500	78,000	76,220	84,000	80,000
趙縣	400,800	252,800	320,000	227,000	228,000	228,000	212,000	395,181	398,000
寧晉	65,000	55,000	50,000	54,000	52,000	170,000	176,500	171,000	177,000
東鹿	120,000	86,000	115,000	116,000	112,000	300,000	251,200	377,000	376,000
晉縣	160,000	150,000	220,000	218,000	220,000	208,300	211,814	265,997	267,000
藁城	217,000	246,500	289,000	289,300	288,300	131,550	94,643	98,509	184,250
徐水	28,000	22,000	18,000	18,200	18,300	30,000	25,600	26,250	27,200
滿城	50,000	70,000	50,000	48,300	45,500	180,700	120,500	200,600	45,000
完縣	40,000	50,000	30,000	28,500	26,500	12,500	30,000	25,000	11,710
清苑	3,000	5,000	5,000	4,300	5,300	40,250	28,683	86,049	85,900
邯鄲	80,000	50,000	90,000	91,000	90,000	110,000	80,000	105,000	92,000

徐滿	水城	28,000	22,000	18,000	18,200	18,300	30,000	25,600	26,250	27,200
完清	縣苑	50,000	70,000	50,000	48,300	45,500	180,700	120,500	200,600	45,000
邯鄲	縣苑	40,000	50,000	30,000	28,500	26,500	12,500	30,000	25,000	11,710
永成	縣苑	3,000	5,000	5,000	4,300	5,300	40,250	28,683	86,049	85,900
永成	縣苑	80,000	50,000	90,000	91,000	90,000	110,000	80,000	105,000	92,000
永成	縣苑	220,000	150,000	180,000	159,000	158,000	209,000	208,000	200,000	197,000
永成	縣苑	50,000	30,000	35,000	37,000	38,000	48,500	410,000	425,000	263,000
永成	縣苑	90,000	70,000	80,000	81,500	83,000	140,870	112,150	132,080	135,000
永成	縣苑	80,000	86,000	55,000	70,000	77,000	85,000	75,780	185,000	170,000
永成	縣苑	60,000	67,000	65,000	70,000	70,000	180,000	190,480	214,800	320,000
永成	縣苑	25,000	28,000	20,000	30,000	35,000	40,980	10,800	52,000	55,000
永成	縣苑	9,000	12,000	—	14,000	14,000	4,000	8,500	56,500	157,500
任吳	邱橋	—	—	6,000	3,500	3,000	16,200	15,480	11,350	9,780
東樂	光亭	—	—	10,000	45,000	45,000	200,000	250,000	300,000	84,000
高	亭	—	—	12,000	13,000	13,000	135,000	135,000	37,340	12,000
高	亭	—	—	15,000	20,000	20,000	18,000	—	—	—
高	亭	—	—	—	5,300	4,400	12,000	22,778	19,710	18,200
高	亭	—	—	—	18,000	19,000	150,000	123,200	65,350	65,400
高	亭	—	—	—	10,000	9,000	20,000	17,500	18,700	11,000
高	亭	—	—	—	10,000	9,000	70,000	49,000	57,680	50,000
高	亭	—	—	—	7,800	7,000	8,500	84,800	109,800	140,000
高	亭	—	—	—	57,000	55,000	450,000	440,000	432,000	114,000
高	亭	—	—	—	22,500	22,000	253,000	255,200	70,000	—
高	亭	—	—	—	59,500	58,000	59,500	346,000	420,000	—
高	亭	—	—	—	46,500	46,000	74,000	35,000	24,045	1,100
高	亭	—	—	—	45,000	51,200	25,100	21,000	63,000	62,000
高	亭	—	—	—	37,800	35,500	70,000	3,400	90,000	93,000
高	亭	—	—	—	—	—	150,000	218,500	178,500	145,500
高	亭	—	—	—	—	—	11,000	20,500	23,500	33,500
高	亭	—	—	—	—	—	7,870	8,050	9,004	25,200
高	亭	—	—	—	—	—	7,520	5,700	54,000	44,000
高	亭	—	—	—	—	—	46,300	51,150	95,000	95,000
高	亭	—	—	—	—	—	2,100	8,500	25,000	30,000
高	亭	—	—	—	—	—	67,450	40,000	89,500	45,000
高	亭	—	—	—	—	—	650	800	118,600	196,200
高	亭	—	—	—	—	—	9,200	7,500	18,000	15,000
高	亭	—	—	—	—	—	5,000	4,500	120,000	165,000
高	亭	—	—	—	—	—	42,500	—	4,600	25,000
高	亭	—	—	—	—	—	4,000	4,500	4,000	6,000
高	亭	—	—	—	—	—	4,800	31,500	39,100	51,000
高	亭	—	—	—	—	—	8,500	10,800	36,000	65,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	1,980	21,000	18,550
高	亭	—	—	—	—	—	—	965	2,150	2,600
高	亭	—	—	—	—	—	—	1,820	5,080	5,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	2,680	27,410	51,700
高	亭	—	—	—	—	—	—	1,600	1,190	400
高	亭	—	—	—	—	—	—	2,900	4,000	3,500
高	亭	—	—	—	—	—	—	6,500	10,950	1,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	190,000	197,700	43,500
高	亭	—	—	—	—	—	—	1,800	2,235	840
高	亭	—	—	—	—	—	—	330	—	—
高	亭	—	—	—	—	—	—	12,400	5,000	5,600
高	亭	—	—	—	—	—	—	9,800	14,960	35,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	71,200	70,700	35,500
高	亭	—	—	—	—	—	—	2,800	—	—
高	亭	—	—	—	—	—	—	300,000	400,000	350,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	24,000	140,000	100,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	5,900	690	680
高	亭	—	—	—	—	—	—	15,000	50,000	24,400
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	48,980	26,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	108,000	—
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	23,000	58,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	2,000	15,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	450	1,000
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	—	28,080
高	亭	—	—	—	—	—	—	—	—	36,000
合計		2,490,800	2,103,140	2,567,400	2,950,200	2,953,000	5,143,195	6,121,971	7,807,442	6,315,970

(註) 中國棉產統計による。

(B)

山東省各縣棉作面積 (單位：畝)

縣別	年次	民國16年 (1927)	17年 (1928)	18年 (1929)	19年 (1930)	20年 (1931)	21年 (1932)	22年 (1933)	23年 (1934)	24年 (1935)
恩縣	縣	200,600	200,000	225,000	250,000	470,000	235,000	236,700	280,000	30,000
	唐	355,500	375,000	375,000	120,000	239,000	418,850	421,890	421,850	206,450
高唐	清	509,500	540,000	575,000	600,000	600,000	617,244	621,670	624,030	2,200
	陶	200,000	250,000	250,000	260,000	390,000	240,000	222,500	225,850	2,000
館陶	堂	200,000	182,000	185,000	200,000	210,000	301,800	302,450	305,600	2,200
	平	6,000	7,000	7,500	—	—	—	—	9,000	6,000
博平	澤	59,000	59,100	65,000	278,386	278,000	276,000	35,500	7,090	—
	野	90,000	90,000	90,000	116,557	—	116,557	50,605	50,605	—
鉅野	嘉	450	500	—	—	—	—	—	500	—
	祥	30,000	30,000	30,000	60,971	62,000	62,000	60,000	63,840	35,500
定陶	曹	365,000	360,000	360,000	1,194,387	1,190,000	1,190,000	227,000	344,756	155,126
	平	4,450	4,500	5,000	—	—	—	—	—	—

堂	200,000	182,000	185,000	200,000	210,000	301,800	222,800	225,850	2,000
博	6,000	7,000	7,500	—	—	—	—	—	2,200
荷	59,000	59,100	65,000	278,386	278,000	276,000	35,500	9,000	6,000
鉅	90,000	90,000	90,000	116,557	—	116,557	50,605	7,090	—
嘉	450	500	—	—	—	—	50,605	50,605	—
定	30,000	30,000	30,000	60,971	62,000	62,000	—	500	—
曹	365,000	360,000	360,000	1,194,387	1,190,000	1,190,000	60,000	63,840	35,500
東	4,450	4,500	5,000	—	—	—	227,000	344,756	155,126
東	130	150	—	—	—	—	—	—	—
臨	60,000	58,800	55,000	58,000	58,000	58,000	—	—	—
高	45,000	49,400	40,000	—	—	—	58,200	56,500	6,500
武	110,000	116,700	137,000	—	—	—	—	56,800	49,124
平	47,000	54,560	70,000	80,000	105,000	81,418	82,010	119,000	1,500
高	45,000	64,100	73,420	45,000	78,220	97,770	99,170	20,000	2,600
廣	70,000	65,000	75,000	70,200	72,000	60,000	80,000	90,000	52,500
博	60,000	55,000	60,000	102,800	102,000	71,000	81,000	95,000	48,000
利	79,000	78,000	—	120,000	120,000	1,000	96,000	98,000	91,000
蒲	80,000	90,000	105,000	118,000	208,000	208,000	1,500	11,000	20,000
濱	145,000	164,500	192,100	200,000	200,000	208,000	209,000	225,000	225,000
鄒	55,000	49,000	65,000	52,500	67,250	67,360	235,000	300,000	238,000
夏	150,500	163,000	201,000	210,000	510,000	477,350	68,350	98,000	35,000
清	160,500	177,400	296,000	380,000	370,000	547,700	476,780	525,000	80,082
商	45,000	33,500	85,000	100,000	220,000	88,500	554,270	480,000	123,460
齊	—	—	39,000	58,000	63,000	63,500	97,000	74,000	58,500
德	—	—	85,000	100,000	170,000	170,000	58,500	93,180	22,000
邱	—	—	65,000	—	487,644	253,500	170,500	65,000	4,000
魚	—	—	55,000	—	—	—	265,950	273,600	40,000
冠	—	—	210,000	230,000	330,000	200,600	—	650	—
德	—	—	83,000	92,000	9,650	8,650	191,500	198,400	32,700
陵	—	—	80,000	80,000	32,100	32,100	8,900	3,500	2,900
惠	—	—	110,000	17,200	17,200	16,700	32,400	31,000	6,200
需	—	—	—	80,000	80,000	80,000	16,700	33,000	57,000
濟	—	—	40,000	20,800	20,800	12,000	76,000	50,000	40,500
青	—	—	15,000	5,110	2,600	5,200	12,800	15,000	14,600
章	—	—	17,000	18,140	18,200	18,800	5,200	6,500	4,400
禹	—	—	280,000	300,000	104,200	103,720	31,000	15,500	15,500
城	—	—	99,590	101,000	101,000	11,700	20,000	800	800
濮	—	—	55,219	—	1,300	—	3,610	1,810	1,810
單	—	—	626,131	716,000	176,052	—	270	270	20
鄆	—	—	44,535	—	44,535	7,120	25,050	25,200	15,100
鄆	—	—	—	63,180	30,180	30,200	27,240	4,500	—
陽	—	—	—	4,800	5,000	4,700	5,500	6,000	6,000
鄆	—	—	—	6,000	5,000	1,000	525	—	—
長	—	—	—	—	—	—	2,100	1,700	1,700
桓	—	—	—	—	—	—	1,200	600	600
昌	—	—	—	—	—	—	600	17,670	17,670
無	—	—	—	—	—	—	1,000	1,000	1,000
聊	—	—	—	—	—	—	5,000	400	400
荏	—	—	—	—	—	—	4,500	1,200	1,200
齊	—	—	—	—	—	—	700	80	80
莘	—	—	—	—	—	—	670	80	80
觀	—	—	—	—	—	—	150	25	25
范	—	—	—	—	—	—	310	20	20
朝	—	—	—	—	—	—	450	30	30
陽	—	—	—	—	—	—	400	30	30
壽	—	—	—	—	—	—	35	—	—
汶	—	—	—	—	—	—	6,500	—	—
濟	—	—	—	—	—	—	350	—	—
金	—	—	—	—	—	—	301	—	—
益	—	—	—	—	—	—	—	800	800
淄	—	—	—	—	—	—	—	1,010	1,010
歷	—	—	—	—	—	—	—	4,020	4,020
壽	—	—	—	—	—	—	—	3,100	3,100
蒙	—	—	—	—	—	—	—	7,000	7,000
沂	—	—	—	—	—	—	—	12,000	12,000
莒	—	—	—	—	—	—	—	1,500	1,500
安	—	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000
平	—	—	—	—	—	—	—	3,300	3,300
昌	—	—	—	—	—	—	—	800	800
合	3,172,630	3,317,210	4,239,020	6,544,276	7,974,094	6,844,166	5,357,335	5,493,362	1,801,137

(註) 中國棉產統計による。

(C)

山西省各縣棉作面積

(單位：畝)

年次	民國16年 (1927)	17年 (1928)	18年 (1929)	19年 (1930)	20年 (1931)	21年 (1932)	22年 (1933)	23年 (1934)	24年 (1935)
侯馬	107,700	74,394	4,050	11,803	83,000	60,000	164,010	184,185	86,695
曲沃	105,205	65,745	37,970	17,590	15,010	13,000	159,166	186,060	15,741
洪洞	88,399	67,706	19,276	5,280	5,320	7,000	59,000	128,781	90,000
臨汾	92,815	83,424	42,562	4,395	3,590	2,200	96,800	119,700	35,000
永濟	66,768	46,727	21,300	7,135	7,350	3,300	51,000	76,000	71,000
河津	83,695	58,586	1,700	3,894	5,748	4,000	25,814	34,764	12,401
新絳	57,476	55,225	7,366	14,198	12,590	12,600	54,532	58,003	7,384
趙城	41,356	66,672	12,600	4,324	4,200	4,500	42,600	63,773	42,000
解縣	76,680	53,876	1,429	4,541	4,450	3,300	41,000	50,000	51,398
虞鄉	53,870	41,196	800	6,110	6,200	6,500	46,500	55,000	45,000
臨猗	59,756	38,070	—	16,696	11,690	10,000	38,866	53,213	64,391
晉氏	38,932	24,801	—	4,437	3,900	2,600	14,593	23,847	35,000
安邑	41,635	25,795	4,578	3,204	3,300	3,000	19,500	23,000	17,317
平陸	43,500	26,236	—	23,012	25,552	10,000	10,000	19,000	29,000
芮城	30,336	19,923	—	4,270	4,300	3,200	27,000	35,000	50,500
襄陵	44,085	30,884	7,392	3,656	3,600	3,000	16,000	49,500	18,638
稷山	33,120	22,512	7,800	8,364	8,481	7,500	26,210	40,348	7,379
絳城	30,900	23,130	5,364	2,563	2,500	2,000	78,180	84,661	35,000
汾陽	25,334	17,942	23,582	13,784	9,850	9,900	18,000	53,832	2,600
萬泉	36,080	21,460	—	20,330	20,500	10,300	58,963	66,502	42,000
夏縣	28,693	20,005	5,732	5,460	5,900	5,950	17,500	24,000	23,088
大閭	15,110	10,290	36,537	2,732	6,041	6,100	35,000	36,340	12,300
聞喜	22,683	13,804	18,450	5,767	5,800	2,000	14,834	17,946	29,338
霍州	10,181	1,552	7,837	969	980	1,200	25,000	31,510	23,000
翼城	37,208	22,032	6,284	21,500	16,500	16,900	35,356	68,961	20,000
垣曲	8,860	5,435	8,500	2,413	2,500	2,600	5,000	9,547	2,490
汾西	2,985	2,086	—	1,223	1,230	1,500	1,200	5,560	2,500
浮山	3,343	2,666	3,240	1,757	1,800	1,800	4,379	14,460	5,000
安澤	2,252	1,595	3,169	612	630	700	2,100	2,890	1,500
吉縣	3,199	2,117	1,842	966	1,120	1,300	2,512	7,730	4,000
隰谷	2,405	1,438	4,271	247	370	380	690	1,981	1,500
太定	2,450	—	2,293	1,259	800	5,000	25,080	9,850	3,633
鄉寧	1,548	2,031	2,580	2,746	3,150	3,350	2,500	8,400	6,200
蒲縣	—	—	836	843	840	920	1,170	1,859	2,800
永濟	—	—	783	491	480	650	1,096	1,742	700
靈石	—	—	732	407	450	500	24,500	24,059	12,800
文水	—	—	383	294	300	500	5,500	10,970	4,500
孝義	—	—	1,448	4,114	10,000	10,000	29,070	19,652	49,000
介休	—	—	3,257	3,214	5,635	7,000	3,300	15,000	30,000
離石	—	—	854	901	840	1,000	990	5,000	5,000
中陽	—	—	714	405	1,500	3,000	1,200	9,944	7,200
臨縣	—	—	984	8,627	5,300	5,800	—	9,300	6,000
忻州	—	—	884	870	800	1,000	—	956	1,000
屯留	—	—	1,820	5,254	5,660	5,500	—	15,000	9,000
平遙	—	—	798	920	2,200	2,600	2,000	2,178	1,925
清源	—	—	1,284	1,650	—	—	—	—	—
沁縣	—	—	—	17,790	20,000	30,000	12,000	12,656	16,000
沁州	—	—	—	1,741	2,000	1,500	2,080	3,000	4,834
沁縣	—	—	—	—	650	500	600	3,400	3,500
沁州	—	—	—	—	1,250	1,500	—	—	900
交城	—	—	—	—	3,020	3,300	2,200	1,000	1,500
孟縣	—	—	—	—	—	—	920	800	7,000
榆次	—	—	—	—	—	—	1,750	6,000	4,800
石樓	—	—	—	—	—	—	—	3,400	1,650
興縣	—	—	—	—	—	—	—	3,000	2,000
武鄉	—	—	—	—	—	—	—	3,000	2,000
合計	1,298,559	949,355	313,281	274,763	348,877	301,950	1,310,761	1,796,260	1,067,902

(註) 中國棉產統計による。

(D)

河北省各縣線綿收量

(單位：擔)

縣別	年次	民國	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	最近3箇年平均	
		16年 (1927)	(1928)	(1929)	(1930)	(1931)	(1932)	(1933)	(1934)	(1935)	線綿收量	百分比
正定	定樂縣	50,000	41,000	58,000	57,275	59,136	37,838	37,489	71,576	66,585	58,550	%
新定	唐縣	1,600	1,900	1,360	1,654	1,705	1,412	690	2,793	1,398	1,627	2.62
唐博	野	27,000	28,000	42,500	38,890	58,960	36,288	50,649	104,604	84,270	79,841	0.07
博	國平	9,500	11,000	4,000	5,563	4,912	8,279	5,438	12,159	10,631	9,409	3.57
安	深	2,100	1,800	2,700	4,460	4,894	4,803	4,116	9,993	6,505	6,871	0.42
安	澤	5,000	2,800	5,500	3,480	4,098	12,359	1,538	8,294	6,387	5,406	0.31
深	極	7,000	3,600	6,000	6,939	6,649	2,139	953	992	1,057	1,001	0.24
無	鹿	7,500	6,200	12,400	13,230	13,576	17,171	4,566	18,900	25,032	16,166	0.04
獲	鹿	32,000	39,000	28,100	30,630	29,376	24,021	30,357	42,054	65,068	45,826	0.72
獲	城	15,000	12,000	43,000	38,528	32,944	26,080	4,005	19,920	18,123	14,016	2.05
樂元	高	17,000	22,920	26,800	21,120	20,864	25,823	14,385	27,624	6,360	16,123	0.63
高	趙	60,000	38,000	43,200	36,490	35,672	15,599	14,147	116,105	8,370	46,207	0.72
趙	寧	15,000	11,500	18,100	14,790	14,526	22,128	12,629	41,522	32,560	28,904	2.06
寧	管	79,750	58,700	101,300	71,870	71,800	69,048	30,620	180,623	253,920	155,054	1.29
管	鹿	18,000	13,000	13,600	16,560	14,680	39,355	27,042	59,025	97,180	61,082	6.92
東	縣	42,000	26,500	36,000	36,070	30,540	71,925	50,230	238,880	178,920	156,010	2.73
管	城	49,000	47,000	81,000	69,240	71,360	50,969	62,278	198,968	157,980	139,742	6.97
管	水	110,000	78,000	78,800	80,984	92,246	36,830	15,142	47,283	103,160	55,195	6.24
管	城	7,200	8,000	4,700	5,520	4,165	6,580	6,184	12,285	9,312	9,260	2.46
滿	縣	12,000	15,000	13,000	16,490	10,353	37,968	14,512	112,324	18,570	48,469	0.41
完	苑	11,000	20,000	9,100	9,720	6,036	3,664	2,775	14,000	4,960	7,245	2.16
清	苑	900	1,500	1,500	1,174	1,100	7,669	6,818	37,860	35,606	26,761	0.32
苑		28,000	18,000	28,000	31,770	24,330	31,740	14,100	14,100	14,100	14,100	1.20

九高	15,000	11,500	18,100	14,790	14,526	22,128	12,629	41,522	32,560	28,904	1.29
趙寧	79,750	58,700	101,300	71,870	71,800	69,048	30,620	180,623	253,920	155,054	6.92
東管	18,000	13,000	13,600	16,560	14,680	39,355	27,042	59,025	97,180	61,082	2.73
鹿	42,000	26,500	36,000	36,070	30,540	71,925	50,230	238,880	178,920	156,010	6.97
管	49,000	47,000	81,000	69,240	71,360	50,969	62,278	198,968	157,980	139,742	6.24
城	110,000	78,000	78,800	80,984	92,246	36,830	15,142	47,283	103,160	55,195	2.46
徐	7,200	8,000	4,700	5,520	4,165	6,580	6,184	12,285	9,312	9,260	0.41
滿	12,000	15,000	13,000	16,490	10,353	37,968	14,512	112,324	18,570	48,469	2.16
完	11,000	20,000	9,100	9,720	6,036	3,664	2,775	14,000	4,960	7,245	0.32
清	900	1,500	1,500	1,174	1,100	7,669	6,818	37,860	35,606	26,761	1.20
邯	28,000	18,000	28,000	31,770	24,484	21,740	14,100	17,325	22,080	17,835	0.80
永	63,000	50,000	55,000	43,520	42,998	58,371	29,344	55,630	110,512	65,162	2.91
成	12,000	10,000	10,600	8,160	10,238	10,556	94,224	115,020	63,120	90,788	4.05
磁	30,000	22,000	24,300	25,220	25,448	32,429	28,444	40,351	32,440	33,745	1.51
澤	22,000	30,000	14,000	11,500	19,610	26,000	32,964	19,110	37,400	29,825	1.33
豐	22,000	25,000	21,000	10,700	16,270	100,800	97,259	57,996	38,400	64,552	2.88
玉	8,000	8,200	5,900	2,660	5,096	15,990	1,720	11,648	9,900	7,756	0.35
寶	2,000	2,500	—	1,390	3,234	570	1,184	14,980	23,100	13,088	0.58
任	—	—	1,700	900	798	3,964	4,327	4,534	2,707	3,856	0.17
吳	—	—	2,600	13,760	12,040	61,050	120,000	103,500	16,344	79,948	3.57
東	—	—	3,100	3,820	3,976	32,205	40,656	9,720	1,632	17,336	0.77
樂	—	—	4,400	2,000	4,620	9,000	—	—	—	—	—
高	—	—	—	1,590	1,146	2,604	6,313	6,107	4,680	5,700	0.26
蠡	—	—	—	5,230	4,809	35,280	27,024	27,519	23,572	26,038	1.16
寧	—	—	—	3,060	2,408	5,280	6,612	8,568	2,695	5,958	0.27
南	—	—	—	3,000	2,408	25,620	17,472	15,027	13,920	15,473	0.69
新	—	—	—	2,324	1,842	17,892	30,407	26,000	24,766	24,766	1.11
南	—	—	—	17,920	15,280	97,260	125,312	135,600	21,320	94,077	4.20
廣	—	—	—	6,980	5,908	51,275	35,779	15,960	—	25,870	1.16
威	—	—	—	18,840	16,093	14,455	89,188	125,440	—	107,314	4.79
鉅	—	—	—	14,380	12,356	22,048	5,238	5,041	310	3,530	0.16
隆	—	—	—	13,950	13,918	5,119	3,803	22,400	25,040	17,081	0.76
柏	—	—	—	11,440	9,428	14,840	375	32,076	47,900	26,784	1.20
武	—	—	—	—	—	33,750	63,775	51,320	30,578	48,558	2.17
永	—	—	—	—	—	3,300	4,687	7,065	7,052	6,268	0.28
宛	—	—	—	—	—	2,334	1,673	3,520	6,997	4,063	0.18
安	—	—	—	—	—	1,970	1,366	20,736	11,264	11,122	0.50
大	—	—	—	—	—	13,800	11,908	25,020	29,450	22,126	0.99
寧	—	—	—	—	—	530	3,829	7,500	5,770	5,700	0.26
香	—	—	—	—	—	1,960	6,144	22,169	11,075	13,129	0.59
天	—	—	—	—	—	154	187	36,528	41,472	26,062	1.16
平	—	—	—	—	—	2,152	1,575	5,616	3,412	3,534	0.16
昌	—	—	—	—	—	1,672	1,675	1,964	30,420	11,353	0.51
撫	—	—	—	—	—	9,913	—	732	4,410	2,571	0.11
三	—	—	—	—	—	805	911	935	1,328	1,058	0.05
固	—	—	—	—	—	1,830	8,012	10,286	10,487	9,595	0.43
通	—	—	—	—	—	2,275	2,149	10,800	23,595	12,181	0.54
靜	—	—	—	—	—	—	495	8,145	4,720	4,453	0.20
大	—	—	—	—	—	—	303	713	472	496	0.02
青	—	—	—	—	—	—	505	1,581	1,065	1,050	0.04
滄	—	—	—	—	—	—	1,120	9,867	10,638	7,208	0.32
交	—	—	—	—	—	—	658	433	48	380	0.02
景	—	—	—	—	—	—	1,174	1,585	780	1,180	0.05
故	—	—	—	—	—	—	2,080	4,343	180	2,201	0.10
冀	—	—	—	—	—	—	45,600	67,113	8,330	40,348	1.80
叢	—	—	—	—	—	—	726	903	196	608	0.03
安	—	—	—	—	—	—	65	—	—	65	—
定	—	—	—	—	—	—	2,144	1,920	1,888	1,984	0.09
望	—	—	—	—	—	—	2,242	6,496	15,100	7,946	0.36
平	—	—	—	—	—	—	6,942	57,618	9,940	24,833	1.11
平	—	—	—	—	—	—	295	—	—	295	0.01
曲	—	—	—	—	—	—	66,070	111,000	116,600	97,890	4.37
肥	—	—	—	—	—	—	4,452	34,960	17,580	18,997	0.85
邢	—	—	—	—	—	—	1,006	148	275	476	0.02
樂	—	—	—	—	—	—	5,351	6,690	4,780	5,607	0.25
卓	—	—	—	—	—	—	—	15,869	5,400	10,635	0.47
清	—	—	—	—	—	—	—	40,176	—	40,176	1.79
堯	—	—	—	—	—	—	—	9,917	17,970	13,944	0.62
行	—	—	—	—	—	—	—	640	4,800	2,720	0.12
臨	—	—	—	—	—	—	—	76	166	121	0.01
靈	—	—	—	—	—	—	—	—	5,619	5,619	0.25
盧	—	—	—	—	—	—	—	—	7,564	7,564	0.34
合 計	770,550	653,120	801,260	834,791	844,000	1,282,929	1,444,912	2,836,127	2,166,447	2,239,363	100.00

(註) 中國棉產統計による。

(E)

山東省各縣綫綿收量

(單位:擔)

年次 縣別	民國	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	最近3箇年平均	
	16年 (1927)	(1928)	(1929)	(1930)	(1931)	(1932)	(1933)	(1934)	(1935)	綫綿收量	百分比
恩縣	40,922	27,000	52,080	50,070	196,260	55,437	52,201	58,831	6,070	39,034	3.57
高唐	84,022	75,475	108,365	31,680	145,330	126,785	103,858	90,569	37,154	77,194	7.06
臨清	118,955	108,435	168,675	179,560	225,750	186,929	187,088	166,918	407	118,138	10.80
館陶	32,640	29,950	63,750	68,640	146,490	67,200	53,932	49,690	355	34,659	3.17
堂邑	34,000	27,846	47,175	59,400	87,340	87,238	73,443	72,196	380	48,673	4.45
博平	918	932	1,912	—	—	—	—	1,498	1,040	1,269	0.12
澤野	19,057	8,037	16,575	88,389	58,890	71,305	11,338	2,388	—	6,863	0.63
鉅野	29,070	12,240	22,950	42,000	—	28,549	15,028	11,689	—	13,359	1.22
嘉祥	145	52	—	—	—	—	—	119	—	119	0.01
定陶	9,690	3,060	8,650	15,284	17,280	15,650	18,324	20,679	9,924	16,309	1.49
曹縣	117,895	36,720	91,800	514,278	74,340	261,100	68,580	82,053	42,186	64,273	5.88
東平	1,437	1,224	1,270	—	—	—	—	—	—	—	—
東阿	40	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨高	12,240	9,996	17,765	17,226	13,695	25,441	15,866	19,310	1,005	12,060	1.10
高密	10,260	9,607	13,835	—	—	—	—	14,577	21,734	18,156	1.66
武城	22,440	19,839	35,523	—	—	20,592	28,887	28,830	310	19,342	1.77
平原	10,404	10,000	19,075	18,340	26,055	22,018	24,673	4,200	517	9,797	0.90
高苑	2,490	21,458	27,125	15,012	21,226	14,202	31,699	24,912	8,223	21,611	1.98
廣德	4,760	19,890	24,225	30,145	21,325	15,912	20,728	21,962	7,910	16,867	1.54
博興	3,080	15,895	19,380	30,930	31,691	25,841	24,557	22,316	15,103	20,652	1.89
利津	5,372	3,978	—	43,560	37,200	223	344	1,750	3,160	1,751	0.16
濱縣	8,975	29,840	37,880	39,236	50,494	50,294	50,228	50,435	43,230	47,964	4.39
鄒平	15,440	58,744	69,343	67,520	66,240	54,963	96,680	83,790	65,108	81,859	7.48
鄒夏	4,720	15,153	23,435	17,346	20,641	29,128	25,987	29,512	8,670	21,390	1.96
清河	35,720	30,094	58,899	88,140	192,200	142,065	136,484	133,025	16,803	95,437	8.72
清河	39,163	34,661	81,340	103,320	164,150	144,331	149,494	113,830	25,835	96,386	8.81
齊東	45,900	10,251	27,455	29,700	74,850	20,965	29,778	22,656	14,797	22,410	2.05
德縣	—	—	10,686	17,974	18,250	27,369	19,581	30,424	5,516	18,507	1.69
邱縣	—	—	21,675	28,050	47,865	35,700	34,590	15,490	612	16,897	1.54
魚臺	—	—	16,575	—	107,768	54,990	61,750	55,845	8,890	42,162	3.85
冠縣	—	—	14,025	—	—	—	—	107	—	107	0.01
德縣	—	—	55,755	55,080	104,820	38,267	44,353	35,712	5,803	28,623	2.62
陵縣	—	—	29,127	30,096	3,029	2,794	2,253	834	658	1,248	0.12
惠民	—	—	26,755	25,084	11,516	15,957	9,384	9,450	757	6,530	0.60
化縣	—	—	—	30,855	3,853	2,299	3,486	7,100	12,816	7,801	0.71
濟寧	—	—	—	21,760	18,600	6,312	17,472	9,924	8,163	11,853	1.08
青島	—	—	—	10,880	7,042	5,267	3,912	5,609	3,982	4,501	0.41
章丘	—	—	—	5,130	1,262	587	2,002	1,620	957	1,526	0.14
禹城	—	—	—	5,770	6,210	8,425	6,859	11,952	3,839	7,550	0.69
武城	—	—	—	74,340	127,260	27,739	25,660	4,312	160	10,044	0.92
濰縣	—	—	—	29,563	2,897	18,240	3,089	859	430	1,459	0.13
濰縣	—	—	—	16,419	—	158	—	57	3	30	0.00
單縣	—	—	—	256,994	—	38,369	4,384	4,411	4,224	4,340	0.40
鄆城	—	—	—	12,887	—	10,947	1,744	5,551	—	3,648	0.33
樂陵	—	—	—	—	20,849	7,939	7,980	1,191	1,444	3,538	0.32
陽信	—	—	—	—	744	817	1,091	875	1,371	1,112	0.10
長山	—	—	—	—	1,470	1,050	165	125	—	145	0.01
桓台	—	—	—	—	—	—	—	566	398	482	0.04
昌樂	—	—	—	—	—	—	—	342	139	241	0.02
無聊	—	—	—	—	—	—	—	162	6,864	3,513	0.32
齊河	—	—	—	—	—	—	—	160	198	179	0.02
齊河	—	—	—	—	—	—	—	883	64	474	0.04
齊河	—	—	—	—	—	—	—	945	214	580	0.05
齊河	—	—	—	—	—	—	—	169	14	92	0.01
齊河	—	—	—	—	—	—	—	112	12	62	0.01
齊河	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
齊河	—	—	—	—	—	—	—	28	4	16	0.00
齊河	—	—	—	—	—	—	—	52	3	28	0.00
齊河	—	—	—	—	—	—	—	84	5	45	0.00
齊河	—	—	—	—	—	—	—	82	4	43	0.00
齊河	—	—	—	—	—	—	—	6	—	6	0.00
齊河	—	—	—	—	—	—	—	1,170	—	1,170	0.11
齊河	—	—	—	—	—	—	—	71	—	71	0.01
齊河	—	—	—	—	—	—	—	38	—	38	0.00

廣博	饒興	4,760	19,890	24,225	30,145	21,325	15,912	20,728	21,962	7,910	16,867	1.54
利浦	津臺縣	3,080	15,895	19,380	30,930	31,691	25,841	24,537	22,316	15,103	20,652	1.89
濱鄒	平津	5,372	3,978	—	43,560	37,200	223	344	1,750	3,160	1,751	0.16
夏	平津	8,975	29,840	37,880	39,236	50,494	50,294	50,228	50,435	43,230	47,964	4.39
清商	平河東縣	15,440	58,744	69,343	67,520	66,240	54,963	96,680	83,790	65,108	81,859	7.48
齊德	邱	4,720	15,153	23,435	17,346	20,641	29,128	25,987	29,512	8,670	21,390	1.96
邱	臺縣	35,720	30,094	58,899	88,140	192,200	142,065	136,484	133,025	16,803	95,437	8.72
魚冠	平	39,163	34,661	81,340	103,320	164,150	144,331	149,494	113,830	25,835	96,386	8.81
德陵	縣	45,900	10,251	27,455	29,700	74,850	20,965	29,778	22,656	14,797	22,410	2.05
臺縣	平	—	—	10,686	17,974	18,250	27,369	19,581	30,424	5,516	18,507	1.69
平縣	民	—	—	21,675	28,050	47,865	35,700	34,590	15,490	612	16,897	1.54
化陽	城	—	—	16,575	—	107,768	54,990	61,750	55,845	8,890	42,162	3.85
邱城	城	—	—	14,025	—	—	—	—	107	—	107	0.01
禹	武	—	—	55,755	55,080	104,820	38,267	44,353	35,712	5,803	28,623	2.62
武	縣	—	—	29,127	30,096	3,029	2,794	2,253	834	658	1,248	0.12
縣	城	—	—	26,755	25,084	11,516	15,957	9,384	9,450	757	6,530	0.60
城	陵	—	—	—	30,855	3,853	2,299	3,486	7,100	12,816	7,801	0.71
樂	信	—	—	—	21,760	18,600	6,312	17,472	9,924	8,163	11,853	1.08
陽	城	—	—	—	10,880	7,042	5,267	3,912	5,609	3,982	4,501	0.41
長	山	—	—	—	5,130	1,262	587	2,002	1,620	957	1,526	0.14
桓	臺	—	—	—	5,770	6,210	8,425	6,859	11,952	3,839	7,550	0.69
昌	邑	—	—	—	74,340	127,260	27,739	25,660	4,312	160	10,044	0.92
無	棗	—	—	—	29,563	2,897	18,240	3,089	859	430	1,459	0.13
聊	城	—	—	—	16,419	—	158	—	57	3	30	0.00
在	平	—	—	—	256,994	—	38,369	4,384	4,411	4,224	4,340	0.40
齊	河	—	—	—	12,887	—	10,947	1,744	5,551	—	3,648	0.33
幸	縣	—	—	—	—	—	20,849	7,939	7,980	1,191	3,538	0.32
觀	城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
范	縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝	穀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陽	張	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
壽	張	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汶	上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寧	陽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金	鄉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
益	都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
淄	川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歷	城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
壽	光	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蒙	陰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沂	水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
莒	縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安	邱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平	度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昌	樂	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	709,755	620,413	1,213,080	2,170,658	2,154,882	1,769,394	1,468,932	1,334,053	407,215	1,093,983	100.00

(註) 中國棉產統計による。

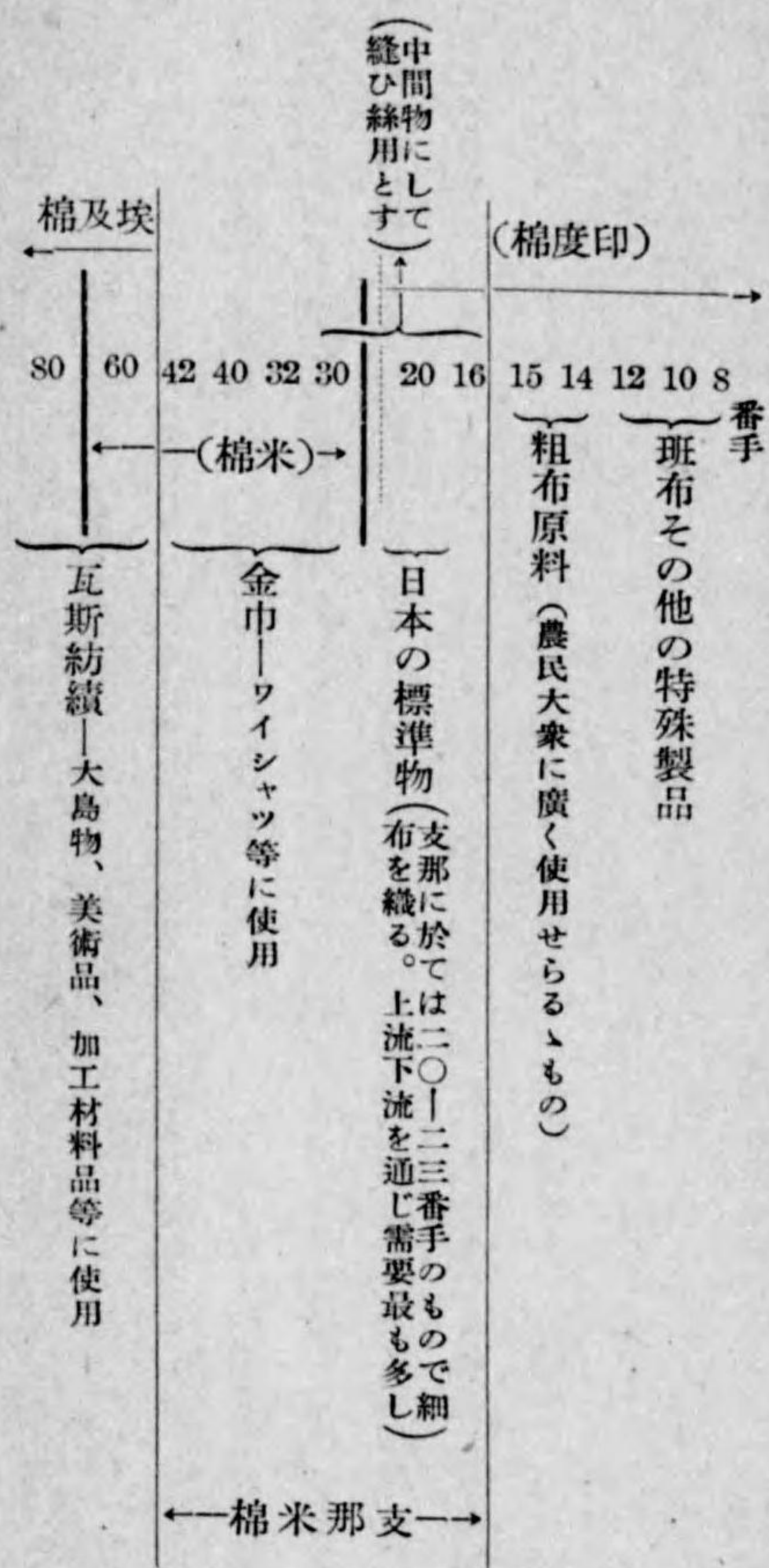
(F)

山西省各縣綫綿收量

(單位：擔)

年次 縣別	民國	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	最近3箇年平均	
	16年 (1927)	(1928)	(1929)	(1930)	(1931)	(1932)	(1933)	(1934)	(1935)	綫綿收量	百分比
榮河	43,080	22,318	233	2,168	23,860	5,300	77,937	72,446	18,206	56,196	12.39
曲沃	42,082	10,519	5,322	3,940	2,518	2,600	63,090	73,685	6,961	47,912	10.56
洪洞	26,520	27,082	2,311	1,081	1,023	1,250	25,965	44,429	32,400	34,265	7.55
臨汾	27,875	36,150	7,131	1,178	818	308	43,560	61,047	13,650	39,419	8.69
永濟	29,378	14,018	2,797	2,125	2,239	463	21,420	21,900	12,540	18,620	4.11
河津	37,663	15,232	133	693	1,299	594	12,181	13,210	2,976	9,456	2.09
新絳	21,741	19,329	813	3,457	2,868	2,520	17,815	15,660	1,984	11,820	2.61
趙城	18,610	38,892	1,821	1,089	913	912	11,670	27,134	15,960	18,255	4.03
解縣	34,506	9,698	361	1,107	1,108	325	17,220	14,655	7,368	13,081	2.88
虞鄉	24,242	16,478	77	1,808	1,885	831	16,740	15,810	9,294	13,948	3.08
臨猗	23,902	6,852	—	4,469	2,596	720	10,773	14,899	11,590	12,421	2.74
晉氏	13,423	6,200	—	1,022	398	206	5,200	7,869	8,400	7,156	1.58
安邑	12,491	1,806	491	754	800	328	7,020	6,762	2,597	5,460	1.20
平陸	19,575	3,674	—	4,340	4,930	970	3,900	5,520	3,400	4,273	0.94
芮城	12,134	2,988	—	773	788	424	9,720	10,362	7,350	9,144	2.02
襄陵	17,598	12,353	1,506	1,047	878	600	6,588	20,364	5,551	10,834	2.39
稷山	14,904	5,403	551	2,283	2,056	1,275	9,946	12,911	1,475	8,111	1.79
絳城	10,815	6,476	347	779	759	530	36,894	18,626	6,224	20,581	4.54
絳汾	8,867	4,844	3,902	3,235	1,924	1,980	7,124	16,149	428	7,900	1.74
萬泉	14,432	3,663	—	3,161	1,994	801	16,344	11,970	7,560	11,958	2.64
夏縣	12,912	8,002	539	1,637	1,830	1,482	6,300	6,441	6,926	6,556	1.45
大寧	4,533	1,881	3,893	808	1,752	1,340	6,930	9,884	2,583	6,466	1.43
開喜	9,673	4,831	1,756	1,423	1,408	160	4,905	8,883	7,921	7,236	1.60
霍縣	3,054	543	867	229	234	270	9,600	11,053	7,062	9,238	2.04
翼城	11,162	5,508	684	4,541	2,666	3,022	15,430	27,317	4,170	15,639	3.45
垣曲	2,658	1,087	570	326	333	312	1,800	4,725	523	2,349	0.52
汾西	597	730	—	165	155	216	460	1,259	562	760	0.17
浮山	1,170	733	504	239	226	246	1,113	4,228	1,344	2,228	0.49
安澤	563	358	519	106	104	109	756	720	352	609	0.13
吉縣	704	436	104	170	191	230	824	1,708	840	1,124	0.25
隰縣	481	287	480	47	56	52	99	405	315	273	0.06
谷縣	724	—	683	293	92	1,500	8,276	2,955	763	3,998	0.88
襄寧	403	609	645	549	788	893	450	1,764	1,116	1,110	0.25
蒲縣	—	—	79	145	117	189	146	263	420	276	0.06
永濟	—	—	79	51	61	82	233	402	126	254	0.06
和石	—	—	35	66	41	39	4,224	4,477	2,304	3,668	0.81
靈石	—	—	35	56	51	90	1,875	3,799	1,107	2,260	0.50
文水	—	—	246	1,316	5,000	4,000	8,914	4,716	14,700	9,443	2.08
汾孝	—	—	521	611	751	1,400	832	3,600	7,200	3,877	0.86
義和	—	—	13	150	140	200	297	1,500	1,200	999	0.22
介休	—	—	12	81	300	720	432	2,983	1,944	1,786	0.39
離石	—	—	16	2,156	1,060	1,392	—	1,395	1,260	1,328	0.29
中陽	—	—	12	217	160	200	—	156	180	168	0.04
臨忻	—	—	21	1,576	1,415	1,650	—	2,025	1,620	1,823	0.40
忻縣	—	—	17	230	348	520	420	457	404	427	0.09
屯留	—	—	214	330	—	—	—	—	—	—	—
平遙	—	—	—	4,091	5,333	9,000	4,032	3,797	3,840	3,890	0.86
沁源	—	—	—	383	667	450	749	900	870	840	0.19
沁縣	—	—	—	—	76	100	178	612	840	543	0.12
沁縣	—	—	—	—	125	300	—	—	162	162	0.04
崞城	—	—	—	—	594	770	462	210	270	314	0.07
交城	—	—	—	—	—	—	276	144	1,680	700	0.15
孟縣	—	—	—	—	—	—	788	1,080	864	911	0.20
榆次	—	—	—	—	—	—	504	1,020	346	623	0.14
石樓	—	—	—	—	—	—	—	450	300	375	0.08
興武	—	—	—	—	—	—	—	360	420	390	0.09
武鄉	—	—	—	—	—	—	—	—	144	144	0.03
合計	501,872	288,980	40,340	62,501	81,728	53,921	502,412	601,096	252,592	453,597	100.00

(註) 中國棉產統計による。



北支棉花は大別して支那在來棉と移植米棉（陸地棉）の二種あり、商品市場に於ては一般に在來棉は纖維短大粗剛なるため普通太毛物と呼ばれ、米棉は纖維細長なる所から細毛物と呼ばれてゐる。

支那在來棉は所謂東洋棉に屬し、その纖維は著しく粗剛なる繭棉より細長柔軟にして紡績に適する細絨棉（齊東細絨、正定大棉等）及びその中間に位する各種階級のものあり、大體に產地によりて統一されてゐる。纖維粗剛なる在來棉は彈力に富み蒲團の中入綿として賣られ、又脱脂綿或は高級家具充填材料に供せらるゝもので歐米向け輸出品は専らこの種のものである。

米棉は主としてキング及びトライス系のもので纖維長度一吋内外、専ら紡績用原棉として使用せられ、中番手に適當し品位は米棉標準規格のミドリノ級のものと同稱せられてゐる。北支米棉が埃及棉、米棉、印度棉に比し紡績用原料として占むる地位を示せば上の如くで、一六番手より四二番手に至る中番手の紡出が可能である。

（註）普通紡績の太物とは二〇番手以下の

第一章 北支棉花の地位

もの、中物とは二一四〇番手程度のもの、細物とは四二番手以上のものを言ふ。

日本向輸出の北支棉中には在來棉と米棉とがあるが、在來棉は特殊の用途を有するものなる故、假に紡績用原棉を米棉、印棉によりて完全に置換へても尙中入用棉花は之を支那に仰がねばならぬ。

併し乍ら米棉、在來棉の區別も實際上は、混合、退化等によりて必ずしも明瞭とは言ひ難く、時には米棉と在來棉の混合栽培が行はれ或は收穫後販賣上の利益を目的として混棉が行はるゝ爲兩者の中間に位する如きものもある。元來支那棉の缺點は混水と夾雜物混入による不正品の存在であつた。最近に至つて漸く輸出棉花の検査制度が確立せられ可なりその弊が除去せらるゝに至りたるも、品種の不統一に基く規格の無統制は今後改良を要する重要問題たるを失はない。

第二章 北支諸港に於ける棉花の貿易

北支に於ける棉花の輸出は次頁別表に示す統計に見るが如く殆ど總て天津に於て取扱はれて來た。青島は濟南、張店市場を控へてゐるけれども日本紡績工業の進出目覺ましきものありて、その消費原棉は百萬擔を遙かに突破し、山東省内生産棉花を以てしてはその需要を充し得ず従つて海外への輸出餘力を持ち得なかつた。

北支棉花の輸出先は日本を筆頭に歐洲諸國、北米、濠洲等である。北支棉花が世界最大の棉産國たるアメリカ合衆國や遠く歐洲諸國に輸出せられるのは一見奇異の觀があるが此等の諸國へ輸出せられるのは總て粗毛であつて特殊な品質を有して居り支那以外にその生産を見ない爲である。日本への輸出も始めは粗毛が多かつたが最近は可なり細毛の輸出

が増加してゐる。併し乍ら全般的

年次	日本の棉花輸入總量(擔)	日本の北支棉輸入量(擔)	同上百分率(%)
昭和八年	二、四九六、〇二八	三三、二七三	一・五
九年	一、五九一、七〇〇	二六、四四九	一・六
十年	一、二七三、三三六	二八、三六一	一・八
十一年	一、五、〇三〇、四八八	三六、七、九一	二・六
十二年	一、三、七、三、四三四	三六、七、九一	二・八
五ヶ年平均	一、三、四、〇、七九九	三〇、四、八六六	二・三

に見れば北支棉の日本向け輸出は昭和初年頃より概して減少の傾向を辿つてゐる。之は北支に於ける紡績工業の發展による原棉消費の増加に基くものと見られる。

全支の輸出棉花中北支の輸出量は、昭和十年に於ては六四%、十一年に於ては八七%、十二年に於

第二章 北支諸港に於ける棉花の貿易

ては九〇%にして北支棉が殆どその大部分を占めてゐるが、その北支棉が日本の棉花輸入総額中に於て占むる割合は、前頁の表に見る如く昭和八年―昭和十二年五箇年平均に於て僅か二・三%に過ぎない。この一事を以てするも今後日滿支經濟ブロックの確立の見地より北支棉花の増産が期待せられる。

更に滿洲向け輸出の如きは年に僅々二―三萬擔に過ぎない。

次に北支棉花の輸出状況を一括して表示すれば別表(一)の如くで、輸出先別輸出數量は前述した如く日本が最も多く、年次別輸出數量は昭和二年を最高とし近年減少の傾向にあり、輸出港別に見れば天津が壓倒的多量を占めてゐる。本表により知らるゝ如く北支棉の海外輸出は最近減少の傾向を示してゐるとは云へ、尙相當數量のものが輸出せられ、又反面少量ではあるが海外よりの輸入を見てゐる。而して輸出棉は前述した如く主として粗毛であるが、輸入棉は紡績原棉用としての米棉及び印度棉が大部分である。

次に北支に於ける棉花の輸入状況を一括して表示すれば別表(二)の如くである。尙左表により明かなる如く、北支の輸入棉は昭和の初期迄主として米・印棉が日本經由輸入せられてゐたが、昭和四年頃より印度・米國等より直接に、或は上海を經由して輸入せられるに至つたことゝ、それと略々期を同うして棉花の輸入量が漸減の一途を辿つてゐることとは注目に値する。

表(一)(A)

北支棉花輸出數量(歷年)

(單位：擔)

國別	次	昭和元年 (1926)	昭和2年 (1927)	昭和3年 (1928)	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)	昭和6年 (1931)	昭和7年 (1932)	昭和8年 (1933)	昭和9年 (1934)	昭和10年 (1935)	昭和11年 (1936)	昭和12年 (1937)
日	本	551,910	604,057	507,967	494,844	594,096	658,712	386,431	310,633	213,431	191,116	367,191	370,033
朝	鮮	3,118	1,314	1,847	2,028	—	—	—	2,553	3,161	27,124	19,072	16,368
臺	灣	—	—	—	—	—	—	—	86	357	141	1,528	1,537
關	東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香	州	—	—	—	—	—	—	—	896	6,203	3,159	4,376	9,330
佛	港	401	71	538	181	—	160	789	145	—	169	592	—
海	支	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
峽	植	—	702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其	民	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	亞	—	—	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—
	細	—	—	—	—	—	—	—	—	58	—	—	—
英	吉	2,530	9,167	1,012	1,327	815	257	1,914	1,294	743	1,437	1,943	900
獨	利	1,063	17,104	25,126	9,200	12,551	3,537	24,108	7,049	10,231	67,053	25,780	33,479
佛	西	1,376	3,890	6,848	5,381	5,911	3,868	3,493	3,979	2,099	1,040	3,148	3,930
伊	太	—	656	913	1,320	1,300	1,651	1,910	634	1,033	490	—	73
和	利	—	554	719	636	350	—	506	263	412	18	169	425
白	耳	177	1,181	1,533	1,523	1,775	494	2,236	1,707	182	1,107	759	2,957
丁	義	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—
諾	抹	266	—	85	—	—	—	—	210	218	498	389	496
瑞	威	372	43	43	—	—	—	—	323	245	379	412	728
波	典	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡	蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93	2,317
西	牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	261
其	牙	—	—	—	—	—	—	—	178	245	112	180	—
	巴	—	—	—	※ 485	1,042	926	1,045	149	311	218	—	675
北	衆	34,139	198,960	136,985	111,008	112,779	62,462	103,299	125,373	31,687	36,527	108,152	124,033
加	國	—	—	—	—	—	—	1,110	—	—	—	376	—
濠	刺	19	—	—	—	—	967	817	1,142	1,140	3,591	5,108	1,962
其	諸	—	—	—	—	—	—	97,771	—	—	—	—	—
國	不	—	—	—	—	—	—	5,740	—	—	—	—	—
合	計	595,371	837,699	683,616	627,933	730,741	733,034	632,065	461,921	268,732	335,396	544,300	569,706
全	計	878,512	1,446,950	1,111,558	943,786	825,545	789,862	663,264	723,865	346,362	520,876	627,154	631,611
北	支	68%	58%	62%	67%	89%	93%	95%	64%	78%	64%	87%	90%

(註) 1. 全支合計欄に於て昭和7年以降は滿洲國諸港輸出數量を含まず。

2. 滿鐵調査資料による。

港 別 棉 花 輸 出 數 量 (歷 年)

(單 位 : 擔)

年	昭 和 6 年				昭 和 7 年				昭 和 8 年				昭 和 9 年				昭 和 10 年				昭 和 11 年				昭 和 12 年				
	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計			
53	594,096	631,767	24,964	1,981	658,712	374,555	11,165	711	386,431	305,781	4,852	—	310,633	213,398	33	—	213,431	188,236	2,880	—	191,116	330,171	37,020	—	367,191	271,152	98,881	—	370,033
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,464	58	31	2,553	3,149	—	12	3,161	4,789	22,335	—	27,124	18,847	33	192	19,072	16,368	—	16,368	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	86	—	—	86	357	—	—	357	141	—	—	141	1,528	—	—	1,528	1,537	—	1,537	
—	—	160	—	—	160	789	—	868	28	896	6,179	—	24	6,203	3,154	5	—	3,159	4,376	—	4,376	8,845	485	—	9,330	8,559	973	9,532	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	789	145	—	—	145	—	—	—	169	—	—	169	592	—	—	592	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	815	257	—	—	257	1,914	—	—	1,914	1,294	—	—	1,294	743	—	—	743	1,437	—	—	1,437	1,943	—	—	1,943	900	—	900	
—	12,551	3,537	—	—	3,537	24,108	—	—	24,108	7,049	—	—	7,049	10,231	—	—	10,231	67,053	—	—	67,053	25,780	—	—	25,780	33,479	—	33,479	
—	5,911	3,868	—	—	3,868	3,493	—	—	3,493	3,979	—	—	3,979	2,099	—	—	2,099	1,040	—	—	1,040	3,148	—	—	3,148	3,930	—	3,930	
—	1,300	1,651	—	—	1,651	1,910	—	—	1,910	634	—	—	634	1,033	—	—	1,033	490	—	—	490	—	—	—	—	73	—	73	
—	350	—	—	—	—	506	—	—	506	263	—	—	263	412	—	—	412	18	—	—	18	169	—	—	169	425	—	425	
—	1,775	494	—	—	494	2,236	—	—	2,236	1,707	—	—	1,707	182	—	—	182	1,107	—	—	1,107	759	—	—	759	2,957	—	2,957	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210	—	—	210	218	—	—	218	498	—	—	498	389	—	—	389	496	—	496	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	323	—	—	323	245	—	—	245	379	—	—	379	412	—	—	412	728	—	728	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93	—	—	93	2,317	—	2,317	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	—	—	75	261	—	261	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	178	—	—	178	245	—	—	245	112	—	—	112	180	—	—	180	—	—	—	
—	1,042	926	—	—	926	1,045	—	—	1,045	149	—	—	149	311	—	—	311	218	—	—	218	—	—	—	—	675	—	675	
—	112,779	62,462	—	—	62,462	103,299	—	—	103,299	125,373	—	—	125,373	31,687	—	—	31,687	36,527	—	—	36,527	108,152	—	—	108,152	124,033	—	124,033	
—	—	—	—	—	—	1,110	—	—	1,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	376	—	—	376	—	—	—	
—	—	967	—	—	967	817	—	—	817	1,142	—	—	1,142	1,140	—	—	1,140	3,591	—	—	3,591	5,108	—	—	5,108	1,962	—	1,962	
—	—	—	—	—	—	97,771	—	—	97,771	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	5,740	—	—	5,740	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
53	730,741	706,089	24,964	1,981	733,034	619,293	12,033	739	632,065	456,956	4,910	55	461,921	268,682	38	12	268,732	310,181	25,215	—	335,396	506,570	37,538	192	544,300	469,852	99,854	—	569,706

(表一)(B)

北支港別棉花輸出數量(歷年)

年次 國別	昭和元年				昭和2年				昭和3年				昭和4年				昭和5年				昭和6年				昭和7年			
	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計
日本	539,390	12,520	—	551,910	530,123	73,934	—	604,057	479,614	28,353	—	507,967	477,617	17,227	—	494,844	579,014	15,029	53	594,096	631,767	24,964	1,981	658,712	374,555	11,165	711	386,4
朝鮮	—	3,110	8	3,118	—	918	396	1,314	—	1,566	281	1,847	67	1,961	—	2,028	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臺灣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
關東州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香港	401	—	—	401	71	—	—	71	538	—	—	538	181	—	—	181	—	—	—	—	—	—	—	—	—	868	28	8
佛領印度支那	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	160	—	—	160	789	—	—	7
海峽植民地	—	—	—	—	702	—	—	702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他亞細亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	122	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—	—
英吉利	2,530	—	—	2,530	9,167	—	—	9,167	1,012	—	—	1,012	1,327	—	—	1,327	815	—	—	815	257	—	—	257	1,914	—	—	1,914
獨逸	1,063	—	—	1,063	17,104	—	—	17,104	25,126	—	—	25,126	9,200	—	—	9,200	12,551	—	—	12,551	3,537	—	—	3,537	24,108	—	—	24,108
佛蘭西	1,376	—	—	1,376	3,890	—	—	3,890	6,848	—	—	6,848	5,381	—	—	5,381	5,911	—	—	5,911	3,868	—	—	3,868	3,493	—	—	3,493
伊太利	—	—	—	—	656	—	—	656	913	—	—	913	1,320	—	—	1,320	1,300	—	—	1,300	1,651	—	—	1,651	1,910	—	—	1,910
和蘭	—	—	—	—	554	—	—	554	719	—	—	719	636	—	—	636	350	—	—	350	—	—	—	—	506	—	—	506
白耳義	177	—	—	177	1,181	—	—	1,181	1,533	—	—	1,533	1,523	—	—	1,523	1,775	—	—	1,775	494	—	—	494	2,236	—	—	2,236
丁抹	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸威	266	—	—	266	—	—	—	—	85	—	—	85	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞典	372	—	—	372	43	—	—	43	43	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
波蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡萄牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西班牙	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他歐羅巴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※ 485	—	—	※ 485	1,042	—	—	1,042	926	—	—	926	1,045	—	—	1,045
北美合衆國	34,139	—	—	34,139	198,960	—	—	198,960	136,985	—	—	136,985	111,008	—	—	111,008	112,779	—	—	112,779	62,462	—	—	62,462	103,299	—	—	103,299
加奈陀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
濠太刺利	19	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他諸國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	967	—	—	967	817	—	—	817
國別不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	97,771	—	—	97,771
合計	579,733	15,630	8	595,371	762,451	74,852	396	837,699	653,416	29,919	281	683,616	603,745	19,188	—	627,933	715,659	15,029	53	730,741	706,089	24,964	1,981	733,034	619,293	12,033	739	632,0

(註) 滿鐵調査資料による。

表(二)(A)

北支棉花輸入數量(歷年)

(單位:擔)

年次 國別	昭和元年 (1926)	昭和2年 (1927)	昭和3年 (1928)	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)	昭和6年 (1931)	昭和7年 (1932)	昭和8年 (1933)	昭和9年 (1934)	昭和10年 (1935)	昭和11年 (1936)	昭和12年 (1937)
日本	341,750	360,222	184,242	42,929	46,825	—	17,608	1,142	931	3	—	0
朝鮮	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—
關東州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滿洲國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	—
上海	33,181	33,368	54,816	161,852	—	—	3	2	2	3	2	—
香港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英領印度	9,871	40,892	3,877	128,316	169,067	76,256	△ 12,753	7,250	46,653	17,860	13,874	—
ビルマ	—	—	—	—	—	—	—	—	15,599	5,194	—	—
北米合衆國	1,221	5,745	6,106	73,380	40,590	89,856	181,979	113,162	24,229	35,222	3,205	1,429
埃及	—	—	—	—	—	—	—	277	829	4,150	145	—
其他諸國	—	—	—	—	155	—	550	—	—	—	—	—
合計	386,023	445,227	249,041	406,477	256,637	166,112	212,893	121,849	88,243	62,432	17,226	1,429

(註) 滿鐵調査資料による。

支 港 別 棉 花 輸 入 數 量 (歷 年)

(單 位 : 擔)

5 年		昭 和 6 年				昭 和 7 年				昭 和 8 年				昭 和 9 年				昭 和 10 年				昭 和 11 年				昭 和 12 年				
其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	天 津	青 島	其他諸港	計	
	46,825					1,878	15,718	12	17,608	45	1,093	4	1,142	754	174	3	931	0		3	3					0				0
												16	16																	
								3	3			2	2			2	2	3		0	3			2	2					
										0			0											0	0					
	169,067	39,681	36,575		76,256	10,581	△ 2,172		△ 12,753	4,188	3,062		7,250	30,488	16,165		46,653		17,860		17,860		13,874		13,874					
														865	14,734		15,599		5,194		5,194									
	40,590	30,043	59,813		89,856	37,809	144,170		181,979	3,009	110,153		113,162	721	23,508		24,229	1,090	34,130	2	35,222		3,205		3,205		1,429		1,429	
											277		277		829		829		4,150		4,150		145		145					
	155					550			550																					
	256,637	69,724	96,388		166,112	50,818	162,060	15	212,893	7,242	114,585	22	121,849	32,828	55,410	5	88,243	1,093	61,334	5	62,432		17,224	2	17,226	0	1,429		1,429	

して處理された。従つて本統計に於ては昭和7年以降に限りその數字を明かにするを得た。
 6. 本統計には屑綿、落綿及び中入綿を含まず。

3. 國別中上海の欄は昭和4年以前に於て外國棉花にして上海を經由輸入せられし數量を表す。

表 (二) (B)

北 支 港 別 棉 花

年次 國別	昭和元年				昭和2年				昭和3年				昭和4年				昭和5年				昭和	
	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島	其他諸港	計	天津	青島
日本	54,550	287,200	—	341,750	59,818	300,404	—	360,222	3,249	180,993	—	184,242	42,929	—	—	42,929	46,825	—	—	46,825	—	—
朝鮮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
關東州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滿洲國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上海	19,881	13,275	25	33,181	23,346	15,010	12	38,368	19,510	35,306	—	54,816	114,652	47,200	—	161,852	—	—	—	—	—	—
香港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英領印度	3,911	5,960	—	9,871	589	40,303	—	40,892	1,495	2,382	—	3,877	21,918	106,398	—	128,316	71,042	98,025	—	169,067	39,681	36,575
ビルマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北米合衆國	1,221	—	—	1,221	3,947	1,798	—	5,745	—	6,106	—	6,106	—	73,380	—	73,380	—	40,590	—	40,590	30,043	59,813
埃及	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他諸國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	79,563	306,435	25	386,023	87,700	357,515	12	445,227	24,254	224,787	—	249,041	179,499	226,978	—	406,477	117,867	138,770	—	256,637	69,724	96,388

(註) 1. 本輸出入統計は滿鐵調査資料に依る。

2. 國別中關東州及び滿洲國は滿洲事變後に設けられたるものにしてその以前に於ては支那國內港として處理された。従つて本統計に於ては

4. 輸入數量統計中△印は英領印度其他亞細亞の合計を、輸出數量統計中※印は葡萄牙、瑞典の合計を示す。

5. 港別中其他諸港は芝罘、秦王島、龍口、威海衛の4港を含む。

6. 本統計には屑綿、

第三章 北支に於ける棉花の分布

北支の産棉地帯は前述した如く華北區に屬し黄河の流域に分布し、その範圍は河北、山東、山西、河南、陝西等の諸省を包括するが茲には河北、山東、山西三省のみに就て之を見ることとする。此等三省の棉産地帯は普通次節以下の如く分類されてゐる。

第一節 河北省

河北省の棉産區はその生産棉花が河川によりて天津に出廻る所より、次の如く夫々の棉産地帯を流るゝ河川の名によりて名附けられてゐる。

(1) 西河區

西河區は所謂西河流域地帯を指稱するもので河北省の西南地區、即ち大清河、滹龍河、漳沱河、滄陽河流域に當る平原地帯にしてその産額は全省の六割以上を占め、民國二十二年—二十四年平均總綿産量は略々百五十萬擔、北支産棉地帯中最大の生産額を示してゐる。本區に栽培せらるゝ棉花は粗毛の在來棉が多く、西河棉と言へば普通粗毛の代稱となつてゐる。併し乍ら近年は米棉の生産漸増の傾向を示し、西河棉の米棉種を西河米棉、或は西河細絨と稱してゐる。普通本地區に包含せらるゝ棉作縣は次の四十五縣である。

正定	無極	深澤	安平	安國	博野	蠡	高陽	任邱	清苑	滿城	完	徐水
定興	唐	望都	定	新樂	行唐	靈壽	平山	獲鹿	欒城	趙	藁城	東鹿

新河 寧晋 柏鄉 隆平 堯山 鉅鹿 邢台 邯鄲 永年 磁 成安 肥鄉 曲周
 元氏 高邑 晋 廣宗 安新 平鄉

(2) 御河區

御河區は御河、即ち天津より津浦線に沿ひ南下する南運河の流域地帯の産棉地區を指すもので、山東省臨清を中心とする所謂魯西區も御河區と稱せらるゝことがある。本來之は同一産棉區に屬するが唯省行政區域の劃分によりて河北省に屬する部分を御河區、山東省に屬する部分を魯西區と名付けてゐるに過ぎない。本地區の産棉額は民國二十二年—二十四年三箇年平均總額約三十六萬擔餘、全省生産額の略、一七%を占めてゐる。在來棉と米棉の生産割合は略、相半するが近年米棉の増加傾向が顯著である。本區に包括せらるゝ棉作縣は次の十七縣である。

滄 青 大城 靜海 南皮 交河 阜城 東光 寧津 吳橋 景 故城 南宮
 棗城 冀 威 清河

(3) 東北河區

東北河と稱せらるゝは天津を中心としてその東部を流るゝ金鐘河、蘆運河等を總稱する東河と天津より通州に通ずる北運河即ち北河を併せ名附けたる名稱にして、この河の沿道一帯の産棉地帯を東北河區と言ふ。従つて所謂冀東地區は大體に於て本地區と見てよい。又本地區の生産棉花を一に東北海河棉と稱することがあるが、之は東河棉、北河棉、海河棉の三者を指稱するもので、海河棉とは東河棉地帯の一部、天津より下流の白河の流域、即ち軍糧城、葛沽、北塘地方の如き海岸寄りの一帯を産棉地區とする生産棉花を言ふのである。東北河區の總生産額は民國二十二年—二十四年三箇年平均に於て略、三十萬擔に達し全省生産額の一四%に相當する。本地區の棉花は主として米棉で總生産量の八七%を占め、在來棉は僅に一三%内外に過ぎない。本地區に包含せられる棉産縣は概ね左の二十一縣である。

天津 寧河 灤 樂亭 昌黎 盧龍 撫寧 臨榆 豐潤 玉田 武清 安次 永清
 固安 大興 宛平 通 三河 平谷 香河 寶坻

第二節 山東省

山東及び山西省の産棉區は普通行政區分によりて呼稱されてゐる。次に山東省に於ける産棉區を挙げれば左の如くである。

(1) 魯西區

魯西區は略、津浦以西、黄河以北の地方を指し、河北省の御河區の南部に連る地方で、前述した如く御河區の中に包含せられることもある。本地區の中心産棉地は臨清、夏津、高唐等諸縣で、本地區の民國二十二年—二十四年三箇年平均總額は約六十一萬餘擔、全省生産額の略、五七%を占め、米棉の生産割合は五九%である。本地區所屬の諸縣は次の二十二縣である。

臨清 夏津 高唐 清平 館陶 冠 邱 恩 堂邑 博平 武城 平原 濮
 聊城 茌平 齊河 莘 觀城 范 朝城 陽穀 壽張

(2) 魯北區

魯北區は濱縣、齊東等を中心とする津浦線以東、膠濟線以北の黄河流域地帯にして、張店市場の背後地をなしてゐる。民國二十二年—二十四年三箇年平均總額は三十四萬擔にして、全省生産額の略、三一%を占めてゐるが、本地區の生産棉花は在來棉がその六一%を占めてゐる。本地區産の在來棉殊に濱縣を中心とする地方に産する在來棉は濱州棉の名を以て人口に膾炙してゐる。本地區に所屬する各縣は次の二十八縣である。

第三章 北支に於ける棉花の分布

- 濱 蒲台 高苑 商河 鄒平 博興 廣饒 齊東 霑化 章邱 惠民 樂陵 陵
- 德 青城 利津 濟陽 德平 臨邑 禹城 陽信 長山 桓台 無棣 益都 淄川
- 歷城 壽光

(3) 魯南區

本地區は津浦線の西部、黄河以南の地區にして民國二十二年—二十四年三箇年平均綿産量は十萬餘擔、全省産額の略、一〇%を占めて居り生産棉花は殆ど在來棉である。本地區の所屬縣は次の十四縣である。

- 曹 荷澤 單 定陶 鉅野 嘉祥 鄆城 魚台 城武 鄆城 汶上 寧陽 金鄉
- 蒙陰

(4) 魯東區

本地區は高密を中心とする膠濟沿線東部地方にして、その産棉量は僅に三箇年平均二萬數千擔に過ぎず、人によりては本地區は獨立の地區と見做さず、之を省略する者がある。全省産棉額の僅か二%弱の生産を見るに過ぎない。本地區の棉花は一般に米棉が多い。その所屬縣は次の七縣である。

- 高密 昌邑 沂水 莒 安邱 平度 昌樂

第三節 山西省

(1) 河東區

河東區は洪洞、臨汾、曲沃等を中心とする汾河流域の産棉地區で、所謂河東道が之に屬する。本地區は棉作地としての沿革新しく、従つて一般に米棉の栽培が多い。民國二十二年—二十四年三箇年平均綿産額は四十二萬擔、全省生産

額の略、九三%を占め、その内米棉は略、九五%となつてゐる。所屬諸縣は次の三十五縣である。

- 榮河 曲沃 洪洞 臨汾 永濟 河津 新絳 趙城 解 虞鄉 臨晉 猗氏 安邑
- 平陸 芮城 襄陵 稷山 絳 汾城 萬泉 夏 大寧 聞喜 霍 翼城 桓曲
- 汾西 浮山 安澤 吉 隰 蒲 鄉寧 永和 靈石

(2) 冀雁區

本地區は冀寧及び雁門兩道を總括した名稱で、地域は廣いが、その産棉量は三箇年平均僅か三萬數千擔、全省産棉量の七%を占むるに過ぎない。本地區の棉花も河東區と同様米棉が大部分で總産量の略、九四%を占めてゐる。本地區の所屬縣は次の二十二縣である。

- 大谷 文水 汾陽 孝義 介休 離石 中陽 臨 忻 平遙 清源 祁 沁
- 崞 交城 孟 榆次 定 襄 石樓 興 武鄉

以上北支三省に於ける地域別棉花の生産概要を略述したが、次に民國二十二年より同二十四年に至る三箇年の各地區別種類別生産量を表示すれば左の如くである。

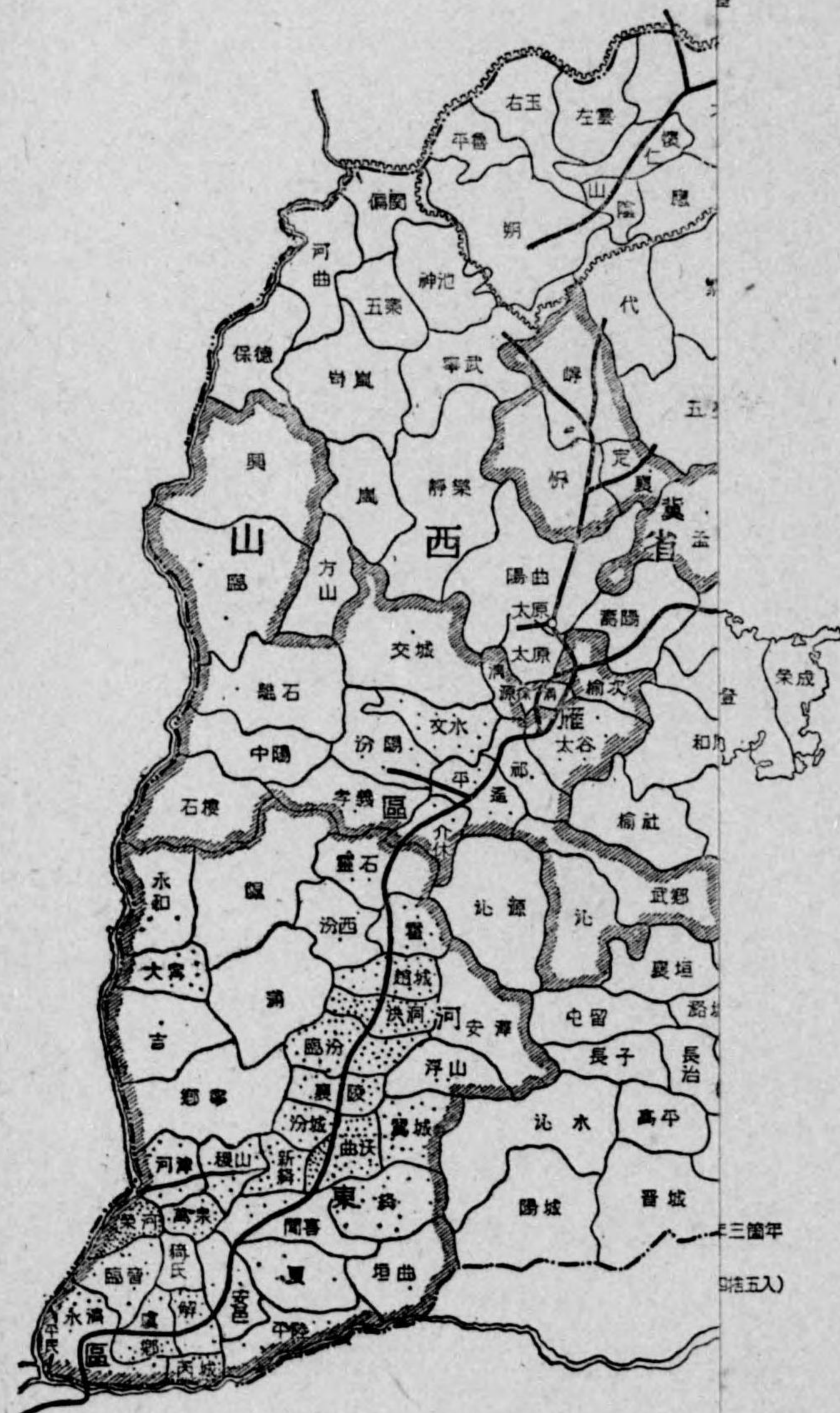
北支三省に於ける棉作地帯別種類別綿生産高(單位擔)

省別	地域別	種別	年次		三箇年平均		
			一九三三(民二二)	一九三四(民二三)	一九三五(民二四)	收 量	百分比(%)
河	西河區	米	三、五、四、七〇	三、九、四、五、五	四、六、五、三	三、四、五、三	一、六、〇、八
		棉	五、三、一、四、七	一、一、八、二、六	一、三、三、五、四	一、四、〇、九、六	五、三、〇、九
御河區	中米	米	一、七、五、七	一、〇、七、六	四、九、三、九	一、七、五、七	八、七、〇
		棉	二、九、三、四	二、四、三、五、六	一、〇、七、六	一、七、五、七	八、七、〇

第三章 北支に於ける棉花の分布

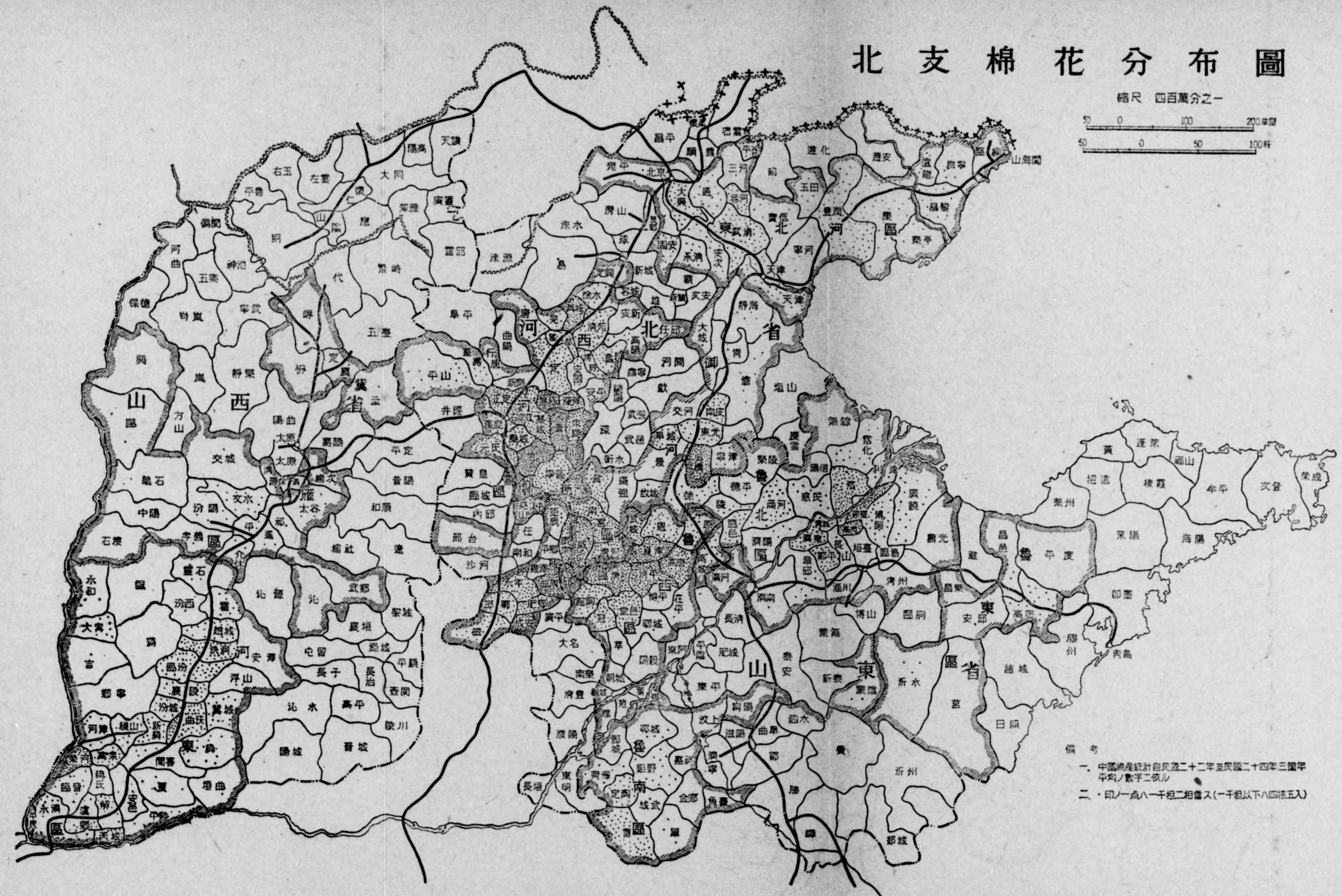
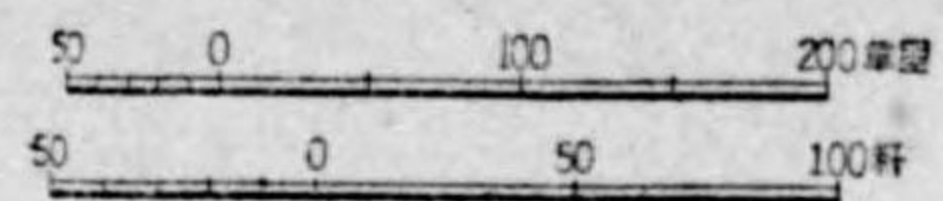
全國合計	山西省			山東省					河北省		
	合計	小計	中米	魯東區	魯南區	魯西區	魯北區	合計	小計	中米	
											合計
九,七四,三〇七	三,四一六,三五五	一,四六八,九三三	一,四六八,九三三	七九一,二七七	六七六,四五五	二,一〇一,三六六	一,四四四,九三三	一,四四四,九三三	八四四,七六六	五五〇,一五四	一,一三三,〇〇〇
100.00	35.3	15.1	15.1	7.2	6.9	21.6	14.8	14.8	8.6	5.6	11.6
二,一〇一,九九九	四,七七二,二七六	一,三三四,〇五五	一,三三四,〇五五	七三三,三六八	六〇〇,七九八	一,四一七,四九四	二,八三六,一三七	二,八三六,一三七	一,八三三,九九七	一,〇〇四,一三〇	三,〇四,三三八
100.00	111.5	61.0	61.0	34.0	28.5	67.5	128.3	128.3	83.3	45.3	134.3
八,一四三,九一一	二,八二六,二五四	四七〇,三三五	四七〇,三三五	二六二,四四五	二一〇,七〇七	一,〇一五,〇〇〇	二,一六六,四四七	二,一六六,四四七	一,三六六,六六六	七九八,八八九	三,三三,八八八
100.00	34.4	5.4	5.4	3.1	2.6	10.5	23.3	23.3	14.4	8.4	33.4
九,〇〇〇,三三三	三,六〇〇,三三三	一,〇七〇,三三三	一,〇七〇,三三三	五〇〇,三三三	四〇〇,三三三	一,一七〇,三三三	二,一四九,一三三	二,一四九,一三三	一,三六七,七九四	七八一,三六六	三,〇〇,一〇〇
100.00	39.9	11.8	11.8	5.5	4.4	12.8	23.8	23.8	15.3	8.6	33.0

(註) 本表は中華棉業統計會編「中國棉產統計」により算出。



北支棉花分布圖

縮尺 四百萬分之一



備考
 一、中國棉產統計自民國二十二年至民國二十四年三箇年平均ノ數字ニ依ル
 二、印ノ一占八一十担ニ相當ス(一千担以下八四捨五入)

(註) 本表は中華棉業統計會編「中國棉產統計」により算出。

全省合計	山西省	河北省	山東省	河南省
九七,四〇七	三,四一六,三三五	三,四一五,五五五	四,七七一,二七六	三,六〇一,七三三
100.00	三,四一五	三,四一五	四,七七一,二七六	三,六〇一,七三三
100.00	11,031,999	11,031,999	15,000,000	11,031,999
100.00	三,四一五	三,四一五	四,七七一,二七六	三,六〇一,七三三
100.00	八,二四三,二一一	八,二四三,二一一	11,031,999	八,二四三,二一一
100.00	三,四一五	三,四一五	四,七七一,二七六	三,六〇一,七三三
100.00	九七,四〇七	九七,四〇七	131,717	九七,四〇七
100.00	三,四一五	三,四一五	四,七七一,二七六	三,六〇一,七三三

第四章 支那棉花の沿革

第一節 總 說

棉花はもと支那には存在しなかつた。古書に散見せらるゝ棉花の記録は唯周圍の蠻族から貢物としてその製品が支那に持ち込まれたことを示してゐるに過ぎない。棉花が支那に輸入されて栽培され初めたのは宋末若しくは遼りて漢代からのことだとされてゐる。胡榮光氏は支那棉花の沿革を大別して次の四期に分つてゐる。

- 一、棉花が貢物として蠻族から獻納された時期
- 二、棉作の初期
- 三、棉作の推廣期
- 四、棉作の改良期

この分類は大體に於て妥當なものではあるが、第三の時期以後の區分が抽象的で事實の説明には若干明瞭さを缺くやうに思はれる。支那棉花栽培の發達史的區分は寧ろ次のやうに示した方がより具體的ではつきりするやうである。

一、前期

支那に於て棉作は未だ事實上行はれず、唯西南方の蠻族が貢納品としての綿製品を輸入してゐた時代。

二、後期

支那に於て棉作が事實上行はれ始めた以後の時期であつて、支那棉花史は實はこの時期から始まつてゐる。この時期

は更に次の如く区分し得られる。

1、植棉の初期

この時期は具體的には棉花が支那に何時頃輸入され、栽培され初めたかの時期の確定の問題となる。

2、植棉奨励の初期

この時代に於ては棉作の組織的な奨励政策は殆ど行はれなかつたが、歴朝の皇帝の中には棉作に非常なる關心を示し、そのことによつて民に間接に棉作の重要性を刺戟し奨励した時代で、就中明の太祖及び清の乾隆帝によつて最も顯著なる功績が残されてゐる。具體的には支那に棉花が栽培され始めてより清朝後半の頃迄の時期を言ふ。

3、清末より民國初期(民國十年迄)に於ける植棉奨励の時期

この時期に至つて始めて漸く近代的な植棉政策が取り上げられ始めたもので、清朝と民國は政治的には著しい變革を齎したけれども、支那棉花史的には清末と民國初期は引き離し得ない一時期を劃するものである。

4、南京政權による組織的な植棉奨励の時期

民國十年代に於ては、支那は政變のために行政的機能を一時停止したかの感があつた。従つてこの時期に於ては政府の植棉政策も放棄されてみたのであるが、民國十七年に南京政權起り、次いでその二十年代に至つて初めて統一的な棉産政策の實施期に入ることゝなつた。

併し乍ら南京政權の棉産政策も實は民國初期に於ける諸計畫の延長をなすもので、唯途中政變に災されて一時中絶し民國初期と南京政權成立後との二點に大きくその膨らみが出来てゐるに過ぎない。或は又清末と民國との間に張賽の棉鐵主義を以て區分することも可能であらう。唯茲ではこれらの區劃をすることは著しく混雜するが故に、以上の理解を持ち乍ら單に清末迄と民國以後とに分つて之を記述することゝした。

第二節 古代より清末に至る支那棉花の沿革

古代に於ける支那棉花の記録は栽培史的記録ではなく、南方の諸蠻より中原の諸王へ貢物として獻納せられたことから始まつてゐる。古代支那の住民の被服は麻若しくは絹が用ひられ、綿は麻に比して保温甚だ宜敷、極めて珍重せられたものではあるが未だ栽培さるゝに至らなかつた模様である。次に示す諸種の文獻はこの間の消息を物語つてゐる。

書經の禹貢篇に「厥の筐に入れたる島夷のみづぎは織れる貝ぞ」とあるが、茲に言ふ貝は棉花の意である。(註)

(註) 孟康の漢書の註に「閩人(福建人)は棉花を吉貝と言ふ」とあり。

明の方以智の通雅には「吉貝とは本來棉花なり」と稱してゐる。

南宋の蔡沈傳には「南方の夷は木棉の最もよきものを吉貝と言ひ、海島の夷は草服を貢獻す、吉貝の最もよきものは則ち筐に入るゝなり」と傳へてゐる。

南州異物志には「木棉は吉貝の木より生ず、熟すれば鵝毛の如く、細度は絹絲より細く、中に核ありて眞珠の如し。その核を除くするに古は輾軸を用ひたるも今は攪車を使用し便なり云々」とあり。

唐の南史の湯盤陀國の傳には「亦棉は吉貝と稱す」と記しあり。

新唐書の南蠻傳には「古貝(吉貝は古貝の訛)は草なり。その花を織りて布となす。粗なるを貝と言ひ、精なるを纒と言ふ」とあり。

以上によりて見るに禹貢篇に述ぶる所の貝は棉花であることは確かである。

更に降つて本草綱目には「木棉に二種あり、木に似たるものは古貝にして吉貝は即ち古貝の訛、草に似たるものは古終なり。梵書には賤婆或は迦羅婆劫と言ふ」とあり。胡榮光氏の説明によれば、この迦羅婆劫は梵語の Karpasa 婆劫

は梵語の Puon の音譯であり、古終は英語に言ふ所の Cotton にして、この音は更にアラビヤ語の Qutan Katan 或は Kuteen に由來するもので、古終は即ちアラビヤ語の音譯にして、支那の棉花は歐洲地方より回教徒によりて傳入されたものであると言つてゐる。

思ふに棉花は遠く禹の時代に既に存在したのではあるが、それは單に貢納品として輸入されたるに過ぎず、一般に栽培されたものではなかつた。

然らば棉花は何時の頃から栽培され始めたであらうか？

宋の方勺泊宅編によれば「福建、廣東には既に廣く木棉の栽培あり。草丈は七、八尺に及び、葉は柞の如く、結實したる裸は大菱の如く、色黒し。晩秋に開裂し、白綿露出す。土人は之を採取し、鐵棒を以て種子を除く。徐々に小弓を以て弾じ、綿を飛散せしめたる後、紡ぎて布となす」とあり。又宋の謝枋得の木棉布の五言古詩には「木棉は嘉すべき木なり、天は何ぞ八閩のみを厚ふするや。八閩の地は桑に適せず養蠶は甚だ困難なり。木棉は千株を有すれば、人口八人迄は貧となる憂なし。江東（揚子江東部地方）はこの植棉に宜しく、亦富殷を致すべし」と。

（註）八閩は福建省の福州、興化、建寧、延平、汀州、邵武、泉州、漳州を言ふ。

これによりて見るに宋の時代に於ては既に棉花が耕作されてゐたことは明かである。一般の東洋史教科書にも普通支那に棉花の入りたるは宋末の頃と記されてゐる。併し乍ら漢の沈懷遠の南越志（註一）によれば「桂州（註二）には古終藤を産し實は鵝毛の如く、核は眞珠の如し。其の核を除きて絲となし染めて班布となす」とあり、或は又「南詔の諸蠻は蠶を養はず、唯婆羅木の實を採りて紡ぎて絲となし、織りて布となす。名づけて婆羅籠段と言ふ」と。

（註一）南越は今の廣東、廣西以南の地方を意味し秦の始皇帝はその地に桂林、南海、象郡をおいた。秦末の亂に際し河北省正定縣人の僧陀がその地を略有し自立して南越の武王となつた。後漢の高祖はその十一年に僧陀を封じて南越王となした。之が南

越の初めである。

（註二）桂州は今の廣西省桂林縣である。

（註三）南詔は今の雲南省大理縣である。

唐代の高昌國傳（註）には「草あり、實は藹の如く、中に絲あり細縷をなす名づけて白疊と言ふ。採りて以て布となす。甚だ軟く白し」とあり。

（註）高昌國は今の新疆省吐魯番地方に起つた國で西曆五世紀の中頃より七世紀の中頃迄存続した。

又唐の張籍の詩には「蜀の客南方に行き碧雞を祭る、木棉の花は錦江の西に咲く……」と云ふ句がある。

以上の諸記録其他の古典によれば、支那には宋以前既に部分的に棉作が行はれるたことを想定し得べく、胡榮光氏は支那の棉作の初期は實に漢代のことと屬すと説明してゐる。何れにせよ支那の植棉の初期に於てはその棉作地は著しく南方に偏し、而もそれは主として木棉が栽培せられ、草本性の棉は後に到つて逐次傳入したるものと想像せられる。

斯くして西南諸省にありたる棉花は元代に至りて初めて東北諸省に傳はりたるものゝ如くで、例へば元代の陶宗儀の輟耕錄によれば「松江府（松江府は今の松江、上海の南にあり）の東五十里許りの所に烏泥溼と稱する村あり、土地瘠せて民食足らず、故に特用作物を栽培し以て生業となす、遂に棉種を福建、廣東に求む。初め紡車、竹弓の制となし。手を用ひて種を除き、線弦、竹弧を用ひて打綿したるもその成績舉らず。この時一人の嫗あり、名を黃道婆と言ふ。崖州より來り乃ち打綿と織絲の法を授く。……その後村は繁榮し、製品を他地方へ販出せり云々」とある。

斯くして棉花は松江より揚子江流域に廣まりたるものゝ如く、元の世祖の時代には廣く揚子江流域に栽培を見るに至つた。之は元の世祖の至元二十六年に浙東（浙江省東部地方）、江東（江蘇省東部地方）、江西、湖廣、福建等に木棉提舉司なるものを置き、民に命じて毎年木棉布十萬疋を獻せしめたと云ふ記録に依つて知ることが出来る。

又元代の王楨の木棉紋に曰く「木棉の栽培及織布の方法は駸々として北方に傳はり揚子江沿岸、四川等の地方は既にその利を得たり。……棉布は質細密にして軽く暖く絹布に匹敵す。……木棉は蠶桑に比し勞無く必ず收穫を見るの利あり。麻に比すれば紡織の勞少く防寒の利大なり。以て麻なきも布あり繭なきも絮ありと言ふべし」と記されてゐる。

次いで明代に入るや揚子江流域の植棉は益々普及を見るに至つたが、之は明の太祖が棉花の生産を重視し之が増産に意を用ひた爲である。明の食貨志に「明の太祖、立國の初、民に令し、田五畝より十畝を有する者は必ず桑、麻、木棉を各半畝宛栽培せしめ、十畝以上のものは之を倍す。税糧は麻一畝八兩、木棉一畝四兩を徵す」と記されてゐるが、之により太祖が木棉の税率を減じ棉作の積極的獎勵を行つたことを知ることが出来る。そのみか明の太祖は更に北支諸省にも棉作を獎勵したものと、如く太祖皇帝の提唱により揚子江流域より更に黃河流域諸省にも推廣したと云ふ記録がある。之に依れば北支に於ける棉花栽培はこの頃から始まつたものではなかつたか？ 明の邱濬の大學衍義補には「明朝に至りて棉花の栽培は天下に普及し南北を問はず之に適す。人は貧富の別なく皆之を必要とし絹、麻に比し値百倍すと謂ひその頃には棉花は既に北方に傳はりたるも未だ棉作の知識少くその發達は著しくなかつた。

次いで明亡び清朝に入るや棉花の栽培は北支にも可なり普及するに至つたが、之は康熙帝、乾隆帝、光緒帝等の植棉獎勵に依る所大なるものがある。聖祖康熙帝は御製「木棉賦」に棉の利を賞讃しその效用は五穀の下に非すと示され、高祖乾隆帝は欽定授時通考を編纂せしめて木棉につき詳述し、又直隸總督方觀承に「棉花圖」十六葉を描かしめ帝自ら詩を賦して棉花の栽培を獎勵し、更に光緒帝は授衣廣訓を編纂せしめて植棉を獎勵した。

光緒十四年頃より紡績工場の設立を見るに至つたが、當時支那に於ける綿絲布の輸入は益々増加し國內紡績事業獎勵の必要は愈々痛感さるゝに至り紡績原棉には米棉が好適する所から、光緒二十四年時の湖廣總督張之洞は米棉の有望なるに着目し銀二千兩を投じて米國より陸地棉(米棉)種子を輸入し湖北省内にその栽培を獎勵した。支那に於ける米棉の

栽培は之を以て嚆矢とするが、當時農民は米棉の栽培方法を知らなかつた爲此の企圖は概ね失敗に歸したやうである。

次いで光緒二十七年には江蘇省南通の紡績王張賽氏は張之洞、劉坤一兩氏の援助を仰ぎ南通紡績原棉の自給を企て、通海墾牧公司等を設立し、南通より阜寧に至る六百餘支里の海濱地方を開拓して植棉事業を興した。之に倣ひ當時設立せられた植棉公司是四十二に達しその投資額は三千萬元の巨額に上りたるも一、二を除く外は概ね失敗に歸した。

更に光緒三十年には北京農工商部は米國より陸地棉種を大量輸入し、江蘇、浙江、湖北、湖南、四川、山東、山西、直隸、河南及び陝西の諸省に配布し以てその栽培を獎勵したが、品種の選定當を得ず又農民が米棉の栽培法を知らざりし爲見るべき成績を擧げ得なかつたやうである。

第三節 民國以後に於ける支那棉花獎勵史

民國に入り張賽氏農商部總長となるや進んで産業の開發に意を用ひ、就中棉鐵主義を提唱し、諸種の法令を發布し、指導獎勵機關を設立し大に植棉事業と紡績工業の發展唱導に努めた。光緒末より民國初期に於ける植棉事業に對する張賽氏の功績は顯著なるものがあり、曩に在野中通海墾牧公司を設立して植棉獎勵の先驅をなし、次いで廟堂に立つや卒先して植棉政策を實施し、又初めて支那に棉業試驗場を設立し、退いて野に下つて後は郷里南通に於て實業報國に専念し私財を投じて南通農學堂を興した。かの南通棉なる銘柄は實に氏の盡力によるものである。唯惜むらくは經費の不足引續く政變により實行力を伴はず政策は不統一に流れ遂に何等所期の効果を擧げ得なかつた。

以下民國に入りてより今日に至る支那棉花に關する政府所管の法令、施設等の變遷に就き年代順に略述しよう。

一 公司保息條例の公布

民國三年一月北京農商部は公司保息條例を公布した。同條例は綿織業、毛織業、製鐵業、製絲業、製茶業、製糖業等

に對し、その發達を助成することを目的としたものであつた。併し乍ら次に見るが如く極めて申譯的な助成政策でしかなかつた。

公司保息條例 (中華民國三年一月十三日公布)

第一條 政府ハ實業ノ發達ヲ計ルタメ公債二千萬元ヲ醸出シテ保息基金トナシ、毎年ソノ利息ヲ第二條ニ列舉セル公司ニ貸與シ、以テ公司ノ株式資本ニ對シソノ利息ヲ保證ス。

第二條 被保息公司ノ種類ハ左ノ如シ。

- 甲、棉織業 毛織業 製鐵業
- 乙、製絲業 製茶業 製糖業

第三條 前條ニ列記セル甲種公司ハ拂込資本金ノ六分、乙種公司ハ拂込資本金ノ五分ノ資本金利息貸與(保息)ヲ申請スルコトヲ得。

第四條 凡ソ本條例ニ依據シ資本金利息貸與(保息)ヲ申請シ得ル者ハ、本國人ニシテ本國法律ニ依リ新タニ成立シタル公司ニ限ル。

第五條 凡ソ公司ノ資本拂込金額、甲種ハ七十萬元以下、乙種ハ二十萬元以下ノモノハ本條例ニ依據シ資本金利息貸與(保息)ヲ申請スルコトヲ得ス。

第六條 凡ソ新タニ成立シタル公司ハ、機械ヲ運轉シ製造ヲ開始シタル日ヨリ繼續三箇年ヲ利息貸與期間(保息期間)トナス。

第七條 凡ソ利息貸與(保息)ヲ申請スル公司ハ、左記事項ヲ詳記シ該管轄官廳ヲ經テ農商部ニ審査ヲ申請スルモノトス。

一、章程

二、營業種類

三、公稱資本金額及拂込資本金額

四、一株ノ銀額

五、發起人及辦事人ノ氏名

六、公司及工場ノ所在地

七、公司ノ營業開始年月日

第八條 凡ソ被保息公司ハ第一次利息貸與金(保息金)ヲ受領シタル後第六年目ヨリ、受領シタル利息貸與金總額(全保息金)ノ二十四分ノ一ツツ毎年償還スルモノトス。

第九條 利息貸與金(保息金)ノ收支ハ農商部ヨリ中國銀行ニ辦理ヲ委託ス。

第十條 被保息公司ハ毎年ソノ營業狀況報告ヲ管轄官廳ヲ經テ農商部ニ提出スヘシ。

第十一條 農商部ハ被保息公司ニ對シ隨時ソノ業務ノ合法ナルヤ否ヤヲ監査シ、若シ違法アルトキハ之ヲ是正スルコトヲ得。

第十二條 被保息公司ハ實際ニ純益ヲ擧クルニ非レハ保息定率以上ノ配當ヲ行フヲ得ス。

第十三條 被保息公司カ法律ニ依リ他公司ト合併シタルトキハ、ソノ合併シタル公司ハ利息貸與(保息)ノ權利ヲ繼承シ並ニソノ義務ヲ負フコトヲ得。

第十四條 被保息公司業務ヲ停止セルトキハ利息貸與金(保息金)ヲ受領スルヲ得ス。

第十五條 被保息公司解散或ハ破産シタルトキハ、ソノ貸與セル保息債權ニツキ農商部ハ先取特權ヲ有ス。

第十六條 被保息公司カ本條例ノ規定、或ハ農商部カ本條例ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルトキハ、農商部ハソノ利息貸與(保息)ヲ停止スルコトヲ得。

第十七條 凡ソ事實ヲ捏造報告シ利息貸與金(保息金)ヲ詐取セルモノニ對シテハ利息貸與金(保息金)ヲ還附セシメル外、千元以上五千元以下ノ罰金ニ處ス。

第十八條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

二 植棉製糖牧羊獎勵條例の公布

公司保息條例に引續き、民國三年四月植棉製糖牧羊獎勵條例が公布せられた。本條例は棉花、甘蔗、甜菜と綿羊の改良増産を目的としたものである。次に本條例及び同施行細則を掲げよう。

植棉製糖牧羊獎勵條例 (中華民國三年四月十一日公布)

第一條 農産、牧畜ノ増産或ハ改良ヲナスモノハ本條例ニ依リ獎勵金支給ヲ申請スルコトヲ得。

第二條 獎勵金ノ種類ハ左ノ如シ。

第一類 凡ソ棉田ヲ擴張スル者ニ對シテハ一畝ニツキ獎勵銀二角ヲ給ス

第二類 凡ソ棉花ヲ改良スル者ニ對シテハ一畝ニツキ獎勵銀三角ヲ給ス

第三類 凡ソ製糖原料作物ヲ栽培スル者ニ對シテハ甘蔗畑一畝ニツキ、甘蔗苗費トシテ銀三角、肥料費トシテ銀六角ヲ補助シ、甜菜畑一畝ニツキ、甜菜種子費トシテ銀一角、肥料費トシテ銀二角ヲ補助ス

第四類 凡ソ牧場ニシテ羊ノ品種改良ヲナス者ニ對シテハ百頭ニツキ獎勵銀三十圓ヲ給ス

第三條 前條ニ列セラル棉田擴張、棉花改良、製糖原料作物栽培、羊ノ改良ハ左記ノ方法ヲ以テ標準トナス。

一、棉田ノ擴張ニハ細子末核及其他ノ優良棉種子ヲ選フモノトス

二、棉花ノ改良ニハ埃及棉或ハ米棉ヲ選フモノトス

三、甜菜ノ品種ハ獨逸種、甘蔗ノ品種ハ爪哇種ヲ採ルモノトス

四、羊ノ品種ハメリノ一種ヲ採用スルモノトス

第四條 第二條ノ規定ニヨリ獎勵金ノ支給ヲ受クル者ハ該管轄縣知事ヨリソノ確實ナルコトヲ認め、該管轄官廳ヲ經テ農商部ニ申請シ、農商部ハ審査ノ上之ニ支給ス。

第五條 既ニ獎勵金ヲ支給セラレタル者ニシテ引續キ農産、牧畜ノ増産或ハ改良ヲナス者ハ、引續キ獎勵金支給ヲ申請スルコトヲ得。但シ既ニ支給セラレタル數額ハ算入スルヲ得ス。

第六條 不正手段ヲ以テ獎勵金ヲ詐取セル者ヲ發見シタルトキハ、獎勵金ヲ返納セシメル外、更ニ三倍ノ罰金ヲ徴シ、之ヲ補助セル官吏ハ懲戒法ニ依リ懲戒ス。

第七條 獎勵金ヲ欲セサル者ニ對シテハ之ニ代リ獎勵章ヲ支給スルコトヲ得。

第八條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

植棉製糖牧羊獎勵條例施行細則 (中華民國三年七月十六日部令公布)

第一條 植棉製糖牧羊獎勵條例施行ノ順序ハ、本細則ニヨリ之ヲ行フ。

第二條 植棉區域、植蔗區域及甜菜試種區域ハ暫ク左ノ如ク定ム。

植棉區域 直隸、山東、江蘇、浙江、安徽、江西、湖南、湖北、山西、河南、陝西等各省

植蔗區域 廣東、廣西、福建、江西、四川、雲南、貴州等各省

甜菜試種區域 奉天、吉林、黑龍江、直隸、山西等各省

第三條 植棉區域、植蔗區域内ニテハ每省トモ、若干縣ヲ植棉、植蔗適地トナシ、農商部ノ派遣員ト各該省地方官ト協

カシ調査ノ上之ヲ決定ス。

第四條 凡ソ調査ノ上決定セラレタル植棉、植蔗縣ニシテ、若シ未墾ノ荒地アレハ、縣知事ハ開墾ニ從事スル者ヲ招募シ、植棉、植蔗ヲ擴充スヘキモノトス。

第五條 凡ソ植棉區域、植蔗區域及甜菜試種區域内ニ於テハ、個人タルト法人タルトヲ問ハス成績優良ナル者ハスヘテ植棉製糖牧羊獎勵條例第二條第一類第二類第三類ノ規定ニヨリ獎勵金支給ヲ申請スルコトヲ得。

第六條 凡ソ植棉製糖牧羊獎勵條例第二條ノ規定ニヨリ獎勵金支給ヲ申請スルニハ、棉花甘蔗甜菜ハ收穫ノ一箇月前、改良羊ハ生後滿一箇月ヲ經過シタル後、所有者ヨリ申請書ヲ作成シ、豫メ該管轄縣知事ニ提出スルモノトス。

第七條 凡ソ申請ニ接シタルトキ、縣知事ハ該縣農會ニ委囑シテ申請書ノ記載事項ニツキ調査ノ上詳報セシムルコトヲ得。

第八條 申請書ニハ左記事項ヲ分別明記スルモノトス。

- 一、種名(棉花甘蔗甜菜羊)
 - 二、原產地
 - 三、輸入地
 - 四、耕地又ハ牧地ノ位置及境界
 - 五、棉花甘蔗甜菜ノ擴充改良畝數又ハ改良羊ノ頭數
 - 六、改良羊ハソノ代數、牝牡別、年齡、毛色等ヲ明記
- 前記申請書ニハ生産品見本ヲ添附スルモノトス。
- 第九條 擴充、改良、栽培畝數ノ二十畝ニ充タサル者ハ植棉製糖牧羊獎勵條例第二條第一類第二類第三類ノ規定ニヨリ

獎勵金ノ支給ヲ受クルヲ得ス。

第十條 改良羊ノ一百頭ニ滿タサル者ハ植棉製糖牧羊獎勵條例第二條第四類ノ規定ニヨリ獎勵金ノ支給ヲ受クルヲ得ス。改良羊種ノ獎勵金支給申請ハ羊ノ生後五箇月以上タルヲ要ス。

第十一條 凡ソ植棉製糖牧羊獎勵條例第三條第四款ニ依リ羊種ヲ改良スル者ニハ、第一代ヨリ完全改良種ニ至ル各代ニ均シク植棉製糖牧羊獎勵條例第二條第四類ノ規定ヲ適用シテ獎勵シ且ツコノ頭數ヲ合計計算スルコトヲ得。

本條ノ規定ニヨリ一回交配スル毎ニ、羊ノ生後滿一箇月ヲ經過シタル後、本細則第六條ニヨリ該管轄縣知事ノ申請書ヲ提出シ、且ツ各別ニ耳標ヲ附スルモノトス。

第十二條 植棉製糖牧羊獎勵條例第五條ノ規定ニヨリ、引續キ獎勵金支給ヲ申請スル者ハ、ソノ申請書ニ本細則ノ第二條各項ヲ明記スル外、左記事項ヲ明記スルモノトス。

一、前年度 ^{擴充}改良畝數又ハ改良羊ノ頭數

二、本年度ト前年度合計 ^{擴充}改良畝數又ハ改良羊ノ頭數

三、前年度ノ獎勵金申請受領額

第十三條 凡ソ引續キ獎勵金支給ヲ申請スル者ハ、棉花甘蔗甜菜申請書ニハ増加セル耕地ノ位置、境界、畝數、略圖ヲ添附シ、改良羊申請書ニハ増加セル牧場略圖及遺傳代記ヲ添附スルモノトス。

第十四條 該管轄縣知事ハ所有者ノ申請書ヲ受領シタル後、各記載事項ニツキ係員ヲ派シテ調査セシメ且ツ見本ヲ取ラ

シム。

第十五條 所有者ノ申請書ニシテ該管轄縣知事ノ審査ヲ經タルモノハ、棉花甘蔗甜菜ハ收穫後、改良羊ハ生後滿五箇月ヲ經過シタル後本細則ニ附セル第一號第三號書式ニヨリ獎勵金支給申請書及報告書ヲ作成シ、該管轄縣知事ニ申請シ、見本ヲ附シテ縣知事ヨリ道尹ヲ經テ巡按使又ハ都統ニ申請シ、更ニ巡按使又ハ都統ヨリ農商部ニ提出スルモノトス。引續キ獎勵金ノ支給ヲ申請スル者ニシテ本細則ニ附セル第二號第四號書式ニヨリ申請スルトキモ亦同シ。

第十六條 植棉製糖牧羊獎勵條例第四條ノ規定ニヨリ農商部カ獎勵金支給ヲ認可シタルトキハ、該獎勵金ハ該管轄縣知事ヨリ之ヲ發給ス。

所有者カ獎勵金ヲ受領シタルトキハ、獎勵金領收證ヲ作成シ、該管轄縣知事ニ提出シ、縣知事ヨリ道尹ヲ經テ巡按使又ハ都統ニ提出シ、更ニ巡按使又ハ都統ヨリ農商部ニ提出スルモノトス。

第十七條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(第一號書式)

請給獎金書

爲請給獎金事 今因^{擴充植棉}改良植棉^{種甜菜}畝合於植棉製糖牧羊獎勵條例第二條第 類之規定業於本年 月出具稟請書稟請查核備案茲

屆收穫完竣按照獎勵條例第二條第 類應將^{獎補助蔗苗銀}補助甜菜^{肥料}種銀 元 角合計 元 角除附具報告書外理合出具請給獎金書稟請鑒

核詳由

道尹詳請

巡按使或都統咨陳

農商部查核給豫獎金謹稟

年 月 日

某姓名

押

報告書

- 一、種名(棉蔗或甜菜)
- 二、原產地
- 三、輸入地
- 四、耕地位置境界
- 五、^(擴充)畝數^(改良)畝數^(種植)
- 六、種植時期
- 七、種苗費
- 八、肥料費
- 九、人工費
- 十、收穫期
- 十一、總收穫量

十二、每畝平均收穫量

十三、每畝及每品名價格

(第二號書式) 省略ス

(第三號書式) 省略ス

(第四號書式) 省略ス

三、北京農商部棉業處の設置

民國四年北京農商部は棉業處規則を公布し本規則に基き同部内に棉業處を設け、農林司長をしてその處長を兼任せしめ、(一)内外棉業調査、(二)棉種の改良研究、(三)棉花の種類、品質検査、(四)棉花の病蟲害豫防驅除、(五)棉業報告書の編輯に關する事項等を管掌せしめ、米國テキサス農事試驗場より技師デョブソン(H. Jopson)氏を招聘し顧問とした。

棉業處規則は翌年即ち民國五年に至り一部改訂せられたが、その修正規則は左の如くである。

棉業處改正規則 (中華民國五年十一月四日部令改正公布)

第一條 本部ハ棉業ノ改良ヲ研究シ棉業ノ發達ヲ圖ル目的ヲ以テ部内ニ棉業處ヲ附設ス。

第二條 棉業處ハ左記事項ヲ掌ル。

一、内外棉業調査ニ關スル事項

二、棉種ノ改良研究ニ關スル事項

三、棉花ノ種類及品質ノ審査ニ關スル事項

四、棉花ノ病蟲害驅除豫防ノ研究ニ關スル事項

五、棉業報告書ノ編輯ニ關スル事項

第三條 棉業處ノ事務ハ、農林司長之ヲ兼管シ、マタ棉業技師及部員中棉業ニ精通セル者ヲ派シテ職員トナス。

第四條 棉業技師ニシテ上申、報告ノ文書アレハ、農林司長ヨリ一名ヲ指定シ、支那文ニ譯出シ、總長次長ニ提出ス。

第五條 各職員ハ第二條ニ列記セル各項ニツキ熱心ニ研究シ、マタ隨時農林司長ヨリ各職員ヲ召集ノ上互ニ討論シ詳細ナル研究案ヲ作成シ、總長次長ニ提出スルモノトス。

第六條 本規則ニ不備ノ點アルトキハ農林司長ヨリ申請シテ修正スルコトヲ得。

四 國立棉業試驗場の設置

民國四年、河北省正定に國立第一棉業試驗場、江蘇省南通に國立第二棉業試驗場、湖北省武昌に國立第三棉業試驗場を設立し、民國四年八月前記國立棉業試驗場暫行規定を公布した。同規定は左の如くである。

棉業試驗場暫行規則 (中華民國四年八月二十二日公布)

第一條 棉業試驗場ハ農商部ノ管轄ニ屬シ棉業試驗ニ關スル事項ヲ掌理ス。

第二條 棉業試驗場ハ當分ノ間三箇處ニ設ク。ソノ名稱地點ハ左ノ如シ。

第一棉業試驗場 直隸省正定縣南門外

第二棉業試驗場 江蘇省南通縣狼山馬場圩

第三棉業試驗場 湖北省武昌縣東興洲

第三條 棉業試驗場ニ左ノ職員ヲ置ク。

一、場長

二、技術員

三、事務員

前項職員ハ當分ノ間農商部員ヲ以テ充ツ。

第四條 場長ハ農商總長ノ命ヲ受ケ場務ヲ總理シ所屬職員ヲ指揮監督ス。

第五條 技術員ハ場長ノ命ヲ受ケ左ノ事項ヲ掌ル。

- 一、優良棉花ノ育成及ソノ分給ニ關スル事項
- 二、栽培及收穫ニ關スル事項
- 三、氣候土壤肥料ノ調査及試験ニ關スル事項
- 四、病蟲害ノ豫防驅除ニ關スル事項
- 五、纖維検査及紡績ニ關スル事項
- 六、練習生ノ指導監督ニ關スル事項
- 七、棉花標本ノ陳列及保管ニ關スル事項

第六條 事務員ハ場長ノ命ヲ受ケ左ノ事項ヲ掌ル。

- 一、文書ノ收受、發送及保管並ニ報告書ノ編纂ニ關スル事項
- 二、金錢ノ出納、豫算及決算、登記ニ關スル事項
- 三、物品ノ購入及夫役ノ監督ニ關スル事項
- 四、家屋ノ修繕及財産ノ保管ニ關スル事項
- 五、生産品ノ賣却ニ關スル事項
- 第七條 技術員事務員ノ員數ハ場長ヨリ農商總長ニ申請シテ之ヲ定ム。

第八條 棉業試験場ハ文書及庶務事項處理ノ爲雇員ヲ置クコトヲ得。但シ豫メ農商總長ノ許可ヲ受クルヲ要ス。

第九條 棉業試験場ハ練習生ヲ募集シ實地練習ニ從事セシムルコトヲ得。

第十條 棉業試験場ハ棉花標本陳列室ヲ附設スルモノトス。

第十一條 棉業試験場ハ試験ヲ經タル優良棉花ノ種子ヲ民間ニ分給シ之ヲ栽培セシムルコトヲ得。

第十二條 棉業試験場ハ毎年一回民間ニテ收穫セル棉産品ヲ蒐集シ棉業品評會ヲ開催スルヲ要ス。

五 政府直轄模範場及び國立第四棉業試験場の設置

民國五年政府直轄模範場を河南省彰德に設立した。越えて民國七年には北京西直門外に國立第四棉業試験場を設立した。

六 農商部の米棉種子配布

民國七年農商部は「米國棉種分給細則及び實棉收買細則」を公布し、本規程に基き米棉「トライス」及び「キングス・インブルーヴド」種子の大量輸入を行ひ、之を主要棉産省に配布し各省實業廳、棉業試験場、各縣農事試験場、農會等をして米棉獎勵の衝に當らしめた。米國棉種分給細則及び實棉收買細則は左の如くである。

(1) 米國棉種分給細則

- 一、實業廳又ハ棉業試験場ハ先ツ棉産區域及植棉者ノ調査ヲ行ヒ種子分給ニ際シ依據スル所アラシムヘシ。
- 二、棉田十畝ニ及ハサルモノハ種子ヲ分給セス。十畝以上ニ及フモノハ每畝種子五斤ヲ給與シ種子代ヲ徵收セス。但シ二十畝即チ種子一百斤ヲ限度トス。若シコノ限度ヲ超ユル場合ハ一斤ニツキ種子代大洋四角ヲ徵收セララルヘシ。
- 三、種子ノ分給ハ實業廳又ハ棉業試験場ヨリ出張員ヲ派シ、或ハ各縣農事試験場、農會等ノ機關ニ委託シ分擔辦理セシム。

- 四、凡ソ種子分給ノ人員及機關ハ帳簿ヲ備付ケ地名、人名、住所及種子ノ名稱數量等ヲ記載セシメ且ツ種子ヲ區別シテ無償分給及有償分給ノ兩項トナスヘシ。
- 五、農商部ハ米棉品種考、米棉栽培法、選種法ノ三項ヨリ成ル説明書ヲ編纂シ、又臨時ニ部員ヲ派シテ實業廳又ハ棉業試驗場ノ出張員ト同行シ以テ栽培成績表ヲ調製セシムルコトアルヘシ。
- 六、實業廳又ハ棉業試驗場ハ詳細ナル栽培成績表ヲ編成シ農商部ニ報告スヘキモノトス。

(2) 實棉收買細則

- 一、實業廳又ハ棉業試驗場ハ適當ナル場所ニ家屋ヲ賃借シ米棉收買所ニ充ツヘク、同所ニハ鐵製繰綿機其他必要ナル物件ヲ備フルモノトス。
- 二、種子ノ分給ヲ受ケタル農家ハ收穫量ノ二分ノ一以上ヲ實棉ノ儘米棉收買總所又ハ分所ノ收買ニ歸セシムヘキモノトス。
- 三、實業廳又ハ棉業試驗場ハ收買實棉ノ繰綿ヲ行ヒソノ種子ハ翌年ノ分給用ニ供スヘキモノトス。尙種子ノ分給ヲ受ケタル農家カ收買所ニ賣渡ササル剩餘實棉ハ各自ソノ繰綿ヲ行ヒ翌年ノ種子ニ供フヘキモノトス。而シテ尙餘剩アレハ之カ栽培希望者ニ分贈スヘク毫モ搾油用ニ供スヘカラス。
- 四、收買スヘキ實棉ハ夾雜物及未熟棉ノ割合竝ニ水氣等ノ検査ヲ行ヒ之ヲ上中下三等級ニ分チ、上等ハ市價ノ二割高ニテ中等ハ一割高ニテ下等ハ市價ニ準シテ收買スルモノトス。
- 五、米棉收買總所及分所ニハ種子分給ヲ受ケタル農家名ヲ記入スル帳簿ヲ備ヘ收買漏レノ有無ノ調査ニ便ナラシムルモノトス。
- 六、收買ノ際ニハ糞ニ種子分給ト同時ニ農家ニ交付セル米棉栽培成績表上ニ所定事項ニ就キテ農家ヲシテ記入セシメタル上ソノ提出ヲ行ハシムヘシ。

七、米棉收買總所又ハ分所ハ收買帳簿ヲ作成シ置キ各農家別ニ住所、氏名、植棉畝數、收穫總量及收買總量(實棉、繰綿)ノ記入ヲ行フモノトス。

八、種子ノ分給ヲ受ケタル農家ニシテ收買ノ際他種ノ棉花ヲ以テスルモノアルヲ發見シタルトキハ之カ收買ヲ拒絕シ分給種子ヨリ生産セル棉花ヲ納メシムヘシ。

九、米棉收買總所ハ收買シタル棉花ヲ検査シ選別シタル後繰綿シ種子ハ再ヒ検査シ良ク充實セルモノノミヲ精選シテ翌年ノ分給用ニ供シ不良種子ハ決シテ播種用ニ供スヘカラス。

十、繰綿ハ之ヲ紡績工場ニ販賣シタル後收買ニ關スル一切ノ事項ニツキ農商部ニ報告スヘシ。

七 棉業整理局の設置

民國八年一月北京農商部は棉業政策の統一的遂行を圖る爲、同部内に棉業整理局を設置し棉業行政の刷新に着手したが、内政の紊亂と財源の窮乏により大した業績を擧げることなく數年にして廢局の止むなきに至つた。當時公布せられたる同局章程は左の如くである。

棉業整理局章程 (中華民國八年一月十六日公布)

第一條 棉業整理局ハ之ヲ京師ニ設ケ、棉業ヲ獎勵スルヲ以テ主旨トナス。ソノ掌理事項左ノ如シ。

- 一、各省棉花ノ産額、販路及近年ノ棉業狀況ヲ調査シ以テ棉業ノ振興擴張維持及調節ノ計畫ヲ立案ス
- 二、國際市場ニ於ケル棉花綿絲ノ貿易狀況ヲ調査シ以テ保護獎勵政策施行ニ便ス
- 三、米國及埃及ノ棉花ヲ調査シ國內棉花ノ品種改良ニ便ス
- 四、商民ノ資本ヲ合同シテ紡績事業ノ振興ヲ勸導ス

- 五、棉業經濟補助ヲ審議ス
- 六、紡績ノ模範工場ヲ設立シテ棉業ノ創導ヲナス
- 七、棉花ノ品種改良方法ヲ審議シ且棉田ノ擴張ヲ獎勵ス
- 八、紡績學校ヲ設立シテ専門人材ヲ養成ス
- 九、製品及原料ノ運輸計畫ヲ審議ス
- 十、棉花ノ品質検査ヲ計畫ス
- 第二條 棉業整理局ニ左ノ職員ヲ置ク。
督辦、坐辦、事務員、技術員
- 第三條 棉業整理局ハ督辦一人ヲ置キ、農商總長ヨリ大總統ニ申請シテ特派ス。
- 第四條 棉業整理局ハ坐辦一人ヲ置キ、督辦ヨリ農商總長ト協議ノ上之ヲ任命ス。
- 第五條 棉業整理局ハ事務員、技術員若干人ヲ置ク。均シク定員ナク督辦ヨリ之ヲ任命ス。但シ技術員ハ農商部職員中ヨリ兼任セシムルコトヲ得。
- 第六條 事務員、技術員ハ事務ノ必要ニヨリ科ヲ分チテ局務ヲ補佐シ且臨時調査ニ從事セシムルコトヲ得。
- 第七條 棉業整理局ハ顧問、諮議ヲ設ケ、督辦ヨリ棉業ニ關スル學識經驗ニ富ム人ヲ推薦シテ之ヲ任命或ハ聘任ス。
- 第八條 棉業整理局ハ文書其他庶務事項辦理ノ爲雇員ヲ雇備スルコトヲ得。
- 第九條 棉業整理局ハ各省區ニ對シ分局設置ノ必要アリト認ムルトキハ先ツ規則ヲ起草シ農商總長ノ決裁ヲ經テ之ヲ公布シ、之ヲ設置スルコトヲ得。
- 第十條 棉業整理局ノ事務ハ隨時農商部ノ審査ヲ受ケ辦理スヘシ。ソノ重要ナルモノハ督辦ヨリ農商總長ト協議シソノ

決裁ヲ經テ施行スヘシ。

第十一條 棉業整理局ノ行フヘキ調査事項ニシテ農商總長ニ伺ヒ中央各部院及地方各官署並ニ駐外使署領事ノ協力援助ヲ請フノ外、必要ニ際シテハ農商總長ト協議シテ調査員ヲ中外ニ派遣シ實地調査ヲ行フコトヲ得。

第十二條 棉業整理局ハ棉業公報ヲ發行シ又各省區ノ棉業狀況報告ヲ刊行シ併セテ各國ノ棉業専門書及新聞雜誌ノ譯出ニ從事ス。

第十三條 棉業整理局ハ商民ニ對シソノ分局設立ノ勸導ヲ行フコトヲ得ルモノトス。ソノ組織法ハ農商部ヨリ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム。

第十四條 棉業整理局辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十五條 本章程ハ批准ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

八 長蘆鹽棉墾局の設立

民國八年十二月、北京農商部と財政部所管鹽務署の共同に依り天津長蘆鹽棉墾局が設立せられた。本棉墾局の事業は先に張賽氏によりて企圖されたる江蘇省海岸地方の通海墾牧公司の事業に相應するもので、長蘆鹽區の廢場を開墾し植棉を推廣することを目的としたものである。長蘆鹽區にはもと八場ありたるも配合整理の結果當時僅かに三場を残すのみとなり、越支、濟民、歸化、海豐、嚴鎮等の五場は廢場となつた。而してこの五場を三段に分ち、歸化場即ち山海關以西灤河以東の地を第一段とし、越支、濟民兩場即ち灤河以西蘆運河以東の地を第二段とし、海豐、嚴鎮兩場即ち滄縣鹽山境內を第三段とし、各段を測量して後更に數區に分つこととした。而して本局に於て規定せる施工事業は海潮を防ぐ大隄防、各段内の道路、市鎮の城壁、灌漑の根幹となる河川、橋梁、閘門等の築造にしてこの根幹工事は總て官費を以て本局に於て施工することとし、その經費は開墾地の拂下げ、或は課税によりて回收銷却することとした。地價は三

等級に分ち、穀草繁茂し直ちに墾耕し得るものを一等地として一畝五十仙とし、築園、開溝等の施設をなして後始めて墾耕し得るものを二等地とし一畝三十仙、沼地、鹽地等作物の生育に困難なるものを三等地とし一畝十仙と定め、尙その外に一畝につき地券費、登録費として各その地價の十分の二を徴收することとした。棉墾局に於て施工する開拓工事は單に基礎工事に過ぎず各區の小河渠、橋梁、閘等の施設は民間事業に委ねることとしたので、零細なる個人資力を以てしてはその事業の遂行困難なるを慮り、淮南墾務辦法を以て公司の設立を慫慂し、區を單位として拂下げ開墾せしむることとした。但し個人と雖もその資力豊富なるものは之を公司と同様に取扱ふこととした。斯くて龐大なる鹽地開墾植棉計畫が開始せられたが、その後政變に災せられ幾何もなくして頓座するの止むなきに至つた。

九 各省學校及び民間に於ける棉花改良獎勵施設

以上の如き中央政府の植棉政策の提唱は廳て地方政權に影響し、各省政府に於ても夫々棉業の改良試驗研究機關を設立するに至り、民國七年に湖北省實業廳は江陵に第一棉業試驗場を、鐘祥に第二棉業試驗場を、山東省實業廳は臨清に棉業試驗場を設立し、又同八年には山西省に於て「山西省棉業逐年進行計畫」が立案せられ、臨汾に棉業試驗場を開設し、其他江蘇、河南、浙江等の諸省にも續々植棉事業に關する諸施設が新設せらるゝに至つた。一方之と歩調を同くして東南大學、金陵大學、國立中央大學農學院、南通農學堂等に於ても夫々棉花の改良研究が開始せられるに至つた。

又民間に於てもその機運熟し民國五年張賽氏が農商部總長を辭して鄉里南通にて棉花の改良事業に盡瘁したのを始めとし、民國六年には穆恕再及びその弟穆藕初兩氏は實業界の有力者義雲台氏の参加を得て上海に「中華植棉改良社」を設立し棉業の改良普及を企て南通、吳淞、奉賢の各地に棉業試驗場を設け優良品種の育成と種子の配布を行つた。又宣統三年上海外國紗廠及び棉商により組織された「上海禁止棉花攪水會」は民國五年に至り試驗棉場を設立し、又同八年

には華商紗廠聯合會が設立せられた。同會は上海に植棉改良委員會を設置し唐山、寶山、南京等に植棉試驗場を設け支那棉花の改良と増産獎勵に乗出す等、民國五年頃よりは植棉事業の興隆鬱勃たるものがあつた。

十 南京政府の棉業關係機關

民國初年より同十年頃迄に於ける植棉事業は前述した如く著しい勢を以て勃興したのであるが、その後政變相次いで起り、之が爲前記諸機關は業績舉らず種々の改廢を被つた。國立棉業試驗場の如きも正定の第一棉業試驗場のみ南京政府に接收せられ唯一の國立棉業試驗場として今次事變前迄存続したが、第二棉業試驗場は改組せられて江蘇省立棉作試驗場となり、第三棉業試驗場は閉鎖の止むなきに至つた。従つて民國十年頃より同二十年頃に至る略、十年間は政治的不安に原因して支那の棉業政策は停頓期にあつたとも云ひ得る。然るに民國十七年に至り蔣介石政權が南京を首都とし漸く政治的安定期に入り民國二十年六月六日「全國經濟委員會組織條例」を公布し、次いで民國二十二年九月二十三日「全國經濟委員會組織修正條例」を以て「全國經濟委員會棉業統制委員會」の設立を見るや、茲に初めて棉業の統一的改良指導の緒に就き再び植棉事業の統一的計畫的勃興を見るに至つた。斯くて當時の南京政府は時の財政部長宋子文をして所謂「棉麥借款」を起さしめ之が資金に充當することとした。次に全國經濟委員會組織修正條例及び全國經濟委員會棉業統制委員會暫行組織條例を示せば左の如くである。

全國經濟委員會組織修正條例（中華民國二十二年九月二十三日公布）

第一條 國民政府ハ經濟建設ヲ促進シ人民ノ生活ヲ改善スル爲全國經濟委員會ヲ設ク。

第二條 全國經濟委員會ノ職掌左ノ如シ。

- 一、國家ノ經濟建設或ハ發展計畫ノ設計及審定ニ關スル事項
- 二、國家ノ經濟建設或ハ發展計畫ニ必要トスル經費ノ査定ニ關スル事項

- 三、國家ノ經濟建設或ハ發展計畫ノ指導監督ニ關スル事項
- 四、特定ノ經濟建設或ハ發展計畫ノ直接實施ニ關スル事項
- 第三條 全國經濟委員會ハ委員若干人ヲ設ク。國民政府ヨリ特派スル内政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部部长及其他經濟建設ニ關係アル中央各機關主管長官ハ當然委員トナル。
- 第四條 全國經濟委員會ハ常務委員三人ヲ設ケ會務ヲ處理ス。
常務委員ハ國民政府ニ於テ委員中ヨリ之ヲ指定ス。
- 第五條 全國經濟委員會ハ祕書長一人簡任、祕書四人乃至六人、内二人ハ簡任其他ハ薦任、技正四人乃至八人、内四人ハ簡任其他ハ薦任ヲ置ク。

祕書長ハ常務委員ノ命ヲ受ケ會内ノ事務一切ヲ處理ス。

祕書、技正ハ祕書長ヲ助ケ各分擔事務ヲ處理ス。

第六條 全國經濟委員會ハ必要ナルトキニ顧問及專門人員ヲ招聘スルコトヲ得。

第七條 全國經濟委員會ハ各種專門委員會ヲ組織シ專門事項ヲ辦理スルコトヲ得。

第八條 全國經濟委員會ハ所管事務ニツキ各部門ヲ設ケ之ヲ辦理スルコトヲ得。

第九條 全國經濟委員會ノ各專門委員會及各部門ノ組織條例ハ別ニ之ヲ定ム。

第十條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

全國經濟委員會棉業統制委員會暫行組織條例 (中華民國二十年十月二十七日國民政府認可)

第一條 全國經濟委員會ハ全國ノ棉業及紡織業ノ改進發展トソノ合理化ヲ圖ル見地ヨリ、組織條例第七條ノ規定ニ依リ棉業統制委員會ヲ設置ス。

第二條 棉業統制委員會ハ全國ノ棉業及紡織業ニ對シ指導監督、統制及獎勵懲罰ヲ施行スルノ權ヲ有ス。

第三條 棉業統制委員會ハ委員若干人ヲ設ケ、全國經濟委員會常務委員ニ於テ紡織、植棉、金融等ノ各界ヨリ銓衡シ、國民政府ニ申請シテ之ヲ任命ス。

第四條 棉業統制委員會ハ主任委員一人、常務委員五人ヲ設ケ 全國經濟委員會常務委員ニ於テ該會委員中ヨリ銓衡シ、國民政府ニ申請シテ之ヲ指定ス。

第五條 棉業統制委員會ハ各專門事項ニ分ツテ研究スル爲、經濟、原料、製造、運銷ノ四組ヲ設ク。各組主任ハ主任委員之ヲ任命ス。

第六條 棉業統制委員會ノ委員及各組組員ハ均シク名譽職トス。

第七條 棉業統制委員會ハ總務股ヲ設ケ、文書、會計、庶務ニ關スル事項ヲ辦理ス。

第八條 棉業統制委員會ハ技術股ヲ設ケ、左ノ事項ヲ計畫研究ス。

- 一、棉花ノ改良推廣ニ關スル事項
- 二、紡織工場ノ組織、設備及管理ニ關スル事項
- 三、紡織機械及其附屬品ノ製造ニ關スル事項
- 四、棉花、綿絲及其製品ノ運銷ニ關スル事項
- 五、棉業、紡織業、市場取引ノ標準制度ノ規定ニ關スル事項
- 六、棉業、紡織業ノ稅則ニ關スル事項
- 七、棉業、紡織業ノ勞工福利施設ニ關スル事項
- 八、棉業、紡織業ノ金融調節ニ關スル事項

- 九、棉業、紡織業ノ人材訓練ニ關スル事項
- 十、棉業、紡織業ノ調査、統計ニ關スル事項
- 十一、棉業合作制度ノ提唱ニ關スル事項
- 十二、其他棉業、紡織業ニ關スル事項

第九條 總務股ハ股長一人、役員六人乃至十人ヲ、技術股ハ股長一人、技術專員十五人乃至二十五人ヲ置き、主任委員ヨリ全國經濟委員會ニ申請シ、之ヲ招聘又ハ任命ス。

第十條 棉業統制委員會ハ事務ノ必要上雇員ヲ雇傭スルコトヲ得。

第十一條 棉業統制委員會ハ每週通常會ヲ一回開ク。臨時會ハ不定期トス。均シク主任委員之ヲ召集ス。

第十二條 棉業統制委員會ノ決議事項ハ主任委員之ヲ執行スルカ或ハ全國經濟委員會之ヲ辦理ス。

第十三條 本條例ハ國民政府ニ申請シ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

次に南京政府の棉業關係施設たる棉業統制委員會並に中央農業實驗所につき略述しよう。

1、棉業統制委員會

棉業統制委員會（以下棉統會と略稱す）は次の如き組織系統を以て設立された。



全國經濟委員會
棉業統制委員會

技術股
總務股



之によつて見るに棉統會の下にある主要機關は棉花の生産政策の擔當機關たる棉産改進所、生産棉花の検査機關たる攪水攪雜取締所、及び紡績業の振興機關たる棉紡織染實驗館の三つに分たれ棉花の生産より紡績に至る一聯の支那棉業の發展振興の政策を擔當するものであつた。次にこれら各機關の工作狀況に就て概述することとする。

(一) 棉産改進所の組織及び工作

棉統會の下に設立せられた中央棉産改進所は支那棉産の技術的中央機關にして試験及び推廣の兩機能を兼ね、産棉各省の希望によりそれら各省政府と協力し省棉産改進所を設立し棉花の改良及び推廣業務を遂行することとした。今これら各改進所の主要組織を略述すれば次の如くである。

(イ) 中央棉産改進所

所在地 南京 設立年月 民國二十三年四月

第四章 支那棉花の沿革

所内を總務室及び植棉、棉業經濟、分級檢驗の三系に分ち、棉作、棉蟲、棉病、棉作化學、品級及び製造、纖維及び品質等に關する各研究室を設け、孝陵衛棉場、上海運銷總辦事處及び鄭州、渭南、咸陽の三分處を置いた。民國二十四年七月より地域的辦法として江蘇省の棉產改進事業をも兼辦することとし東台、鹽阜、徐州、江浦四指導所及び泰源育種場、鼎豐、泰豐兩繁種場を設けた。

(ロ) 河南省棉產改進所

所在地 開封 設立年月 民國二十三年七月
總務、試驗、推廣、經濟四股に分ち、彰德、鄭州、太康、開封、靈寶に各、育種場を、太康、彰德、鄭州、洛陽、靈寶、商邱、禹縣、汝南に各指導所或は指導區を設けた。

(ハ) 陝西省棉產改進所

所在地 西安 設立年月 民國二十三年四月
總務、植棉、經濟の三股を置き、涇惠、洛惠兩育種場及び省東區、涇惠區兩指導所を設けた。

(ニ) 湖北省棉產改進所

所在地 襄陽 設立年月 民國二十五年七月
總務、技術、合作三股及び襄陽、宜城、天門各指導區を設置した。

(ホ) 河北省棉產改進會 (第五章第一節參照)

所在地 北京 設立年月 民國二十四年十月
總務、技術の二部を置き、南苑、定縣、軍糧城に各、棉場を、北京、天津、保定、霸縣、易縣、東光、南樂、邯鄲、南宮、晉縣、蠡縣、趙縣等を中心に十二指導區を設定した。

(一) 山西省棉產改進所 (第五章第三節參照)

所在地 太原 設立年月 民國二十五年七月
總務、技術、經濟の三股に分ち、榆次、臨汾、猗氏に各、棉場を、臨汾、解縣に各、區指導所を文水、定襄、高平、長治、沁縣に各、指導區を置いた。
改進所に於ける棉統會工作の主要なるものを示せば次の如くである。

a、優良品種の推廣

棉統會の棉花推廣の方法には棉田の擴張と優良品種の配布とがある。地域的には前者の方法は棉作少き江蘇省の徐州、河南省の汝南地方一帯を對象とし、後者の方法は江蘇鹽墾區及び河南太康區地方に實施された。又陝西省に於ては鴉片の栽培を禁止しその代替作物として植棉を提唱した。

b、生産運銷合作社の指導

棉統會は亦生産合作社及び運銷合作社の指導獎勵をなし、資金は主として「中華農業合作貸款銀團」に仰ぎその指導下の合作社に資金貸與の斡旋をなし、各地合作社には緯綿工場の設備をなさしめた。

c、棉花の格付

中央棉產改進所内に分級檢驗系を設け米棉は優級、上級、中級、下級、劣級の五級に、中國棉は優級、上級、中級、下級の四級に分ち之を標準にしてその格付をなすこととし、その格付技術員を養成し、陝西、山東、江蘇、河北、安徽等の自己指導の合作社に之を配屬した。但しその人員は民國二十三、四年に五十五箇所の合作社に二十六名を配屬せしめたに過ぎなかつた。

其他中央大學との合作による植棉訓練班、金陵大學との合作になる棉業合作訓練班を設けて夫々の技術専門家を養

成し、或は米國、埃及、印度等に人を派して棉花に關する調査研究をなさしめ、或は棉産統計の整備に努むる等棉産政策一般を擔當した。

(二) 攪水攪雜取締所の組織及び工作

民國二十二年一月公布せられたる商品檢驗法により輸出棉花に對しては既に攪水攪雜の検査を實施せられたるも、更に之が徹底を圖る爲、民國二十三年七月「攪水攪雜取締條例」を規定し、次いでその施行細則第二條により「中央棉花攪水攪雜取締所」を設立し、又河南、陝西、山東、湖北、湖南、山西及び江西の諸省には、棉統會と各省の合辦になる「省攪水攪雜取締所」を設け、江蘇省及び上海市は中央取締所に於て之を管轄することとした。各取締所の組織概要は次の如くである。

(イ) 中央棉花攪水攪雜取締所

民國二十三年十月十五日成立、總務及び技術股を置き、各省攪水攪雜取締所の中央機關たると共に別に江蘇省、上海市の攪水攪雜取締業務をも兼ね行ふこととした。左に棉花攪水攪雜取締暫行條例及び施行細則を掲げよう。

棉花攪水攪雜取締暫行修正條例 (中華民國二十三年七月十日公布二十五年三月二十三日修正再公布)

- 第一條 本國棉花ハ含有水分一%、含有夾雜物〇・五%ヲ以テ法定標準トナス。
- 第二條 本國棉花ハ市場賣買ニ於テ、含有水分一二%、含有夾雜物二%ヲ以テ最高限度トナス。但シ各省ノ地理氣溫ノ關係ニヨリ生産棉花ノ原含有水分多カラサルモノハ、法定標準ヲ以テ最高限度トナスコトヲ得。
- 第三條 本國棉花ニシテソノ含有水分及夾雜物カ最高限度ヲ超過スルモノハ賣買ヲ禁止ス。但シ黃棉(黃花)、赤棉(紅花)、屑棉(脚花)、落棉(廢花)ニシテ原含有夾雜物稍多ク整理ニ適合セザルモノハ此ノ限ニアラス。
- 第四條 不法利益ヲ謀ル爲、棉花ニ水又ハ夾雜物ヲ混入セルモノハ三年以下ノ有期徒刑、拘留ニ處シ、又ハ一千元以下ノ罰金ヲ科シ、或ハ徒刑ト一千元以下ノ罰金ト併セ科ス。

ノ罰金ヲ科シ、或ハ徒刑ト一千元以下ノ罰金ト併セ科ス。

第五條 紡績工場、棉花問屋(花行)又ハ棉花業者ニシテ含有セル水分又ハ夾雜物カ最高限度ヲ超過セル棉花ヲ購買シタルモノハ、ソノ使用又ハ轉賣ヲ停止シ、竝ニ一千元以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得。包裝業者(打包商)、運輸業者ニシテ前項ノ棉花ヲ引受ケ之ヲ處理シタルモノハ一千元以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得。

第六條 紡績工場カ棉花ヲ購買スル際ニソノ含有水分カ法定標準ヲ超過スルモノハソノ超過量ニ按シ價格ヲ割引スヘシ。又ソノ法定標準ニ滿タサルモノハ價格ヲ割増シテ補償スヘシ。

第七條 紡績工場カ棉花ヲ購買スル際ニソノ含有夾雜物カ法定標準ヲ超過スルモノニシテ、超過カ一・五%以下ノモノハソノ超過量ニ按シ價格ヲ割引スヘク、ソノ超過カ一・五%ヲ超ユルモノハ二倍ヲ割引スヘシ。又ソノ法定標準ニ滿タサルモノハ價格ヲ割増シテ補償スヘシ。

第八條 棉花ノ含有スル夾雜物ハ棉實、實棉、碎葉、莖片、棉枝、泥土ノ六種ニ限ル。若シ其他ノ夾雜物アルトキハ第四條ニ依リ之ヲ處罰ス。

第九條 不法利益ヲ得ントシテ中棉ヲ米棉ニ混入シテ繰棉ヲナシ又ハ粗絨細絨ニ混入シ又ハ黃棉(黃花)、赤棉(紅花)、屑棉(脚花)、落棉(廢花)ヲ白棉(白花)ニ混入シタル者ハ一千元以下ノ罰金ニ處ス。

第十條 棉商ノ取扱ヒ又ハ賣買スル棉花ニハソノ包裝表面ニ工場名又ハ商店名及棉花名稱ノ標記ヲ捺印スルモノトス。之ニ違反セルモノハソノ運送販賣ヲ停止シ竝ニ三百元以下ノ罰金ニ處スルコトヲ得。

第十一條 棉商ハ總テ登記スルモノトス。ソノ規則通りニ登記セサル者ハソノ營業ヲ停止シ又ハ三百元以下ノ罰金ニ處ス。

第十二條 棉花ノ水分夾雜物混入(攪水攪雜)取締機關ハ棉業關係ノ商店工場ニ係員ヲ派シ検査スルノ權利ヲ有ス。

第十三條 主管又ハ検査人員カ結托シテ不正行爲ヲナシ又ハ故意ニ抑留或ハ不法鑑定ヲナシタルトキハ刑事上ノ責任ヲ負フハ勿論之ニヨリ營業ノ利益ニ損害ヲ及ボシタルモノハ賠償ノ責任ヲ負フモノトス。

第十四條 輸出棉花ハ商品検査法ニ依リ之ヲ處理ス。

第十五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

棉花攪水攪雜取締暫行修正條例施行細則 (中華民國二十六年一月二十日修正再公布)

第一條 本細則ハ棉花攪水攪雜暫行條例ノ規定ニ依リ之ヲ定ム。

第二條 棉花攪水攪雜取締暫行條例(以下本條例ト略稱ス)ヲ實施スル機關ハ中央棉花攪水攪雜取締所及各省市棉花攪水攪雜取締所及分所トス。但シ上海、寧波、青島、濟南、天津等ニ於テハ依然實業部商品検査局及ヒソノ分處ニ於テ當分ノ間之カ取締ヲ兼ヌルコトトス。

第三條 各省市棉花攪水攪雜取締事務ノ進行ニ關シテハ中央棉花攪水攪雜取締所ニ於テ之ヲ指揮監督スルモノトス。

第四條 各省市棉花攪水攪雜取締所ハ當該省市ノ事情ヲ斟酌シ左記方法ノ一ヲ採用シテ之ヲ組織スヘシ。

一、中央棉花攪水攪雜取締所ト産棉省市ノ省市政府ト合同シテ棉花攪水攪雜取締所ヲ組織ス。

二、中央棉花攪水攪雜取締所カ駐在地附近ノ産棉省市ニ直接棉花攪水攪雜取締所ヲ設立シテ之カ統轄ヲ兼ネ(兼領)又ハ係員ヲ派シテ之ヲ辦理スルコトヲ得。而シテ當該省市ニ於テハ之ニ協助スヘシ。

第五條 各省ハ若干ノ産棉縣ヲ以テ一區トナシ每區ニ取締分所一箇所ヲ設ケ、各市ハ市區ヲ以テ取締分所ヲ斟酌設置ス。取締分所ハ均シク辦事處及検査處ヲ斟酌設置シ該區ノ棉花攪水攪雜取締事項ヲ施行スルコトヲ得。

第六條 各省市取締分所並辦事處及検査處所在地ノ棉商ノ登記ハ各該取締分所辦事處検査處ニ於テ辦理ス。ソノ他ノ産棉各縣ノ登記及宣傳事項ハ各該縣縣政府ニ於テ責任ヲ以テ之ヲ辦理ス。ソノ登記辦法ハ各該省市棉花攪水攪雜取締所

ヨリ中央棉花攪水攪雜取締所及各該省市政府ニ引繼キ之ヲ施行スルモノトス。

第七條 産棉各區ノ縣政府及公安局ハ各取締分所ノ本條例施行ニ關スル事務ニ責任ヲ以テ協助スヘシ。

縣政府及公安局カ協助ニ盡力シ又ハ責任ヲ放棄シタルトキハ省取締所ハ該管轄主管長官ニ之カ獎勵又ハ懲罰ヲ申請スルコトヲ得。

第八條 紡績工場(紗廠)棉花問屋(花行)又ハソノ他ノ棉商カ含有セル水分又ハ夾雜物カ最高限度ヲ超過セル棉花ヲ收買セルトキハソノ收買取扱者ハ本條例第五條第一項ニヨリ之ヲ處罰ス。

第九條 本條例第三條ニヨリ賣買ヲ許可セラレタル黃棉(黃花)赤棉(紅花)屑棉(脚花)落棉(廢花)ハ荷主又ハソノ代理人ニ於テ豫メ之ヲ聲明シ且ツ包裝ノ上ニ「黃花」「紅花」「脚花」「廢花」等ノ文字ヲ捺印スヘシ。ソノ事實ニ相違ナキコトヲ查明シタル後運送販賣ヲ許可スルモノトス。若シ原有夾雜物以外ニ故意ニ石粉又ハソノ他ノ夾雜物ヲ混入スルカ或ハ低級棉花(次花)ヲ藥品ヲ用ヒテ燻蒸漂白スルカ又ハソノ他ノ偽瞞事實アルトキハ本條例第四條ニ依リ之ヲ辦理ス。

第十條 中棉種ト米棉種トヲ繰綿スル以前又ハ繰綿スルトキ混合シテ繰綿シタルコトヲ取締所カ發見シタルトキハ本條例第九條ニヨリ辦理ス。但シ中棉種ト米棉種ノ産棉區カ隣接スル地方ニ於テ自然ニ棉種混合セルモノハコノ限りニアラス。

第十一條 中棉區ニ於テ繰綿シタル米棉又ハ米棉區ニ於テ繰綿シタル中棉又ハ中米棉カ自然ニ混合セル棉花ハ取締所處ニ對シソノ理由ヲ報告シ竝ニ混合棉花ノ證明證據ヲ提出スヘシ。若シ隱匿シテ報告セス不法利益ヲ計ル意圖ノアルコトヲ確認セルトキハ本條例第九條ニヨリ辦理ス。

第十二條 棉商又ハ棉農ニシテ本條例第四條第五條及第十條第十一條ノ規定ニ違反セルコトヲ取締所ニ告發セラレ又ハ

取締分所ニ檢舉セラレ取調ノ結果確證アルモノハ該取締分所ニ於テ證據物件ヲ差押ヘ（封存）竝ニ係員ヲ派シ荷主又ハソノ代理人居住地ノ公安局ニ對シ警官ノ派遣ヲ申請シ該荷主又ハソノ代理人ヲ公安局ニ拘引轉送シ又ハ直接縣法院又ハ縣司法處又ハ司法兼掌ノ縣政府ニ護送シソノ辦理ヲ申請スヘシ。

第十三條 本條例第四條第五條第九條第十條第十一條ノ規定ニ違反スレハ中央及各省取締所ニ於テ之ヲ檢舉スヘシ。

人民又ハ團體ハソノ名義ヲ借り事故ニコトヨセ強奪スルヲ得ス。又類似ノ取締機關ヲ設立スルヲ得ス。之ニ違反スル者アルトキハ各該地方ノ縣法院又ハ縣司法處又ハ司法兼掌ノ縣政府ニ於テ法ニ依リ辦理ス。

第十四條 棉商又ハ棉農カ水分又ハ夾雜物混入用器具ヲ所藏セルコトヲ發見シタルトキハ各該取締分所ニ於テ之ヲ沒收シ燒棄スヘシ。前項ノ取締ヲ要スル器具ノ類別及名稱ハ各省取締所ニ於テ各地ノ實際ノ狀況ヲ斟酌シテ規定シ竝ニ前以テ之ヲ布告スヘシ。

第十五條 本細則第十二條ニ依リ各該地方ノ縣法院又ハ縣司法處又ハ司法兼掌ノ縣政府ニ護送シ辦理スル案件ハソノ判決正本ヲ各該取締所ニ送附方ヲ請求スルコトヲ得。

第十六條 本細則第十五條案件内ノ棉花ハ各該取締分所ニ於テ差押ヘ（封存）シタル後各省棉花攪水攪雜取締所ニ請訓査定ノ上原荷主又ハソノ代理人ニ之ヲ返還シ、自ら整理ヲ行ハシメ再検査（覆檢）ヲ申請セシムヘシ。ソノ整理ノ上再検査ニ合格セサル以前ニ於テハ之カ賣買ヲ禁止ス。

第十七條 取締所處カ取締職務ヲ執行スルニハ紡績工場（紗廠）繰綿工場（軋廠）包裝工場（打包場）棉花間屋（花行）棉花販賣店（販戶）及ソノ他ノ棉商及運輸處ニ於テ之ヲナスヘシ。棉花包裝業ヲ營ム機械包裝工場（機器打包廠）ニハ取締所處ヨリ係員ヲ派シ該工場ニ駐在シ之ヲ検査スヘシ。

第十八條 各開埠地ノ商品檢驗局ハ本細則第二條ノ規定ニヨリ當分ノ間取締事項ヲ兼ネルコトトシソノ檢驗辦法ハ本條

例及本細則ニ準據シ且ツ中央棉花攪水攪雜取締所ノ規定セル各省市查驗辦法ヲ參酌シテ之ヲ辦理スルモノトス。

第十九條 本條例第六條第七條ニ規定セル棉花ノ賣買ニ際シ、ソノ賣買契約書ニ價格ノ外ニ水分夾雜物含有量ニ對シテハ本條例ニヨリ辦理スヘキ旨ヲ明記スヘシ。若シ契約書ニ之ヲ明記セス又ハ明記スルモ履行セス又ハ價格ノ割引及割増補償等ニツキ爭議ノ發生セルトキハ公證機關ノ證明ヲ申請スルコトヲ得。公證機關及ソノ辦法ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム。

第二十條 棉花カ原運輸地ノ取締所ノ發給セル合格證書ヲ所有シテソノ他ノ各地ニ轉送セラレルトキ各地ノ取締所ハ證書ヲ取調ヘタル上通過（放行）セシムヘシ。但シ必要ト認ムルトキハ棉花ヲ適宜抽出シテ検査スルコトヲ得。若シ検査ノ結果中途ニ於テ水分夾雜物混入ノ確證アルカ又ハ原取締所ノ検査カ疎漏ナルコトヲ發見シタルトキハ本細則第十二條ニ準據シ辦理スルカ又ハ各該省市棉花攪水攪雜取締所ニ通知シテ之ヲ處理スヘシ。

第二十一條 棉花攪水攪雜取締所及分所ハ棉花検査ニ對シ費用ヲ徵收スルコトヲ得ス。

第二十二條 各省市棉花攪水攪雜取締所ハ本細則ニ依リ各該省地方ノ狀況ヲ斟酌シ別ニ棉花攪水攪雜取締查驗辦法ヲ制定スルコトヲ得。本項辦法ハ各省ニ於テ制定シタル後各省政府及中央棉花攪水攪雜取締所ノ認可ヲ得タル上之ヲ使用スルモノトス。

第二十三條 本細則ハ修正公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(ロ) 各省棉花攪水攪雜取締所

a、江蘇省及び上海市攪水攪雜取締所

民國二十三年十一月成立、本取締所はその事務を中央棉花攪水攪雜取締所に於て兼辦することゝなつた。め別に事務所を設置せず。辦事處十箇所、查驗所六箇所を設けた。

- b、陝西省棉花攪水攪雜取締所
棉統會及び省政府の合辦により民國二十三年十月成立、一辦事處及び五分區を設置した。
- c、河南省棉花攪水攪雜取締所
民國二十三年九月成立、六分所を設置した。
- d、山東省棉花攪水攪雜取締所（第五章第二節参照）
民國二十三年十一月成立、三分所十三辦事處及び濟南稽查處を設置した。
- e、湖北省棉花攪雜取締所
民國二十四年一月成立、十分所、十一辦事處を設置した。
- f、湖南省棉花攪水攪雜取締所
民國二十四年七月成立、三分所を設置した。
- g、山西省棉花攪水攪雜取締所（第五章第三節参照）
民國二十五年十一月成立。
- h、江西省棉花攪水攪雜取締所
民國二十五年 月成立。

(三) 棉紡織染實驗館

棉統會は支那紡績業の發達極めて幼稚なるに鑑み、中央研究院と協力して棉紡織染實驗館を設立し、百二十萬元の豫算を以て紡織、染色の研究機關を設立した。

尙棉統會は右の外南通學院紡織科、河北省立工業學院染色科、江蘇省立蘇州工業學校染織科に補助を與へて技術者の

養成に力めた。

2、中央農業實驗所

以上棉統會の組織、事業内容等に就て概述したのであるが、尙この外國民政府の棉業關係機關として中央農業實驗所を擧げることが出来る。本所は民國二十年、南京政府の中央農業研究機關として成立したもので、棉花に關しては米棉及び中國在來棉の品種改良試験を行ひ、優良種の選出に努め、或は種子の配給をなす等の推廣事業をも實行して來た。尙本所に於て「農情報告」を發行し、全支農產物生産統計、收量豫想等を年々發表してゐた。次に本實驗所章程を示せば左の如くである。

中央農業實驗所章程（民國二十年十月三十一日實業部公布）

- 第一條 中央農業實驗所ハ實業部ニ直屬ス。
- 第二條 本所ノ任務左ノ如シ。
 - 一、中國ノ森林、蠶絲、漁牧、農藝及其他農業技術及方法ヲ研究改良シ、ソノ發達ヲハカル
 - 二、中外ニ既ニ知ラレタル農業技術其他ニツキ研究、試験ヲナシソノ成果ヲ推廣ス
 - 三、農業實態調査ヲナシ竝ニ農業ニ有益ナル動植物ヲ輸入ス
 - 四、農村經濟及農村社會ヲ調査及研究ス。
 - 五、科學方法ヲ以テ農產物又ハ原料ノ等級分別ヲ研究ス
- 第三條 本所ニ暫ク左記三科を置キ、各項研究事項ヲ分掌ス。
 - 一、植物生産科
 - 二、動物生産科

三、農業經濟科

各科ハ事業ノ繁簡ニヨリ各々若干系ヲ設クルコトヲ得。

第四條 本所ニ所長一人ヲ設ケ全所事務ヲ綜理ス。實業部長ヨリ國民政府ニ申請シテ之ヲ任命ス。

第五條 本所ニ副所長一人ヲ置キ所長ヲ輔佐ス。事務長一人ヲ置キ所長ノ命ヲウケ各項事務ヲ處理ス。均シク簡任トス。

第六條 (一) 本所ニ技正十四人乃至二十人薦任、技士二十五人乃至三十五人薦任又ハ委任ヲ置ク。助理員五十人乃至六十人ヲ置キ、所長ヨリ選出ノ上實業部ニ申請シテ委任ス。

(二) 各科系ニソレゾレ主任一人ヲ置ク。技正又ハ技士ノ兼務トス。

第七條 本所ハ事務ヲ處理スルタメ事務員又ハ雇員ヲ置クコトヲ得。所長ヨリ任命ス。但シソノ定員ハ實業部ニ申請シテ許可ヲ得ルヲ要ス。

第八條 本所ハ中外ノ農學専門家ヲ招聘シ農業諮議會ヲ組織スルコトヲ得。ソノ規則ハ別ニ之ヲ定ム。

第九條 本所ハ首都附近ニ試驗場ヲ設ク。竝ニ特殊問題ヲ解決スルタメ適當ナル地點ヲ選ヒ分場ヲ設立又ハ原有各場ニ試驗ヲ委託スルコトヲ得。

第十條 本所ハ圖書館及各項研究室ヲ設クルコトヲ得。

第十一條 本所ハ各省立試驗場及其他公私立農業改良機關ノ研究工作及試驗方法ニ對シ適當ナル指導ヲナスコトヲ得。

第十二條 本所ハ各大學農學院又ハ其他公私立農業改良機關ト合作シ特殊農業問題ヲ解決スルコトヲ得。

第十三條 本章程ハ申請許可ノ日ヨリ施行ス。

十一 中華棉產改進會

民國二十年三月華商紡績聯合會、產棉十三省市農棉試驗場、其他棉業諸機關は聯合して、中華棉產改進會を組織し、

毎年一回大會を舉行して植棉問題に關し各省の報告、提案、討論及び研究の發表等をなすこととした。當初本會に参加せる主要機關は次の三十七機關である。

- 一、安徽省建設廳及び棉業試驗場
- 二、湖北棉業改良委員會及び湖北建設廳
- 三、山東大學農學院
- 四、山東省實業廳及び省立第二棉業試驗場
- 五、江西省建設廳及び省立湖口農場
- 六、中央大學農學院
- 七、浙江省棉場
- 八、江蘇省棉場
- 九、華商紡績聯合會
- 十、江蘇省建設廳
- 十一、金陵大學農學院
- 十二、實業部漢口及び上海商品檢驗局
- 十三、上海銀行
- 十四、中華書局
- 十五、申新總公司
- 十六、浙江大學農學院

第四章 支那棉花の沿革

- 十七、中國紡織學會
- 十八、上海市商會
- 十九、大成紗廠
- 二〇、天津紗廠公會
- 二一、實業部農業顧問
- 二二、浙江建設廳
- 二三、湖南建設廳及び省棉場
- 二四、上海市社會局
- 二五、奉賢縣農業推廣所
- 二六、寶山實驗農教館
- 二七、海門農業推廣所
- 二八、崇明縣農業推廣所
- 二九、南通農業推廣所
- 三〇、松江農業推廣所
- 三一、川沙農業推廣所
- 三二、隴海鐵路局
- 三三、久興紗廠
- 三四、河南彰德米棉育種場

- 三五、青浦農業推廣所
- 三六、溥益紗廠
- 三七、南通學院農科

次に本會の章程を掲げ目的、組織、事業内容を示すこととする。

中華棉産改進會章程

第一條 名稱 本會ハ中華棉産改進會ト稱ス。

第二條 目的 本會ハ全國棉産ノ改進ヲ計畫スルヲ以テ目的トナス。

第三條 會員 本會會員ハ左ノ如シ。

(甲) 普通會員

(一) 農棉試驗機關

(二) 農棉學術機關

(三) 紗廠聯合會及各紡織廠

(四) 棉紗業公會又ハ棉業ト關係ヲ有スル其他ノ團體

(乙) 特別會員

(一) 各省市農棉行政主管機關

右ニ列記セル甲乙兩種會員ハ、各々代表一人乃至三人ヲ派ス。

(丙) 贊助會員

(一) 棉業改進ニ熱心ナル者

第四章 支那棉花沿革

(一) 棉業専門家及紡織界ニ名聲ヲ有スル者
丙種會員ハ本會ヨリ之ヲ推舉シ招聘ス。

第四條 組織

- (一) 本會ニ執行委員十五人ヲ設ケ、大會ニ於テ會員代表中ヨリ之ヲ選舉ス。本會ニ常務委員三人ヲ設ケ、執行委員ヨリ之ヲ五選シ、本會ノ事務一切ヲ主持ス。ソノ任期ハ均シク一箇年トス。執行委員ハ毎年五分ノ二ヲ改選シ、再選重任ヲ妨ケス。均シク無給職トス。
- (二) 本會ニ總幹事一人、幹事二人ヲ設ケ、常務委員ノ命ヲ受ケ、本會ノ日常事務ヲ處理ス。均シク有給職トシ、常務委員ヨリ之ヲ備聘ス。
- (三) 各産棉省市ニ地方幹事一人ヲ設ケ、當該省市ノ棉産改進事項ヲ處理ス。常務委員ヨリ之ヲ聘任シ、均シク無給職トス。
- (四) 本會ハ必要ニ應ジ常務委員會ヨリ特別委員ヲ聘任シ、各種ノ事業委員會ヲ組織ス。

第五條 會期

- (一) 常務委員會 三箇月毎ニ一回開會ス。
- (二) 執行委員會 半箇年毎ニ一回開會シ、常務委員會ヨリ之ヲ召集ス。
- (三) 大會 毎年一回執行委員會ヨリ之ヲ召集ス。
- (四) 臨時會 必要アル時ハ、執行委員三人又ハ會員ノ三分ノ一以上ノ提議ニヨリ、執行委員會ヨリ之ヲ召集スルコトヲ得。

第六條 經費

- (一) 普通會員ハ常年會費十元乃至一百元ヲ納ム。
- (二) 特別會員ハ常年會費五十元乃至二百元ヲ納ム。
- (三) 贊助會員ハ會費ヲ徵收セス。
- (四) 政府竝ニ熱心ナル後援者ノ補助ヲ仰ク。

第七條 事業 本會ノ事業左ノ如シ。

- (一) 棉作試験ノ促進
- (二) 棉質研究ノ提唱
- (三) 植棉界ノ人材訓練
- (四) 植棉推廣ニ協助
- (五) 棉産統計ノ補助
- (六) 原棉運銷ノ推進
- (七) 棉花病蟲害研究ノ獎勵
- (八) 棉業關係刊行物ノ編輯
- (九) 其他棉産改進ニ關スル事業ノ援助

第八條 所在地 本會ハ當分ノ間上海華商紗廠聯合會内ニ設ク。

第九條 附則

- (一) 本會ハ當地高級黨部ニ申請シ許可ヲ得タル後、當地主管官署ヲ經テ實業部、教育部ニ申請シ登録ス。
- (二) 本章程ニ不備ノ點アルトキハ、大會ニ於テ之ヲ修正スルコトヲ得。

- (三) 本會ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 十二 中華棉業統計會

民國二十年三月中華棉產改進會と同時に上海の華商紗廠聯合會内に設置せられた。本會の業務は章程第二條に規定せられてゐる如く、棉花及び棉業に關する統計の作製を主目的とする。從來支那棉產統計は本會刊行の「中國棉產統計」を以て唯一にして最良のものとして一般に使用されて來た。本會の章程を示せば次の如くである。

中華棉業統計會章程

- 第一條 名稱 本會ハ中華棉業統計會ト稱ス。
- 第二條 目的 本會ハ棉花ノ生産、消費、貿易及び其他棉業ニ關スル各種ノ統計ノ作成、推定(估計)等ヲナシ、棉業ノ發展ヲ促進スルヲ以テ目的トス。
- 第三條 會員 本會ノ會員ハ左ノ如シ。

(甲) 團體會員

- (一) 農業、棉業及統計ニ關係アル各機關
 - (二) 華商紗廠聯合會、中華棉業聯合會、華商紗布交易所
 - (三) 其他棉業ト關係ヲ有シ熱心ニ本會ト協力スル棉業機關及團體
- 右ノ團體又ハ機關ハ各代表一人乃至三人ヲ派ス。

(乙) 個人會員

- (一) 棉業統計ヲ研究スル者ニシテ本會會員二人以上ノ紹介ニヨリ入會シタル者

第四條 組織

- (一) 本會ニ執行委員十九人ヲ設ケ、大會ニ於テ之ヲ推舉ス。而シテ主席委員一人ヲ互選シ、一切ノ事項ヲ綜理ス。任期ハ一箇年トシ再選重任ヲ妨ケス。執行委員ハ華商紗廠聯合會、中華棉業聯合會、華商紗布交易所及各棉產省市各一人ヲ推舉スル外、其餘ハ棉業團體及専門家中ヨリ之ヲ推舉ス。
- (二) 本會ニ幹事若干人ヲ置キ、主席委員ヨリ之ヲ傭聘ス。

第五條 會議

- (一) 執行委員會 半年毎ニ一回召集ス。
 - (二) 會員大會 毎年一回トス。
 - (三) 臨時會 必要アル時ハ會員三分ノ一ノ提議ニヨリ隨時之ヲ召集スルコトヲ得。
- 前記會議ハ均シク主席委員ヨリ之ヲ召集ス。

第六條 經費

- (一) 團體會員ヨリ協議ノ上之ヲ分擔支出ス。
- (二) 必要アル時ハ全會員ヨリ事情ヲ斟酌シ寄附ヲ仰クコトヲ得。
- (三) 政府ニ補助ヲ申請ス。

第七條 所在地

本會ハ華商紗廠聯合會内ニ設ク。

第八條 附則

- (一) 本會ハ當地高級黨部ニ申請シ許可ヲ得タル後、當地主管官署ヲ經テ實業部教育部ニ申請シ登録ス。
- (二) 本章程ニ不備ノ點アル時ハ大會ニ於テ之ヲ修正スルコトヲ得。
- (三) 調査及推定(估計)ニ關スル辦法細則ハ別ニ之ヲ定ム。

國民政府當時の棉業諸施設は略、以上に説明した如くであるが、今次事變の勃發を轉機として一切の機能を停止するに至つたが蔣政權の崩壊と共に此等の棉業機關は廢止せられ、北支及び中支の各新政權により新なる建設が行はれつゝある。

第四節 支那棉花の検査制度

支那に於ける棉産政策の重要な一面をなすものに棉花品質の検査制度がある。元來支那棉花最大の缺陷は混水及び夾雜物混入による不正取引の慣習であつて、支那棉業發達を阻害する痛であつた。

支那棉花検査制度の初期は統一的な政府機關によつて行はれたのではなく、夫々の輸出港に於て個々に自主的になされたものであつて、その最初は光緒二十七年、上海の外國紡績業者及び棉花輸出業者が聯合して産棉地區に産棉水氣検査所を設立すべきことを當時の上海道臺に申請し、次いで上海に之が検査機關を新設したるに始まる。然るにその翌年棉農は検査の苛酷を訴へて之に反對したるため、支那側機關たる上海棉業同業公會は機に乗じて自ら之が經營に當ることを道臺に陳請し、上海棉花検査局を設立し、同時に外商の検査機關は撤廢せられた。その後武昌に政變起り、時局の變遷と共に該局も亦消滅するに至つた。之がため加水並に夾雜物混入の弊風益々甚だしく、民國二年に至り江蘇省當局は棉商に對し混水並に夾雜物混入禁止の命令を發し、工商部に申請して棉花検査局を復活したるも經費に乏しく、信用なく有名無實の存在に過ぎなかつた。

次いで民國三年に至り日本紡績聯合會は横濱、神戸、門司等に支那棉花水氣検査所を設立し、支那より輸入せらるゝ棉花に對しては嚴重なる検査を實行し、不正棉花に對してはその荷受を拒絶し返送することとした爲め上海に於ける日

本向け棉花輸出業者は尠からぬ打撃を被むるに至つた。茲に於て上海の日本人棉花輸出業者等は之が調停に乗り出し同會と交渉し検査所を上海に移してその責任検査となし、以て損失の挽回を企圖するに至つた。斯くて半箇年間の試験的實施の結果は成績良好なりしを以て、上海棉花輸出商組合に於て之が検査を正式に管理することとなつたが、その後の事情により該組合は再び検査機能を失ひ、民國八年閉鎖の止むなきに至つた。然るにその後不正棉花の弊は益々甚だしく、遂に外商により検査制度の復活が計畫され、民國十年上海棉花検査所の設立を見るに至つた。越えて民國十七年國民政府農墾部は上海に全國棉花檢驗局の設立を計畫し、次いでその計畫は工商部に移管され、民國十八年工商部上海商品檢驗局の成立を見るに至つたので、外商の棉花検査所はその成立と共に當然撤廢さるゝこととなつた。

天津に於ては民國元年に外商の發起により日・歐・米・支各棉商聯合して「天津禁止棉花攪水會」を組織し、役員には日・歐・米・支より各二人宛計八人を選び、その下に棉花検査所（俗稱烤潮所）を附設し、専ら輸出棉花の水分検査を實施し、含有水分一二％を標準と定め、この限度を超過するものは輸出を禁止することとした。その規定は詳細に涉るも支那側役員は徒らに空名を連ねるのみで一切の事務は外商の意見に左右せられてゐた。

民國四年北京農商部は米國領事より米國向け輸出棉花に對しては害蟲の検査も行はれ度しとの公文に接したるを以て右攪水會を改組し棉花検査所となし政府の管轄に屬せしむることを提議せるも、外商側は同會の放棄を肯せず、遂に實施を見るに至らなかつた。次いで民國十七年十月に至り國民政府は改めて同所を接收、政府に於て之が經營をなすべきことを提議折衝したるも何等結論に到達し得なかつた。併し乍ら翌十八年八月國民政府は遂に主權を發動し工商部天津商品檢驗局を設立し、同年九月九日を以て同會を解散し九月十日より天津商品檢驗局棉花檢驗處に於て棉花檢驗を開始することとなつた。

青島に於ては民國二年天津の検査實施に鑑み、山東省當局により之が取締規則を頒布されたるも成績は全く擧げらなかつた。

つた。次いで日本棉商は支那側當局と接衝して棉花水分検査所を組織したが、その検査工作は單に輸出商の依頼によつて之を行つたに過ぎず、極めて不徹底なものであつた。爾後殆ど何等の變化なく、民國十八年七月に至り政府機關たる工商部青島商品検査局が設立せられるに至つた。

斯くして此等の各地商品検査局は民國二十二年一月、國民政府により公布されたる商品検査法に基き實業部に移管せられ、新に實業部商品検査局として改組の上一般商品と共に統一的な棉花の輸出検査機關として活動することゝなつた。而して今次事變の勃發するや天津商品検査局は逸早く天津治安維持會により接收され、臨時政府成立と共にその行政部に移管された。その後、臨時政府に實業部が新設せらるゝや民國二十七年十月改めて臨時政府實業部天津商品検査局として現在に至つてゐる。青島商品検査局は青島治安維持會の手を経て青島特別市公署の管轄に移され現在に至つてゐる。

以上は商品検査局の輸出棉花の品質検査に就て記述したのであるが、之と併行して前節に述べた棉統會所屬の攪水攪雜取締所の生産地に於ける品質検査が行はれてゐたことに注意しなければならない。

次に棉花検査に關する諸令を列擧し參考に供しよう。

(1) 商品検査法 (民國二十二年一月國民政府公布)

第一條 輸出入商品ニシテ左記ニ該當スルモノハ本法ニ依リ検査ス。

- 一、雜偽ノ疑アルモノ
 - 二、毒物ヲ含ミ危険ナルモノ
 - 三、品質、分量、等級ノ鑑定ヲ要スルモノ
- 第二條 検査スベキ商品ノ種類ハ實業部之ヲ定ム。

第三條 商品ノ検査ハ輸出港及輸入港ニ於テ之ヲ行フ。但シ特別ノ事由ニヨリ所在地商會ノ申請アル場合ハ集散市場ニ於テ施行スルコトヲ得。

第四條 第二條ニヨリ指定セラレタル商品ハ検査ヲ受ケタル上検査證明書ヲ呈示スルニ非ザレバ輸出或ハ輸入スルコトヲ得。但シ原證書ト符合セザル時ハ之ヲ検査ス。

第五條 検査スベキ輸入商品ニシテ輸出國政府ノ検査證明アルモノハ互惠條約アル場合ニ限り検査セズシテ輸入スルコトヲ得。但シ原證書ト符合セザル時ハ之ヲ検査ス。

第六條 各種商品ノ合格標準ハ實業部ニ於テ之ヲ定ム。

第七條 検査費ハ實業部ニ於テ各商品別ニ之ヲ定ム。但シ當該商品時價ノ十分ノ三ヲ越ユルヲ得ズ。

第八條 検査ノ地點ニ就テハ行政院ノ許可ヲ得テ實業部ニ於テ商品検査局ヲ設立シ検査事務ヲ執行ス。

第九條 検査スベキ商品ハ輸出又ハ輸入ノ際取扱商人ヨリ所在地ノ検査局ニ申請スルヲ要ス。

第十條 商品検査ニ際シ見本ノ採取ヲ要スル場合其ノ數量ハ實業部ニ於テ各商品別ニ之ヲ定ム。

第十一條 検査合格ノ商品ハ商品検査局ヨリ證書ヲ交附シ、合格セザルモノニ對シテハ検査單ヲ添附シテ申請人ニ通告スベシ。

前項證書ハ一定ノ有効期間ヲ規定シ實業部ニ於テ各商品別ニ之ヲ定ム。

第十二條 検査済ノ商品ハ證書ノ有効期間内ニアリテハ原申請人ノ請求ニヨリ一回ニ限り再検査ス。此ノ場合検査費ヲ徴收セズ。

第十三條 證書ヲ遺失シタル時ハ申請人ハ直チニソノ再交附ヲ受クベシ。積載船舶ノ變更又ハ包裝改變ノ爲商品ノ質量ニ影響アル場合ハ原申請人ハ證書ノ書換ヲ申請スベシ。但シ何レノ場合モソノ理由ヲ具陳シ商品検査局ノ許可ヲ受ク

ルヲ要ス。

第十四條 本法第九條ノ規定ニ違反スルモノハ五百元以下ノ科料ニ處ス。

第十五條 商品檢驗後證書面ノ數量ヲ書換ヘ又ハ商品中ニ劣等品ヲ混入シタルモノハ三百元以下ノ科料ニ處ス。

第十六條 檢驗證書發給後檢驗局ノ許可ナクシテ包裝ヲ變更シタル場合ハ再檢驗ス。

第十七條 檢驗員ニシテ規定數量以上ノ見本ヲ抜き取り又ハ職權亂用スルモノハ摘發ノ上檢驗局ニ於テ懲罰ス。

第十八條 本法施行細則ハ實業部ニ於テ之ヲ定ム。

第十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(2) 實業部商品檢驗局棉花檢驗施行細則 (民國二十四年二月十九日實業部公布)

第一條 本細則ハ商品檢驗法(以下本法ト略稱)第十八條ノ規定ニ依リ之ヲ制定ス。

第二條 國外ニ輸出ノ棉花ハ通關ニ先チ當該地商品檢驗局(以下檢驗局ト略稱)ニ報驗單ヲ記入ノ上檢驗費ヲ相添ヘ

檢驗ヲ申請スルモノトス。合格セルモノニ對シテハ證書ヲ交附ス。本證書ニ依リ通關輸出スルコトヲ得。

第三條 檢驗局ハ檢驗申請ノアルトキハ直チニ局員ヲ派シ見本ヲ採取セシム。之カ辦法左ノ如シ。

一、(甲) 布包、蓆包、半プレスノ棉花八十包毎ニ見本一筒重量十二兩(市制)ヲ採取ス。十包ニ滿タサルモノモ十包トシテ計算ス。但シソノ數量五十包ヲ超ユルモノハ百包毎ニ見本八筒(一筒ノ重量ハ右ニ同シ)ヲ採取ス。百包ニ滿タサルモノモ百包トシテ計算ス。

(乙) 本プレスノ棉花八十包毎ニ見本一筒重量二十四兩(市制)ヲ採取ス。但シ十包ニ滿タサルモノモ十包トシテ計算ス。ソノ數量五十包ヲ超ユルモノハ百包毎ニ見本六筒(一筒ノ重量ハ右ニ同シ)ヲ採取ス。但シ百包ニ滿タサルモノモ百包トシテ計算ス。

(丙) 散積ノ棉花(バラ荷)八十擔毎ニ見本一筒重量十二兩(市制)ヲ採取ス。十擔ニ滿タサルモノモ十擔トシテ

計算ス。但シソノ數量五十擔ヲ超ユルモノハ百擔毎ニ見本六筒(一筒ノ重量ハ右ニ同シ)ヲ採取ス。百擔ニ滿タ

サルモノモ百擔トシテ計算ス。

二、見本棉ハ見本採取員ニ於テ之ヲ採取シ、檢驗申請人ニ於テ之ヲ指定スルコトヲ得ス。

三、見本棉ヲ筒ニ入ルトキハ檢驗申請人立會ノ上封印スヘシ。

四、見本採取済ミノ棉花ハ見本採取員ニ於テ押捺シ標識トナス。

五、見本ヲ採取シ終リタルトキハ見本採取員ニ於テ見本採取證明書(棟様憑單)ヲ檢驗申請人ニ交附ス。見本採取證

明書ハ檢驗局ニ於テ番號ヲ附シテ見本採取員ニ渡シ署名ノ上交附セシム。

第四條 檢驗ノ順序ハ申請順ニ之ヲナスヘシ。ソノ手續ハ見本採取後二日以内ニ完了スルヲ要ス。但シ日曜日又ハ公休

日ニ當レルトキハ之ヲ順延ス。但シ必要ノ場合ハ日曜日又ハ公休日ト雖モ平常通り檢驗ヲ施行スルコトヲ得。

第五條 棉花ノ含有水分總平均カ一二%ヲ超過セス且ツソノ中一筒見本棉ノ最高水分一四%ヲ超過セサルモノヲ以テ合

格標準トナス。

第六條 棉花ノ品質及夾雜物混入等ノ檢驗ニ關スル辦法ハ別ニ之ヲ定ム。

第七條 檢驗ヲ完了シタルトキハ檢驗責任員ニ於テ檢驗單ニ署名シ本法第十一條ノ規定ニヨリ各別ニ證書又ハ檢驗單ヲ

交附スルモノトス。

第八條 檢驗合格ノ棉花ニ對シテハ檢驗局ニ於テ標識ヲ附スヘシ。

第九條 棉花證書ノ有効期間ハ二箇月間トス。但シ必要ノトキハ一箇月ヲ延長スルコトヲ得。

第十條 本法第十二條ノ規定ニヨリ甲局ニ於ケル檢驗合格ノ棉花ハ證書ノ有効期間内ニ於テ乙檢驗局ニ原證書ヲ添附ノ

上再検査(復験)ヲ申請スルコトヲ得。

検査不合格ノ棉花ノ再検査(復験)ノ申請ハソノ不合格ノ通知ニ接シタル日ヨリ十四日以内ニ第一回ノ検査單ヲ添付ノ上之ヲナスヘシ。但シ検査局ニ於テ再検査(復験)ノ必要ナシト認ムルモノハ之ヲ却下スルコトヲ得。

第十一條 検査不合格ノ棉花ノ再検査(復験)ヲナストキハ検査局ハ第一回検査ノ場合ト同一ナラサル局員ヲ派出シ見本ヲ採取シ検査ヲ監督セシム。

第十二條 甲局ノ検査ニ合格シタル棉花カ乙局所在地ニ運送セラレタルトキハ「轉口報告單」ニ記入シ甲局發行ノ證書ト共ニ乙局ニ提出スヘシ。乙局ハ検査ノ上ソレカ確ニ原包装ニ係リ證書ノ記載ト符合スルモノニハ原證書ニ「放行」ノ文字ヲ添記シ再ヒ検査ヲナスヲ要セス。若シ原包装ト證書ノ記載ト符合セサルトキハ重ネテ検査ヲ行フヘキモノトス。

第十三條 商品検査法第十三條ノ規定ニヨリ證書再交附又ハ證書書換ノ申請アリタルトキ検査局ニ於テ検査ノ上充分ナル理由無シト認メタル場合ニハ重ネテ検査ヲ行フコトヲ得。

第十四條 前二條ニヨリ重ネテ検査ヲ行フ棉花ハ本細則第二條ノ規定ニヨリ處理スヘシ。

第十五條 有効期間内ニ證書ヲ遺失シタルトキハ、規定ニヨリ證書再交附ヲ申請スルト共ニ原證書ノ番號及遺失ノ情況ヲ當該地ニ於ケル著名ノ日刊新聞ニ二日以上廣告シテソノ無効ヲ聲明スヘシ。

第十六條 棉花検査證書交附後包装ヲ變更セントスルトキハ検査局ニ申請スヘシ。検査局ハ局員ヲ派シ改装ヲ監視シ並ニ再ヒ標識ヲ附スルヲ要ス。

第十七條 各検査局ハ棉花検査補充辦法ヲ制定スルコトヲ得。但シ實業部ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス。

第十八條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(3) 實業部天津商品検査局棉花検査補充辦法 (民國二十四年七月十一日實業部認可)

第一條 本辦法ハ實業部商品検査局棉花検査施行細則並ニ棉花攪水攪雜取締暫行條例及ヒソノ施行細則ニ照シ之ヲ定ム。

第二條 奧地ヨリ天津ニ運送シ來レル棉花ハ市場賣買又ハ輸出ノ別ナク總テ本局ニ検査ヲ申請スヘシ。

第三條 棉花検査申請者ハ先ツソノ棉俵ヲ本局指定ノ地點ニ運ヒ荷卸シヲナスヘシ。ソノ積ミ重ネノ高サハ四俵ヲ超ユルコトヲ得ス。且ツソノ周圍ニ見本採取ノ餘地ヲ存スヘシ。検査完了以前ニ之ヲ移動スルコトヲ得ス。

第四條 棉花検査ノ見本採取辦法ハ棉花検査施行細則第三條ノ規定ニヨリ辦理ス。夾雜物検査ニハ別ニ見本ヲ採取セス。

第五條 國外ニ輸出ノ棉花カ棉花検査施行細則ニ依リ水分検査ヲ施行シタル結果不合格トナリ、ソノ平均水分一三%ヲ超過セサルトキハ、更ニ夾雜物検査ヲ申請シテ改メテ國內賣買ニ向ケルコトヲ得。

第六條 國內賣買ノ棉花カ棉花攪水攪雜取締暫行條例及ヒソノ施行細則ニ依リ水分及夾雜物検査ヲ施行シタル結果ソノ平均水分一二%ヲ超過セサルトキハ、改メテ國外輸出ニ變更方ヲ申請スルコトヲ得。又ソノ平均水分一二%ヲ超過スルモノヲ國外輸出ニ變更セントスルトキハ、別ニ整理ヲ行ヒタル後重ネテ検査ヲ申請スヘシ。

第七條 國內賣買ノ棉花ニシテ水分及夾雜物ノ孰レノ一項ニテモ規定ノ最高限度ヲ超過シタル場合ハ不合格トナシ不合格ノ通知ヲナス。

第八條 検査合格ノ棉花ハ本局カ係員ヲ派シ各棉俵上ニ合格ノ標識ヲ押捺シタル後ニ非レハ之ヲ移動セシムルコトヲ得ス。

第九條 不良棉花整理ノ方法ハ左ノ如シ。

一、平均含有水分一三%以上ノモノハ風袋ヲ開キ露天乾シヲナスコト。

の止むなきに至り、民國十年より北伐完成迄植棉獎勵は概ね停頓の状態にあつた。唯この間に局部的ではあつたが劉子剛氏が官營機關の業績全く見るべきものなきに鑑み、民國十三年邯鄲縣李三陵村に私費を投じて六百畝の「華北棉產育種場第一場」を、同十五年邢臺縣城南に「康莊棉場」を設置し、米棉トライス種の増殖普及に努め、品評會、講習會等を開催しこの地方に於ける米棉普及の端緒をなしたことは注目し得る。

民國二十年代に及び國民政府の基礎漸く固まるや、再び棉業改良問題が擡頭し、河北省に於ても急激に棉業獎勵機關が設立せらるゝに至つた。即ち民國二十一年に正定の國立棉業試驗場が實業部直轄棉業試驗場に改組せられたのを始めとし、民國二十三年三月には金城銀行、南開大學（以上天津）、中華平民教育促進會（河北省定縣）の合作により華北農產研究改進社の設立を見、翌二十四年二月には全國經濟委員會棉統會所屬の河北省棉產改進所が設立せられ、同年八月には後述する各機關により河北省棉產改進會が設立せられた。右の外民國二十四年に設立せられた棉業關係機關には滄州の津南農村生產建設實驗場、通縣棉作試驗場、改良鹹地委員會等がある。民國二十六年には更に冀東植棉指導所、軍糧城農事試驗場が設立せられた。

次に事變前に存在した河北省内の棉業關係諸機關の概要とその後の變遷に就て記述しよう。

一 實業部直轄正定棉業試驗場及び津南農村生產建設實驗場

民國四年國立第一棉業試驗場として正定に設立せられた本場はその後幾多の變遷を経、唯一の國立棉業試驗場として殘存してゐたのであるが、民國二十一年に至り改めて實業部直轄棉業試驗場となり、引續き支那唯一の國立棉業試驗機關として活動してゐた。然るに今次事變の勃發と共に場員は悉く逃亡し全くその機能を停止し廢場となつたが、現在は新民會正定縣指導部附設青年訓練所の實驗農場となつてゐる。

津浦線滄州にある津南農村生產建設實驗場は民國二十四年正定棉業試驗場の分場として新設せられたが、その試驗業

務は棉花のみに限らず小麦、煙草、落花生、甘藷、玉蜀黍等の試験にも重きを置き、又一方技術員の養成に努めてゐたが、現在は新民會滄縣指導部青年訓練所の實驗農場となりてゐる。尙實業部直轄正定棉業試驗場組織條例は左の如くである。

實業部直轄棉業試驗場組織條例（中華民國二十一年七月十八日國民政府公布）

第一條 實業部直轄棉業試驗場ノ掌理事務左ノ如シ。

- 一、品種ノ改良試験ニ關スル事項
 - 二、栽培管理ニ關スル事項
 - 三、病蟲害ノ防除ニ關スル事項
 - 四、氣象ノ觀測及土壤、肥料試験ニ關スル事項
 - 五、推廣及指導ニ關スル事項
 - 六、生産品ノ展覽及品評ニ關スル事項
 - 七、調査統計ニ關スル事項
 - 八、其他棉業ノ試験及研究ニ關スル事項
- 第二條 棉業試驗場ニ場長一人薦任又ハ委任、技術員一人乃至三人、推廣員一人乃至三人、事務員一人乃至三人委任ヲ置ク。
- 第三條 場長ハ實業部長ノ命ヲウケ、全場ノ事務ヲ綜理シ、所屬職員ヲ指導監督ス。
- 第四條 技術員ハ長官ノ命ヲウケ、技術事務ヲ處理ス。
- 第五條 推廣員ハ長官ノ命ヲウケ、推廣、宣傳、指導及調査事務ヲ處理ス。

- 第六條 事務員ハ長官ノ命ヲウケ、文書、會計等ノ事務ヲ處理ス。
- 第七條 棉業試験場ハ事務ノ必要ニヨリ僱員ヲ斟酌雇傭スルコトヲ得。
- 第八條 棉業試験場ハ練習生ヲ募集スルコトヲ得。ソノ處理法ハ實業部之ヲ定ム。
- 第九條 棉業試験場ハ棉產品標本陳列室ヲ設置スルモノトス。
- 第十條 棉業試験場ハ毎年新棉ヲ蒐集シテ品評會ヲ一回開催スルモノトス。
- 第十一條 棉業試験場辦事細則ハ實業部之ヲ定ム。
- 第十二條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

二 河北省棉産改進會

河北省棉産改進會は河北省政府、冀察政務委員會經濟委員會、全國經濟委員會棉業統制委員會、河北省棉産改進所、實業部天津商品檢驗局、長蘆鹽務管理局、北寧鐵路管理局、華北農業合作事業委員會、華北農産研究改進社等をその構成團體として民國二十四年八月成立し河北省に於ける植棉事業を擔當した。

華北農産研究改進社は民國二十三年金城銀行、南開大學、中華平民教育促進會の合作によりて成立し、定縣高頭村に棉作試験場を設立し優良品種の育成、推廣及び無極、晉、趙、蠡、南宮等の主要棉作縣に辦事處を設けて運銷合作社設立を慫慂し、生産資金の貸與をなす等河北省の植棉獎勵に着手してゐた。

河北省棉産改進所は民國二十四年二月、全國經濟委員會棉業統制委員會所屬の河北省棉業改進機關として設立され、南苑に採種場を設け、一方優良種子の配布、栽培法の改善指導並に運銷合作社の組織等實際的指導を行つてゐたもので軍糧城、安次、漕河等をその指導區とし、邯鄲には指導所を置き、尙軍糧城、茶淀には相當廣面積の棉場豫定地を有してゐたが、河北省棉産改進會の成立と共に此等二機關の棉場、辦事處、指導區等は擧げて該會に移管せられた。

斯くて河北省の棉花改良増産事業は河北省棉産改進會が統一的に之を指導することゝなつた。次に同會の簡章を示せば左の如くである。

河北省棉産改進會簡章

第一條 本會ハ河北省ニ於テ棉業ニ從事スル機關、團體等ヲ召集シ全省棉業改良事項ヲ處理ス。

第二條 本會ハ左ノ各機關團體ニヨリ共同ニテ之ヲ組織ス。

河北省政府

冀察政務委員會經濟委員會

棉業統制委員會河北省棉産改進所

實業部天津商品檢驗局

財政部長蘆鹽務管理局

鐵道部北寧鐵路管理局

華北農業合作事業委員會

華北農産研究改進社

第三條 本會員ヲ左ノ二種ニ分ツ。

(1) 團體會員

凡ソ棉業ニ從事スル機關ニシテ本會ノ主旨ニ賛成セル者ハ各一名ヲ代表トシ本會ノ團體會員二名以上ノ紹介ニ依リ理事會ノ通過ヲ經テ本會團體會員タルコトヲ得

(2) 普通會員

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

凡ソ本會ノ主旨ニ賛成セルモノニシテ棉業ニ關スル學識、經驗ヲ有スル者ハ發起人二人ノ紹介ニヨリ常務理事會ノ通過ヲ經テ本會會員タルコトヲ得

第四條 本會ニ理事七名乃至十一名ヲ置キ任期ヲ三年トス。理事長、副理事長各一名ヲ互選シ會務ヲ執行セシム、理事會章程ハ別ニ之ヲ定ム。^(註)

第五條 本會第一期理事ハ發起人中ヨリ之ヲ推薦シ、第二期ヨリハ團體會員ヨリ之ヲ推舉ス。

第六條 本會ハ半年毎ニ一回會員大會ヲ召集シ會務ヲ報告ス。

第七條 本會ハ専門家ヲ招聘シ顧問或ハ專員トナシ得。

第八條 本會ハ北平ニ設ク。

第九條 本會ニ總務及技術兩部ヲ設ケ各主任一名ヲ置キ理事長ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ處理セシム、且辦事員若干名ヲ置ク。

第十條 總務部ハ文書、會計、庶務及技術部ニ屬セサル事項ヲ處理ス。

第十一條 技術部ハ棉産ノ推廣、繁殖、實驗、調査、計畫、指揮監督ノ事項ヲ處理ス。

第十二條 河北省内ノ植棉ニ關スル一切ノ改良方案ハ總テ本會之ヲ總括審査シ設計指導監督ス。

第十三條 本會ハ河北省産棉區域内ニ於テ適宜ノ地點ヲ選擇シ試驗場、指導所ヲ設立シ左ノ各事務ヲ執行セシム。

- (1) 棉産ノ改良推廣
- (2) 棉田ノ水利改良
- (3) 棉産ノ輸送販賣ノ改良
- (4) 棉業金融ノ改良

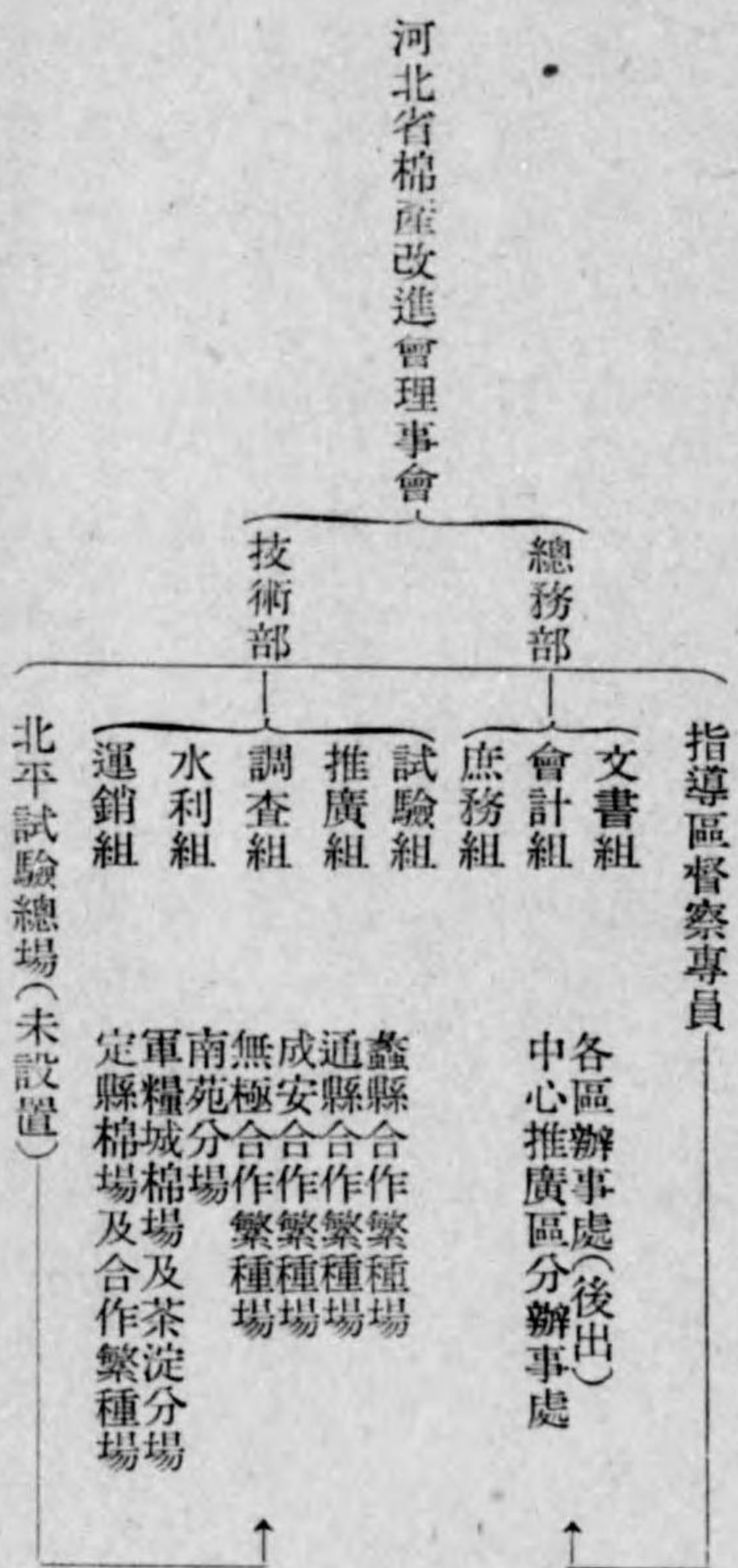
第十四條 本會ハ前條ニ列記セル各事項ニ對シ順次ニ計畫處理シ棉田水利、棉花輸送販賣、棉業金融等ニ關シテハ河北省各關係機關ト合作施行シ得。

第十五條 本會ノ事業費ハ會員、各機關、團體ノ原有ノ經費、基金ヲ以テ之ニ充當ス、若シ不足ナル時ハ理事ヨリ政府ニ補助ヲ申請スルカ或ハ一般ヨリ之ヲ募集ス。

第十六條 本簡章ハ發起人ノ議定ヲ經テ政府ニ申請シ查定認可ヲ受ケテ後始メテ效力ヲ生ス。

第十七條 本簡章ニシテ若シ不備ノ點アラハ理事會ニ於テ修正シ政府ニ申請シテ查定認可ヲ受クルモノトス。^(註) 河北省棉産改進會理事會章程ハ之ヲ省略ス

而して河北省棉産改進會の組織は次の如くである。(民國二十五年)



(註) 河北省棉産改進會二十五年份工作總報告より。
第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

斯くして全省を二十調査區に分ち、その内に十三指導區を設け、各指導區には夫々辦事處及び繁殖場を設置した。

二十調査區及び各區所屬縣名は左の如くである。

- 第一區(北平區) 大興、宛平、通、順義、昌平等五縣及び北平四郊を含む
- 第二區(天津區) 天津、靜海、寧河、武清、安次等五縣
- 第三區(寶坻區) 寶坻、玉田、薊、三河、香河、平谷、懷柔、興隆、密雲等九縣
- 第四區(豐潤區) 豐潤、灤、樂亭、昌黎等四縣
- 第五區(盧龍區) 盧龍、撫寧、臨榆、遷安、遵化等五縣
- 第六區(灤縣區) 灤、永清、固安、新城、雄、文安、大城、伊邱等八縣
- 第七區(易縣區) 易縣、涿水、涿、房山、良鄉等五縣
- 第八區(保定區) 清苑、徐水、滿城、完、定興、容城、安新、高陽等八縣
- 第九區(定縣區) 定、望都、博野、安國、蠡、安平、新樂等七縣
- 第十區(唐縣區) 唐、曲陽、行唐、阜平、涞源等五縣
- 第十一區(正定縣) 正定、靈壽、獲鹿、平山、井陘等五縣
- 第十二區(晉縣區) 晉、東鹿、藁城、深澤、無極等五縣
- 第十三區(饒陽區) 饒陽、深、肅寧、河間、獻、武強、武邑、衡水等八縣
- 第十四區(滄縣區) 滄、青、鹽山、慶雲等四縣
- 第十五區(吳橋區) 吳橋、東光、南皮、寧津、交河、阜城、景、故城等八縣
- 第十六區(南宮區) 南宮、冀、棗強、清河、威、廣宗、新河等七縣

- 第十七區(高邑區) 高邑、元氏、欒城、趙、寧晉、柏鄉、臨城、贊皇等八縣
 - 第十八區(順德區) 邢臺、沙河、南和、平鄉、任、內邱、堯山、隆平、鉅鹿等九縣
 - 第十九區(邯鄲區) 邯鄲、磁、成安、廣平、肥鄉、曲周、永年、雞澤等八縣
 - 第二十區(大名區) 大名、南樂、清豐、濮陽、東明、長垣等六縣
- 次に十三指導區及び辦事處所在地を示せば左の如くである。

- 1、保定區 辦事處所在地 徐水縣漕河
- 2、北平區 // 宛平縣清河
- 3、天津區 // 安次縣廊坊
- 4、霸縣區 // 霸縣城
- 5、易縣區 // 易縣城
- 6、東光區 // 東光縣城
- 7、南樂區 // 南樂縣城
- 8、邯鄲區 // 邯鄲縣城
- 9、冀縣區 // 冀縣城
- 10、晉縣區 // 晉縣城
- 11、蠡縣區 // 蠡縣城
- 12、威縣區 // 威縣寺莊
- 13、趙縣區 // 趙縣城

斯くて河北省棉産改進黨會は、成立するや直ちに計畫立案したる「河北省棉産改良五箇年計畫大綱案」に基き、生産方面に重點を置き、五箇年内に棉田面積を一千萬畝に擴張し、細毛繰綿産額四百萬擔を目標として植棉改進黨業に乗出したのである。該計畫案は翌二十五年三月に一部修正せられたが、次にその修正計畫案を掲げよう。

河北省棉産改良五年計畫大綱案 (民國二十四年八月初稿、同二十五年三月修正)

河北省は氣候土質共に植棉に好適なり。民國二十年以來穀類の價格暴落せし爲、棉作地面積日に増大し、中華棉業統計會の報告に據れば、二十三年度河北棉田面積は八百萬畝に近く、産出の繰綿は二百八十餘萬擔なり。然れども河北省の耕地面積より之を觀れば棉田面積は僅に其の十分の一を占むるに過ぎず、將來の發展尙大なりと謂ふべし。中國内外の原棉需要に應ずる爲植棉の改良推廣を行ひ、河北省の棉田面積をして十分の一或は十分の二の増加を計らむとするは至難に非ず。

河北棉産改進黨會は省内の棉業關係機關團體の集合成立せるものなれば、全省の棉業改良の爲速に計畫順序を議定し、以て棉産の増加改良の目的を達すべきなり。茲に計畫大綱案を擬し、以て大會の採擇に附せむとす。

一、目標

本計畫は生産方面を重視し、五箇年内に最有效なる方法にて棉田面積を一千萬畝迄推廣し、細毛繰綿産額を四百萬擔に増加せしめむとす。

二、方法

上述の目標を達せむ爲左の方法を採る。

(1) 國內外の優良棉種を採用し、棉作に適するも未だ植棉せざる地方、或は植棉の多く行はれざる地方に之を推廣し、嚴密なる指導及協助を加ふ。此の方法に依り五箇年内に棉田面積を一千萬畝に推廣し、更に繰綿の産額を三百萬擔

に増産すべし。

(2) 棉種の改良、栽培方法の改善、棉田水利の振興、棉農の財力増加等各方面より施行せば、二箇年以内に原有及新墾の棉田毎畝産出量を百分の二十増加し、之により繰綿の産額を一百萬擔増加することを待べし。

三、組織

河北省棉産改進黨會は理事の下に總務、技術兩部を設け技術部の下に左の各股及各業務施行分處を設く。

(1) 試驗股—棉作試驗總場一箇處(北平) 棉作試驗分場四箇處(定縣、通縣、滄縣、軍糧城) 棉種繁殖場十箇處(地點は別に之を定む)を設く

(2) 推廣股—植棉指導所五十箇處(地點は別に之を定む)を設け良種を散布し植棉及輸送販賣を指導す

(3) 調査股—全省の棉田面積及棉花産額の調査、統計及其の他必要なる調査統計を施行す

(4) 水利股—棉作地區の開溝、鑿井を研究し以て灌溉に資し鹽鹼區に在りては淡水を引き荒地を開墾し植棉を奨励す

(5) 運銷股—運銷處を設け棉農の團體委託に依る棉花の輸送及販賣等を處理せしむ

四、事業進行順序

第一年

(1) 北平棉作試驗場を創設し、軍糧城、定縣、通縣三分場其他原有の場所を引継ぎ實地擴充或は新開墾地に採種圃四箇處を設く

軍糧分場の面積約二千畝、通縣分場約五百畝他の各場は盡く約一千畝なり

(2) 國內優良棉種三萬擔を選備し之を農民に貸與し返還時には貸付量の二分の一を増量返還するものとす

分ちて五〇個單位とし每一個單位を六百擔とす。適宜の地點五〇箇處を選定し各指導所一箇處を設け各所の棉田

面積を八千畝より一萬畝迄推廣す。主任指導員及補佐指導員各一名を置き植棉の方法及棉農組織の團體を指導せしめ並線綿設備を補助し以て調整、輸送販賣に便ならしむ

(3) 全省の棉産調査及統計の作成を開始す

其の方法は嚴密なるを要し其の結果は正確なることを要す

(4) 棉作區域の水利問題の研究を始む。此の種事業の施行は他機關の協力を得て始めて進展するものとす

(5) 天津に棉花運銷處を設け内地農民團體の委託に依り棉花の輸送販賣を代行せしむ。其の範圍は業務の大小に依り隨時に之を酌定す

第二年

(1) 滄州(或は其の附近)に棉作試驗場一箇處を増設し又繁殖場二箇處を増設す。其の面積各約一千畝とす

(2) 各指導所は半量を増して還種する方法にて棉種を回収し並實地に若干擔を選択購入し全數を再び貸出す。各所は本年と前年を合して棉田面積二萬畝の推廣を見たる時は補佐指導員一名を増員す。而して五〇箇所の棉田面積は合計一〇萬畝の推廣を爲すに至る

第三年

(1) 繁殖場四箇處を増設す。面積各約一千畝

(2) 各所は棉種の半量を増加して回収し別に若干擔を選択購入し再び全部を貸出す

各所に於て本年と前年を合し棉田面積四萬畝の推廣を見たるものは補佐員二名を増員す。而して五〇箇所の棉田面積合計二〇萬畝の推廣を見るに至る

(3) 其の他の事業は之を繼續辦理す

第四年

各指導所の植棉推廣は農民自身の推廣の趨勢を阻害する爲本年度は只棉種の回収を爲すのみにて(各所とも少くとも三千六百擔)別に棉種を購入せず

但し補佐指導員四名を増員し以て需要に應ぜしむ。本年度各所の推廣棉田は八萬畝より一〇萬畝にして全省合計四百萬畝乃至五百萬畝なり

其の他の事業は均しく繼續辦理するものとす

第五年

各指導所は棉種を半増回収し貸出を爲し補佐指導員八名を増員す。本年各所の推廣棉田は一六萬畝乃至二〇萬畝にして全省合計八百萬畝乃至一千萬畝なり

五、經費概算

(一) 第一年概算

(1) 本年 五〇、〇〇〇元

總務技術部職員俸給、辦事費等は總て運銷處の内に含まる

(2) 棉種 一四〇、〇〇〇元

國內棉種三萬擔を選択購入し每擔の種價、包裝費運賃合計四元五角にして總計十三萬五千元又國外の純良棉種五百擔を選択購入し各試驗場にて試用す

(3) 指導所 八〇、〇〇〇元

五〇處各一千六百元

- (4) 繰綿設備 一〇、〇〇〇元
指導所五〇處各四百元
- (5) 北平試験場 六〇、〇〇〇元
田地三萬元、房屋設備一萬元、職員の俸給及耕種管理費二萬元
- (6) 軍糧城分場 五〇、〇〇〇元
土地改良一萬元、設備五千元、職員の俸給及耕種管理費三萬五千元
地租及灌漑は收入を以て之に當て此の内に含まず
- (7) 定縣分場 三〇、〇〇〇元
地租八千元、設備四千元、職員の俸給及耕種管理費一萬八千元
- (8) 通縣分場 一〇、〇〇〇元
- (9) 繁殖場四處 五〇、〇〇〇元
各處一萬元

合計 四八〇、〇〇〇元

各場産品收入約八萬元、差引支出四〇萬元

(二) 第二年より第四年に至る間は繰綿設備費を繼續するに及ばず棉種費は逐年減少す。只指導所經費の増加を補充するを要す

試験場土地購入費、設備費は滄州分場に充當する繁殖場六箇處を増設するも均しく自給し得るが故に各年の必要經費は四〇萬元にて足る

(三) 第五年の經費は各指導所人員増加の爲各所の費用一萬元即ち合計五〇萬元なり

改進會本部と各試験場を併せ合計七五萬元なり但し各場の出産物收入一五萬元あるを以て差引約六〇萬元の支出を必要とす

三 改良鹹地委員會

改良鹹地委員會は國民政府財政部の直屬機關として民國二十四年、天津財政部長蘆鹽運使署内に成立したものである。元來支那にはアルカリ土壤多く、貧民は之より土鹽を製して食鹽の代用に供してゐたが、土鹽は衛生上獎勵すべきではないのみならず鹽稅は重要な國家の財源をなしてゐるから之が收入を計る上には土鹽を禁じ、アルカリ土壤を改良してその根源を斷ち、併せてアルカリに比較的強き棉作を獎勵し一舉三得の利を目的としたものである。之が實行方法としては鹽稅收入の一部を鑿井資金として低利に農民に貸與し、棉作地に灌漑し以て棉花の増産と同時にアルカリ土壤の改良を行ふこととした。河北省中部即ち西河地方には本資金による鑿井は可なり行はれてゐた。本委員會の規定を示せば次の如くである。

(1) 長蘆鹽區改良鹹地委員會組織章程 (民國二十四年十一月)

第一條 財政部ハ長蘆土鹽ヲ取締リ、アルカリ土壤ヲ改良スル目的ヲ以テ長蘆鹽區改良鹹地委員會ヲ設立シ、之ヲ財政部ニ直屬セシム

第二條 長蘆區改良鹹地委員會ハ委員五名ヲ置ク。長蘆鹽務稽核分所經理兼鹽運使、長蘆鹽務稽核分所協理、財政部特派專門委員、河北省政府建設廳長、華北水利委員會委員長ヲ以テ充任シ、長蘆鹽運使ヲ指定シテ常務委員トナシ、専ラ會務ヲ處理セシム

第三條 長蘆鹽區改良鹹地委員會ハ技術處ヲ設置シ、財政部派遣ノ專門委員ヲ以テ處長ヲ兼任セシム。ソノ技術處ノ組

織ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 長蘆鹽區改良鹹地委員會ハ主任幹事一名ヲ置キ常任委員ト協議ノ上會ノ事務ヲ處理シ、幹事五名乃至七名ヲ置キ會務ヲ分チ處理ス

前項主任幹事ハ財政部ヨリ専門委員ヲ派シ兼務トシ、幹事ハ長蘆鹽務機關ヨリ人ヲ派シテ兼務セシムルモ、特ニ俸給ヲ支給セズ。但シ必要ノ時ハ臨時増員スルコトヲ得ルモ、ソノ俸給ヲ支給スルモノハ一乃至二名ヲ限度トス。

第五條 長蘆鹽改良鹹地委員會ハ事務ノ處理、淨書及ビソノ他ノ事務ノタメ雇員ヲ採用スルコトヲ得

第六條 長蘆鹽區改良鹹地委員會ハ重要事務ヲ協議スルタメ常務委員ヨリ會議ヲ召集ス

前項ノ決議案ハ財政部ニ届出デ許可ヲ得テ之ヲ執行ス

第七條 本章程ハ公佈ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(2) 鹹地改良協進會技術處組織章程

第一條 本處ハ長蘆鹽區改良鹹地委員會ノ組織章程第三條ノ規定ニヨリ之ヲ組織ス

第二條 本處ハ處長一人ヲ置キ財政部派遣ノ専門委員ヲ之ニ任命ス

第三條 本處ニハ左ノ二組ヲ分設ス

一、技術組 二、事務組

第四條 技術組ハ鹹地改良ニ關スル農業及ビ水利等ノ技術上ノ事項ヲ掌ル

第五條 事務組ハ本處ノ文書、會計、庶務等ノ事項ヲ取扱フ

第六條 技術組ハ組長一人ヲ置キ處長ヲシテ兼務セシメ、外ニ農業専門二人乃至三人、技術員六人乃至十人、助手若干人、水利技師二人乃至三人、測量員六人乃至八人ヲ置キ長官ノ命ニ據リ各項ノ技術事項ヲ分掌ス

第七條 事務組ハ組長一人、文書一人、會計一人、庶務一人、辦事員若干人ヲ置キ長官ノ命ニヨリ各項ノ事務ヲ分掌ス

第八條 本處ハ必要ナル時ハ専門家ヲ招聘シ顧問トナスコトヲ得

第九條 本處ノ兼任職員ニハ別ニ俸給ヲ支出スルコトナシ

第十條 本處ハ地方ノ必要ニ應ジ若干ノ分處ヲ鹹地區域内ニ設立スル事ヲ得、本處ノ方針ニ從ヒ鹹地改良ニ關スル事項ヲ處理ス、其ノ組織章程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本組織章程ハ長蘆鹽區改良鹹地委員會ノ同意ヲ得タルノチ、財政部ニ送達シ許可ヲ得テ之ヲ施行ス

(3) 鑿井貸款辦法

第一條 本會ハ鹽區ノ鹹地ヲ改良スル目的ヲ以テ特ニ鑿井貸款章程ヲ議定シ自作農ノ鹹地ニ鑿井灌溉セシメ以テ鹹地ヲ改良シ農産ノ増殖ニ資スルモノトス

第二條 鑿井貸款ハ河北省内ノ登記合作社、或ハ政府機關ノ組織セル農業團體及ビ本會ノ委託ニヨル縣、地方法人、紳士等ヲ以テ組織セル縣鹹改良促進會ノ紹介ヲ經テ貸款ス。縣鹹地改良促進會章程ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 凡ソ自作農民ニシテ「アルカリ」地五畝以上アリ耕地百畝以下ノモノハ前條ニ所定機關ノ紹介ニヨリ申請シテ鑿井貸款ヲ受ケ得、若シ所有「アルカリ」地五畝以下ノモノハ隣接各戸ト聯合シテ之ヲ申請スルコトヲ得

第四條 凡ソ同一村内ニアル「アルカリ」地所有者七戸以上ヨリ鑿井貸款ヲ申請セントスル場合ハ須ラク連帶責任組織ノ改良鹹地鑿井組合ヲ組織シ貸款ヲ申請スベシノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 凡ソ鑿井貸款ヲ申請スル農民或ハ農民團體ハ須ラク本會規定ノ鹹地鑿井借款申請書ニ事實ヲ記入シ第二條規定ノ機關ヲ經テ本會技術處ニ轉達シ以テ裁定ヲ受クベシ

第六條 鑿井貸款許可トナリタル後ハ須ラク借用人ヨリ借用證書ヲ具シテ本會技術處ニ提出シ信用ニ資スベシ。同時ニ

借用證書ノ別冊一通ヲ所屬縣政府ニ提出シ保存セシム。借用證書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 鑿井貸款ニハ須ラク時價ニ倍ニ相當スル田地紅契ヲ以テ抵當品トナスカ、或ハ保證人ヲ立テ且何レモ郷長ヲ以テ見證人(立會人)トシ同時ニ縣政府ヘソノ届出濟ノ書類ヲ送附スベシ。若シ口實ヲ設ケテ元金及利息ヲ滯納スル場合ハ見證人ハ督促ノ責ニ任ジ保證人ハ債務ヲ賠償シ或ハ抵當物ヲ賣却シテ償還スルヲ要ス。但シ見證人ハ縣政府ニ申請シテ支拂命令ヲ發セシムルコトヲ得

第八條 每一眼ノ井戸ニ貸款スル金額ハ井戸ノ口徑ノ大小深度及工事費ノ多寡ニヨリテ定ム。但シ每一眼ノ最高貸付額ハ百五十元ニシテ其ノ特殊事情アルモノハ斟酌シテ之ヲ増加ス

第九條 貸付返濟期限ハ「アルカリ」地ノ畝數ヲ以テ標準トナシ鑿井後生産ヲ見タル時ヨリ毎年一畝ニツキ少クトモ元金一元宛ヲ償還スベシ、但シ最長十年ヲ超ユルヲ得ズ

第十條 貸款利子ハ月利四厘トシ毎年元金ヲ償還スル時同時ニ納付ス、若シ期限前ニ元金ヲ返濟セル時ハ利息ハ未償還元金部分ニツキ計算ス

第十一條 若シ水災、旱災ニ遇ヒ貸付ヲ受ケタル農民ニシテ償還ノ實力ナキ時ハ見證人及保證人ノ同意ヲ得テ期限ノ一箇月以前ニ償還延期ノ申請ヲナスベシ。但シソノ利息ハ必ズ納付ヲ要ス。

第十二條 鑿井貸款ノ仲介ニ當ル機關ハ須ラク責任ヲ以テ借款申請書ノ虛實如何ヲ審査シタル後貸款シ、借款ノ用途、工事ノ狀況ヲ監視シ借款ノ元金利子ヲ催促償還セシメ爲替ヲ以テ本會ニ送付スベシ。但シソノ爲替手数料ハ借款人ノ負擔トス

第十三條 鑿井貸款ノ仲介ニ當ル機關ハ返還セラレタル貸款ノ利子ノ部分ヲ自己ノ酬勞金トナスコトヲ得、若シソノ機關ガ合作社或ハソレニ類似ノ組織ナル時ハ該社ノ積立金トナスベク、若シ縣誠地改良促進會ナル時ハソノ基本金トナ

スカ、或ハソノ他正當ノ用途ニ充ツベシ

第十四條 本會ハ鑿井貸款ノ一部ヲ材料ヲ以テ交付シ、或ハ借款者ニ代リ鑿井工事ノ全部ヲ引受け施工スル事ヲ得

第十五條 本會技術處ハ、隨時人ヲ派シ鑿井貸借ノ情況ヲ視察セシメソノ處置不穩當ノモノハ隨時借款ノ一部又ハ全部ヲ返納セシムルコトヲ得

第十六條 凡ソ鑿井貸款ヲ受ケ居ル農民團體ハ本會技術處ノ指導ヲ受ケ農作物ノ種子、耕種方法等ヲ改良スベシ

第十七條 本章程ニ尙不備ノ點アラバ技術處ヨリ長蘆鹽區改良鹹地委員會ニ申請シ改正スベシ

第十八條 本章程ハ長蘆鹽區改良鹹地委員會通過後財政部ニ申請シ認可アリタル日ヨリ施行ス

(附記) 河北省内に於て強アルカリ地ノ分布多き地方二十一縣を次の四區に分ち每區の貸付資金及びその他の經費を次の如く規定してゐる。

- (1) 大名區 大名、南樂、清豐、邯鄲の四縣を包括し、鑿井貸款資金二萬元其他經費一萬元とす
- (2) 平鄉區 平鄉、曲周、廣宗、鷄澤、隆平、鉅鹿等六縣を包括し、鑿井貸款資金四萬元、其他經費二萬元とす
- (3) 高陽區 高陽、蠡、滄、鹽山、寶坻、武清の六縣を包括し、水利及び植棉等の經費六萬元とす
- (4) 武強區 武強、武邑、饒陽、深、安平等六縣を包括し、鑿井貸款資金三萬元、其他經費一萬元とす

四 北寧鐵路局通縣棉作試驗場

北寧鐵路局通縣棉作試驗場は民國二十四年の創立に係るが、之より先民國二十三年三月當時の北寧鐵路局長殷同氏は北支經濟開發の一助として北寧鐵路背後地帯の棉花栽培の普及獎勵を企圖し、日本側に對し技術的援助を要請せる所、豫てより北支棉花の改良増産に盡力し居りし關東軍特務部農學博士吉田新七郎氏は氏の關係せる東亞產業協會より之に援助を與ふることとし、同年(昭和九年)四月十一日東亞產業協會囑託たりし滿鐵社員技術者二名を天津北寧鐵路局に

派遣し之に當らしむることゝした。

同年は専ら沿線に於ける地力の査定に主眼を置き關東州産キングス・インブルー種を沿線各地に試作すると共に當地方に適應する品種の選擇其他栽培試験の必要を痛感し、通縣、南苑及び唐山に簡易なる試作地を設置した。この内南苑及び唐山試作地は一年にて廢止したが民國二十四年（昭和十年）三月、通縣試作地を擴充して北寧鐵路局通縣棉作試験場と改稱し、品種の改良並に棉作獎勵上基本となるべき各種試験を開始すると共に漸定的獎勵品種として陸地棉木浦一三ノ四號の増殖を行ふことに決定した。

本場の經營は素より北寧鐵路局に所屬するものであるが、技術的方面は日滿側、殊に滿鐵の援助により進められてゐた。その後民國二十六年（昭和十二年）四月より滿鐵派遣技術者を更に四名増員し著々實績を挙げつゝあつたが、偶々同年七月通州事變起るや不幸にして滿鐵派遣の四氏は殉職し、一時その事業は全く停頓を來した。茲に於て滿鐵當局も遭難四氏の尊き犠牲を無にすべからずとなし、北寧鐵路局の再度の依頼を快諾し同年末新に八名の技術員を派遣し引續き北支棉花の開発に協力することゝなつた。民國二十七年七月一日北寧鐵路局が滿鐵北支事務局に移管せらるゝと共にその所管は北京鐵路局總務處に移つた。越えて同二十八年二月一日以來之を改組擴充の上、通縣農事試験場と改稱せられ只に棉花のみならず廣く一般農作物、林業、病蟲害等の試験をも開始し華北交通會社設立以後は主として鐵路愛護村内に於ける産業振興の母體試驗機關として活動することゝなつた。

五 冀東植棉指導所

冀東政府長官殷汝耕氏は支那駐屯軍顧問農學博士吉田新七郎氏より冀東農村の開発は先づ棉花栽培の普及獎勵にあるを説かるゝや、冀東地區棉花の計畫的改良増産を企圖し、民國二十五年（昭和十一年）三月之が技術的援助方を支那駐屯軍及び關東軍を経て滿洲棉花協會に要望し來つた。依つて同協會は日滿支經濟提携の見地より直ちに技術員三名を派

遣し同地區内の棉花改良増産事業に協力せしむることゝした。次で翌民國二十六年（昭和十二年）三月、冀東政府に於ては同政府の棉花獎勵機關として冀東植棉指導所を設立し所長以下技術員七名、事務員三名を配屬した。尙滿洲棉花協會よりは更に技術員一名、事務員二名を増派し、同年五月より之等派遣員の人件費は總て支那駐屯軍に於て支辨援助することゝなり、その指導監督も主として同軍に於て之に當つた。

然るに偶々同年七月通州事件に際會し技術員及び事務員（日本人四名）は不幸職に殉ずる處となり事業に一頓挫を來したが、難を免れたる技術員二名は所長以下所員と協力し之が復興に不屈の努力を續けた。一方事變勃發後は軍の積極的援助困難なる事情に立至り、一方滿洲棉花協會は同年末を以て解散、その事業を滿洲國に引繼ぐことゝなりたる爲、冀東政府は同年九月滿鐵にその援助方を懇請した。茲に於て滿鐵は北寧鐵路局通縣棉作試験場に對する協力を鑑み、獎勵普及事業に協力援助することは北支棉花開發上頗る有意義なりとし、民國二十七年（昭和十二年）十二月、五名の技術員を派遣して援助することゝなつた。然し冀東政府の臨時政府合流に伴ひ河北省公署に移管せられ、次いで翌二十八年四月一日に至り同年二月に設立を見たる華北棉産改進會に併合せらるゝことゝなれる爲、滿鐵の技術的援助も同時に打切らるゝことゝなつた。

六 軍糧城農事試験場

冀東地區の軍糧城及び茶淀には既に華北農産改進研究社が棉場豫定地を有してゐたことは前述したが、元來同地は開源公司の所有地であり民國二十四年八月河北省棉産改進會の成立と共にその豫定地は同會が之を繼承し所有者開源公司よりその經營を委託せられ、翌二十五年には同會の直營棉場として優良種子の普及増殖が行はれた。然るに同年末冀東政府は之を接收の上冀東第一農事試験場として新設し、茶淀をその分場となし、棉花水稻等の試験を開始した。併し乍ら人員並に經費の不足から試験場としての活動は十分とは云ひ難く、僅に附帶農場の經營と棉花の栽培に關する試験を

行つてゐた程度に過ぎなかつた。事變勃發後冀東政府は棉作指導獎勵機關の擴充と共に試験機關も之を名實共に整備した農事試験場たらしむべく企圖し、同年九月本試験場へ技術者の派遣方を滿鐵に懇請した。茲に於て滿鐵は技術者三名を派遣し後更に二名を増加して技術的援助に當らしめ、通縣棉作試験場と緊密なる聯繫を保ちつゝ棉花の栽培試験に重點を置き特にアルカリ地に對する棉作試験に努力して來た。その後所管は臨時政府河北省公署に移り更に本年（民國二十八年）四月一日に至り中央農事試験場分場となり、主として棉花の原々種圃の經營に力を注ぐこととなつた。

七 省立農事試験場

事變前途河北省は第一農事試験場（天津市新車站北）、第三農事試験場（徐水縣漕河）、第四農事試験場（北京市安定門外地壇）、第六農事試験場（易縣梁各莊）の四つの省立試験場を有してゐた。尤も當初は第二及び第五農事試験場も夫々大名縣及び遵化縣東陵に設立せられたのであるが經費の都合からこの二場は既に廢止せられてゐた。

事變前殘存してゐた前記四試験場の中第一及び第三農事試験場は棉花の改良等の試験事業を行ひつゝあつたが、年經費が人件費を含め僅に二、三千元乃至四、五千元程度に過ぎなかつたので殆ど業績の見るべきものはなかつた。而も事變勃發後は何れも事業を停止し今日に至つてゐる。

その外北平大學農學院、保定農學院等に於ても棉花の試験研究が行はれてゐたが茲には之を省略する。

第二節 山東省

山東の棉花栽培は河北省に於けると同様可なり古い。何時の頃から廣く栽培され始めたかは詳でないが、阿片栽培の禁止と共にその代替作物として棉花が取り上げられたことは確かに棉花栽培普及の一因となつてゐる。

民國以後に於ける山東省の棉花獎勵施設としては民國八年臨清に山東省立棉業試験場の設立を見たるに始まり、同十五年には齊東に山東省立棉作育種場成立、次いで同十七年山東省農鑛廳に合作事業指導委員會の設立を見、此等の諸施設はその後種々の變遷を辿つて事變前に至つた。

本省の棉業施設が河北省のそれと著しく異なる所は、棉業政策の擔當者が棉産改進會ではなく試験機關たる棉業試験場と省合作社中央機關との聯絡合作によつたものであることである。棉統會に屬する棉産改進所は本省には成立を見なかつた。即ち河北省に於ては河北省棉産改進會が省棉産政策の唯一の擔當者として存在し、事實上試験及び推廣の兩方面の業務を兼營し、合作事業機關は——勿論部分的には改進會に於ても指導してはゐるが——棉産政策とは一應別個の存在であつた。換言すれば河北省に於てはその棉産政策は合作事業を從とし、農業技術的な生産政策にその重點を置いてゐた。然るに山東省に於ては合作事業を重要視し、之に試験機關を結びつけ、推廣業務は兩者に於て夫々分擔してゐた。又棉花の品質検査機關として河北省に於ては専ら商品検査局の品質検査によつたが、山東省に於ては青島商品検査局及び同濟南分處の輸出検査の外、棉統會に屬する省撥水撥雜取締所による生産検査をも重複施行してゐた。以下山東省に於ける棉業諸施設に就き述ぶることとする。

一 山東省立齊東棉作改良場

民國十五年十月山東省農鑛廳は齊東に棉作育種場を設立し、米棉トライス及び支那在來棉の育種改良並に優良種子の配給に當らしめたが、十九年一月山東省立第二棉業試験場と改稱し、更に二十四年には之を山東省立棉作改良場と改稱した。試験地は四箇所あり、その面積合計二百七十三畝（内借入地百四十四畝）、その組織は場長の下に總務、技術、推廣の三股を有してゐた。本場に於て選出せられた優良品種として、米棉種にトライス三十六號及び同五十七號、中國在來棉種として齊東細絨四號がある。但し從來本試験場の推廣棉種は米棉を主とするの主旨より齊東細絨棉四號は既に育

成せるも未だ推廣せられなかつた。本試験場の事業は試験研究に止らず、育成優良種は示範棉田を經營してその増殖を圖り合作社指導處を通じて各合作社、農民に配給する外、栽培技術の指導、棉産調査等の業務に迄及んだ。示範棉田は採種圃兼模範棉圃に相當し、農民に委託栽培を行はしめたもので齊東及び鄒平の二箇所に約二百八十畝を有してゐた。委託の條件は唯その成績優秀なるものに賞品として獎勵金、扁額等を與へる外、生産棉花は市價より約二割位高價に買上げることゝしてゐた。然るに民國二十五年には「特約示範棉田辦法」を擬訂し、惠民、邱兩縣に特約示範棉田三十箇所を設置し、その棉田の一半は示範區として優良種子を配合し且栽培の指導を行ひ一畝當り肥料費として二元を支給し、他の一半は普通區となし栽培成績の比較を行つてゐた。

二 山東省立棉作改良場臨清分場

民國八年、魯西區棉産中心地臨清の東門外に山東省立棉業試驗場を設立し、米棉の試作、品種改良及び優良種子の配給をなした。民國十九年一月山東省立第一棉業試驗場と改稱せられ、同二十四年一月に至り更に山東省立棉作改良分場となり今日に至つてゐる。試験地百十四畝を有するも砂質に富み試験地としては適當とは云ひ難い。本場に於て選出せられた優良品種にはトライス七六號がある。

三 山東省立農業實驗所及び各區農場

前述した棉作改良場及び同分場の外、本省に於ける農事試験機關には省立農業實驗所及び各區農場があつた。省立農業實驗所は民國二十五年一月濟甯に設立せられ園藝、病蟲害、農藝化學の三部を有し各々その試験に當つてゐた。又從來省内各縣には極めて申譯的な各縣農場が存在し、棉花及び一般農作物の試験栽培を行つてゐたがその實績舉らざるに鑑み民國二十四年春之を停止し、全省を四區に分ち各縣農場の經費を集中して各區に區農場を設立した。各區農場の所在地は次の如くである。

一、山東省第一區農場 濟南黃臺

二、山東省第二區農場 惠民縣

三、山東省第三區農場 莒縣

四、山東省第四區農場 萊陽縣

但し此等の機關は棉作に關して極めて無關心であつた。

四 山東省合作指導處

民國十七年山東省農礦廳は合作事業委員會を組織し合作事業に着手したが、その後民國二十年農礦廳は實業廳と改められ、更に民國二十二年建設廳となり、之に伴ひ合作事業委員會も改組せられて合作指導處となり、事變前迄同省の合作事業の中央機關として活動してゐた。前述の如く本省には棉花の推行機關たる棉統會所屬の棉産改進所は設立せられなかつたので、前記試験場に於て選出せられた優良品種は合作指導處を通して農村へ配布さるゝ仕組みとなつてゐた。單位合作社の上には縣聯合會があり、縣聯合會は省合作指導處に聯絡し、省合作指導處は建設廳第一科に所屬し省合作社の中央幹旋機關たる役割をなしてゐた。山東省に於ける従來の合作社には棉業合作社、蠶業合作社、菸業合作社、漁業合作社、大豆合作社、花生合作社等の如く各作物別のものと信用合作社、供給合作社、運銷合作社、消費合作社等の如くその事業經營の種類により區別せらるゝものが存在してゐた。勿論夫々の兼營の形態もあつたが就中最も發達せるは棉業合作社であつた。事變前に於ける統計によれば各種合作社の總數六千六百八十七社の中棉業合作社は三千九百三十三社に上つて居り、中でも鄒平縣及び齊東縣の棉業合作社の活動が最も活潑であつた。

五 山東省棉花攪水攪雜取締所

山東省棉花攪水攪雜取締所は全國經濟委員會棉業統制委員會と省政府の合作により民國二十三年十一月濟南に成立し

第十二條 本章程ニ不備ノ點アラハ、隨時申請シテ之ヲ修正ス。

第十三條 本章程ハ申請ノ上許可ヲ得タル日ヨリ之ヲ施行ス。

(2) 山東省棉花撥水撥雜取締所辦事細則 (中華民國二十五年省建設廳許可)

第一條 本細則ハ本所組織章程第十一條ノ規定ニヨリ之ヲ制定ス。

第二條 所長ハ本所一切ノ事項ヲ綜理シ、並ニ全職員ヲ指揮監督ス。

第三條 本所ノ技術ニ屬スル事項左ノ如シ。

- 一、棉花ノ含有セル水分、雜質ノ查驗ニ關スル事項
- 一、本所查驗工作ノ改進ニ關スル事項
- 一、稽查員、查驗員ノ工作ノ審査ニ關スル事項
- 一、棉花ノ撥水撥雜取締ニ關スル事項
- 一、其他技術方面ノ一切ニ關スル事項

第四條 本所ノ事務ニ屬スル事項左ノ如シ。

- 一、印章(關防)ノ保管ニ關スル事項
- 一、文書ノ起草、複寫、收發、保管ニ關スル事項
- 一、本所及各分所ノ豫算、決算ノ編成ニ關スル事項
- 一、本所及各分所ノ會計、庶務一切ニ關スル事項
- 一、各分所ノ金錢收支ノ審査ニ關スル事項
- 一、其他技術ニ屬セサル一切ニ關スル事項

第五條 稽查處ノ職掌左ノ如シ。

- 一、各區ニテ既ニ查驗セル棉花ノ水分、雜質ノ復査ニ關スル事項
 - 一、各區查驗員ノ工作ノ考査ニ關スル事項
 - 一、查驗能率ノ増進計畫ニ關スル事項
 - 一、棉花ノ包裝、保存及運銷ニ關スル事項
- 第六條 本所、稽查處及區分所ノ助理員ハ均シク技術主任、事務主任ノ指導ヲウケ、各該所ノ一切ノ技術、事務事項ヲ助理ス。
- 第七條 本所ノ一切ノ事項ハ法令ニ抵觸セサル範圍ニ於テ完全ニ建設廳ノ指揮ニ從ヒ之ヲ處理ス。
- 第八條 本所ノ稽查辦法、查驗辦法及棉商登記辦法ハ別ニ之ヲ定ム。
- 第九條 本細則ニ不備ノ點アルトキハ、隨時申請シテ之ヲ修正ス。
- 第十條 本細則ハ申請ノ上許可ヲ得タル日ヨリ之ヲ施行ス。

(3) 山東省棉花撥水撥雜取締所查驗辦法

第一條 本辦法ハ中央公布ノ棉花撥水撥雜取締暫行條例(以下條例ト略稱ス)施行細則(以下細則ト略稱ス)第十三條ノ規定ニヨリ之ヲ制定ス。

第二條 凡ソ省境內ニ於ケル棉花ノ賣買及運銷ハ本辦法ノ規定ニ依リ之ヲ處理スルコトヲ要ス。

第三條 本省ノ棉花查驗ハ、當分ノ間查驗員ヲ各地方ニ派シ、棉商及棉農ヲ監視稽查セシム。但シ必要アルトキハ見本棉ヲ持歸リ検査スルコトヲ得。

第四條 凡ソ分所ノ設置アル又ハ查驗員ノ駐在セル地方ニ於テハ販戶、花行、棉商ニ論ナク、ソノ商號ヲ登記規則ニ依

リ登記シタル後營業ヲ許可スルモノトス(登記表式ハ別ニ之ヲ定ム)。未タ分所ノ設置及査驗員ノ駐在ナキ各縣ニ於ケル棉商ハ、本所ヨリ係員ヲ派シ隨時検査ヲ行ヒ且法ニ依リ登記セシムルコトヲ得。

第五條 凡ソ査驗員ニ於テ水分夾雜物混入ノ實證ヲ捉ヘタル場合ハ、當該地方官廳ニ對シ條例第四條ノ規定ニ依リ處罰方ヲ請求スルコトヲ得。

第六條 凡ソ査驗員ニシテ棉花ノ水分夾雜物カ法定ノ最高限度ヲ超過セルヲ查出シタルトキハ、棉商ヲシテ乾燥整理セシムルコトヲ要ス。乾燥整理シ再検査ニ合格シタル後始メテ賣買ヲ許可ス。若シ服從セサルトキハ當該地方官廳ニ法ニ依リ審理方ヲ請求スルコトヲ得。

第七條 凡ソ荷造シテ縣外ニ運出版賣セントスル棉花ハ本所査驗員ニ於テ査驗ヲ行ヒ、之ニ合格後ソノ荷造ヲ許シ、且荷主ヲシテ棉俵上ニ商號ノ印章ヲ押捺セシム。若シ商號ノ印章ナキカ又ハ押捺セルモノカ登記未済ノ商號印ナルトキハ、法ニ照シテ之ヲ取締リ、且ソノ棉商ヲシテ規則ニ照シテ登記セシム。

第八條 凡ソ荷造済ノ棉花ハソノ倉庫内ニアルト運搬中ナルトヲ問ハス査驗員ニ於テ疑ヒアリト認メタルトキハ、隨時棉俵中ヨリ見本ヲ抽出検査スルコトヲ得。モシ服從セサルモノハ法ニ依リ之カ取締ヲ行フ。

第九條 凡ソ棉商ニシテ査驗員ガ手力或ハ眼力ニヨリ検査シタル棉花ニ對シ異議アルモノハ、見本ヲ採取ノ上機械検査ヲ行フコトヲ査驗員ニ對シ請求スルコトヲ得ルモノトス。但シ機械検査ノ結果ヲ以テ最後ノ決定トス。

第十條 凡ソ必要アルトキハ見本ヲ採取シテ検査ヲ行フ。ソノ見本採取辦法次ノ如シ。

一、凡ソ棉花ノ重量十公擔ニ達スルモノニ對シテハ見本二筒ヲ採取ス。一筒ハ半公斤トス。十公擔ニ滿タサルモノハ十公擔トシテ計算シ、十公擔ヲ超過スルモノハ超過量ニ比例シテ追加ス。

二、見本ノ採取ハ採取員ニ於テ任意ニ之ヲ行ヒ、荷主ハ指定又ハ阻止スルコトヲ得ス。見本棉ハ筒ニ入レタル後直ニ

面前ニ於テ封印スルモノトス。

三、見本棉ヲ採取セル棉俵ニ對シテハ採取人ニ於テ記號ヲ附ス。

四、採取員ノ採取量ハ規定通りタルヲ要ス。規定ニ違反シタルトキハ、荷主ヨリ取締所ニ報告スルコトヲ得。取締所ニ報告ヲ得タルトキハ直ニ之ヲ懲罰ス。

五、採取セル見本棉ハ査驗終了後之ヲ返還スルコトヲ得。但シ期限經過後ハ返還ヲ請求スルコトヲ得ス。

第十一條 見本棉採取後遅クとも二日以内ニ検査ヲ完了シ、検査ノ結果ヲ荷主ニ通知ス。若シ合格セサルトキハ法ニ依リ之ヲ取締ルモノトス。

第十二條 凡ソ棉花ヲ青島及濟南ニ運輸販賣セントスルトキハ、兩地到着後從來通り實業部青島商品檢驗局及同濟南檢驗分局ニ報告シ検査ヲ受クルモノトス。

第十三條 本所ノ棉花査驗ハ費用ヲ徴收セス。

第十四條 凡ソ棉商、棉農ニシテ本所職員ニ贈賄シタル證據アル者ニ對シテハ、當該地縣法院又ハ司法兼務ノ縣政府ニ之ヲ護送シ法ニ依リ處罰スルコトヲ得。若シ本所職員ニシテ收賄瀆職又ハ情實ニヨリ不正ヲ行ヒ或ハ故意ニ難題ヲ附シタルコト發覺シ實證アル者モ亦法ニ依リ之ヲ懲罰ス。

第十五條 凡ソ本所査驗員ニシテ外出シ職務ヲ行フトキハ、本所證章ヲ携帯スルヲ要ス。氏名ヲ詐稱スル者ニ對シテハ棉商ヨリ本所ニ訴フルコトヲ得。本所ハ當該地方官廳ニ轉送シ、細則第十一條ノ規定ニ照シ之ヲ處理ス。

第十六條 本辦法ニ不備ノ點アルトキハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得。

第十七條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(4) 山東省棉花撥水撥雜取締所棉商登記辦法

第一條 本辦法ハ棉花攪水攪雜取締暫行條例施行細則第六條ノ規定ニ依リ之ヲ定ム。
第二條 凡ソ本省ニ於テ棉花攪水攪雜取締分所及査驗員辦事處ヲ設立セル區域内ノ棉商ハ一律ニ本辦法ニ依リ登記スルヲ要ス。

第三條 棉商ハ分ツテ左記四種トス。

- (甲) 花行 凡ソ客商ニ代リ棉花ヲ保管シ手数料ヲ徴收シ、且營業所ヲ有スル者ニシテ兼テ棉花賣買ヲ自營スルモノ
- (乙) 軋戸 凡ソ自ら繰綿機ヲ設備シテ繰綿ヲナシ且之ヲ販賣スルモノ又ハ顧客ニ代リ繰綿スルモノ
- (丙) 秤手 凡ソ客商ニ代リ棉花ヲ賣買シ手数料ヲ徴スルモノニシテ營業所ヲ設ケサルモノ
- (丁) 其他棉業ヲ經營スルモノ

第四條 凡ソ本辦法第三條ニ屬スル棉商ハ一律ニ當該地登記機關ニ申請登記スルコトヲ要ス。登記セサルモノハ營業ヲ許可セス。

第五條 棉商ノ登記ニハ當該地縣政府ヨリ登記表ヲ受領シ、各項目ニ記入ノ上、經理之ニ記名シ商號印ヲ押捺シテ登記ヲ申請スヘシ。

第六條 棉商カ登記機關ニ登記表ヲ提出シタル場合、調査ノ結果疑義アルトキハ棉商ニ説明ヲ求メ、再調査ノ上疑義ナキニ至レル後始メテ登記證書ヲ發給スルコトヲ得。登記證書交付前ニ於テハ、登記表ノ提出ヲ以テ登記済ト見做スコトヲ得ス。

第七條 棉商ハ登記シタル後、受領セル登記證書ヲ他人ニ轉讓シ營業セシムルコトヲ得ス。

第八條 登記證書ノ有効期間ハ二箇年トス。満期後ハ舊證書ヲ登記機關ニ提出シ新證書ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得。

棉商カ營業ヲ停止セントスルトキハ受領セル登記證書ヲ原登記機關ニ提出シ取消ヲ申請シ、且營業ノ停止ヲ聲明スヘシ。

第九條 凡ソ棉商ノ荷造シタル棉依ニハソノ依上ニ重量ヲ明記シ商號印ヲ押捺シテ識別ニ便ナラシムルコトヲ要ス。ソノ商號名ハ登記シタル後任意ニ變更スルコトヲ得ス。

第十條 凡ソ棉商ニシテ未タ登記ノ申請ヲナサス且ツ登記證書ヲ受領セサルモノニ對シテハ、取締所及査驗員ハソノ營業ヲ禁止スルコトヲ得。

第十一條 棉商ノ登記ニハ、登記表提出ノ際登記證書ニ貼用スヘキ印紙ノ外其他ノ費用ヲ徴收セス。

第十二條 登記機關ニシテ登記人ニ金錢ノ強要詐取其他瀆職ノ行爲アリテ登記人ヨリ告發セラレ、取調ノ結果證據アル者ニ對シテハ之ヲ免職スルト共ニ懲戒ス。

第十三條 登記證書及登記表ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム。

第十四條 本辦法ニ不備ノ點アルトキハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得。

第十五條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(5) 山東省棉花攪水攪雜取締所稽査辦法

第一條 本所ハ各分所及査驗員ノ設置駐在アル地方ヨリ濟南ニ運銷スル棉花ノ「復査」(再検査)ニ便スルタメ、特ニ濟南ニ稽査處ヲ設立ス。

第二條 本處稽査員ハ隨時本市ノ花行及打包廠ニ至リ監視及稽査スルコトヲ得。必要アル時ハ見本棉ヲ持歸リ査驗スルコトヲ得。

第三條 本處稽査員ハ本市ノ各花行及打包廠内ノ積弊ニ對シ、當該地官廳ニ檢舉シ、以テ改革ヲ圖ルコトヲ得。

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

- 第四條 凡ソ本市ノ各花行及打包廠ハ本所棉商登記辦法ニ依リ、本所ヨリ登記表ヲ受領シ、法ニ依リ登記シタル後始メテ營業ヲ許可セラル。
- 第五條 凡ソ本處稽查員ニシテ各花行及打包廠ノ水分夾雜物混入ノ實證ヲ舉ケタル者ハ、當該地官廳ニ法ニ依リ嚴罰ニ處スルコトヲ請求シ得。
- 第六條 凡ソ本處稽查員ニシテ棉花ノ水分夾雜物カ法定最高限度ヲ超過セルモノヲ發見シタル者ハ、棉商ヲシテ法ニ依リ整理セシムヘシ。整理シテ再検査ニ合格シタル後始メテ運送販賣ヲ許可ス。モン服從セサルトキハ直チニ當該地官廳ニ法ニ依リ嚴罰ニ處スルコトヲ請求シ得。
- 第七條 凡ソ見本ヲ採取シ検査スルノ必要アルトキハ、ソノ見本採取及検査辦法ハ、本所検査辦法第十及第十一兩條ノ規定ニヨリ之ヲ處理スルモノトス。
- 第八條 本所ノ棉花検査ハステ費用ヲ徴收セス、採取セル見本棉モ検査終了後二日以内ニ、棉商カ返還ヲ受クルコトヲ得。
- 第九條 凡ソ各棉商ニシテ本處職員ニ對シ贈賄シ實證アル者ハ當該地官廳ニ引渡シ、法ニ依リ嚴罰ニ處スルコトヲ得。本處職員ニシテ收賄瀆職又ハ情實ニ依リ不正ヲ行ヒ或ハ故意ニ難題ヲ附シタルコト發覺シ、實證アル者ハ法ニ依リ之ヲ懲罰ス。
- 第十條 凡ソ本處職員ニシテ外出シ職務ヲ行フトキハ本所證章符號ヲ携帯スルコトヲ要ス。氏名ヲ詐稱スル者ニ對シテハ棉商ヨリ本所ニ訴フルコトヲ得。本所ハ當該官廳ニ轉送シ法ニヨリ之ヲ處罰ス。
- 第十一條 本辦法ニ不備ノ點アルトキハ隨時申請シテ之ヲ修正スルコトヲ得。
- 第十二條 本辦法ハ許可ヲ得テ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(附記) 棉商登記辦法により登記せられた棉商數を參考のため示せば次の如くである。

濟南稽查處管内棉花關係業者登記數

所管箇所	所在地	花行	打包廠	秤手	轉運	合計	備考
稽查處	濟南	一四	二			一六	

第一區分所管内棉花關係業者登記數

所管箇所	分所	所在地	花行	軋戶	秤手	轉運	合計	備考
	第一查驗處	高唐	九七	一六六	六		二六九	
第二查驗處	夏津	五八	二一八			二七六		
第三查驗處	恩縣	二三	一二			三五		
第四查驗處	清平	三九	一三			三九		
	武城	一〇	三三	五	三	五一		
	德縣		一〇			一〇	同處は民國二四年八月第三分所に移され濱縣に移駐した	
總計			二二七	四三九	一一	三	六八〇	

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

第二區分所管内棉花關係業者登記數

所管箇所	所在地	花行	札戸	秤手	轉運	合計	備考
分所	臨清	六一	一三〇	一	四	一九六	
第一査驗處	堂邑	五	六九	二五		九九	
第二査驗處	冠縣	二	八三			八五	
第三査驗處	館陶	九	五			一四	
第四査驗處	邱縣	二	一七			一九	
總計		七九	三三〇	二六	四	四一三	

第三區分所管内棉花關係業者登記數

所管箇所	所在地	花行	札戸	秤手	轉運	合計	備考
分所	張店	三四	九一			三四	
第一査驗處	高苑	八	九一			九九	
第二査驗處	博興		一〇六			一〇六	
第三査驗處	蒲臺		六二			六二	
第四査驗處	濱縣		八九	九		九八	
第五査驗處	廣饒		九八			九八	該處の札戸中には動力繰綿機を有するもの四戸あり
總計		四二	四四六	九		四九七	

六 青島工商學會

青島工商學會は民國二十二年（昭和八年）山東棉花改良協會（第六章第四節參照）の成立に刺戟され、青島市當局及び在青島華人紡たる華新紗廠の共同出資金を基金とし、之に市有力者の参加を得て成立したもので、總務、研究、調査、介紹（斡旋）、出版、講演、設計の七部より成つたが、その中の研究部は更に經濟組、化學工業組、運輸組、農林組、礦冶組、紡織組、機電組、土木組、漁業組の九組に分たれてゐた。而して農林組の下には棉業改良委員會を置き、同委員會の所屬機關として李村、高密蔡家莊、安邱の三箇所棉作試驗場（李村本場、其他はその分場）を設け棉花各種試驗及び推廣事業を行つた。

第三節 山西省

山西省の植棉事業の歴史は極めて新しく、清末の頃河東地區に少量の産棉を見た外棉花の栽培せられるものは殆どなかつた。然るに民國七年閻錫山省長に就任するや、所謂山西モンロー主義を振翳して大いに省産業經濟の開發に意を用ひ、民國七年軍人農事試驗場及び臨汾棉業試驗場を設立して棉花の試驗改良に着手すると共に「民國七年懸賞徵求試驗種棉規定」を設けて獎勵金制度により冀雁地區に棉花の獎勵をなし、同八年には「山西棉業逐年計畫」を樹立すると共に「民國八年懸賞獎勵種棉規定」を制定し、或は米國より優良棉種子（品種不明）を、朝鮮よりキングス・インブルード種を輸入配布する等植棉獎勵に努めた結果、民國六年の全省棉田面積は僅に二十七萬餘畝に過ぎなかつたものが民國八年には四十八萬餘畝、同九年には一躍して八十三萬餘畝に増加するに至つた。

次いで民國十年に至り冀雁區の太谷、文水、定襄、高平の四縣に經濟植棉場各一箇所を設立し専ら冀雁區内棉作の品種適地試験と普及、指導に當らしめ更に民國十一年には新絳、解縣に米棉育種場を設定し河東區の米棉の普及に努めた。

その後民國十七年に至り臨汾棉業試驗場が農棉試驗場と改稱せられたが、二十一年再び棉業試驗場と改められた。山西省建設十箇年計畫案に基く棉業獎勵に關し棉業專案が決定せられ優良棉種の増産と品質の改善を圖ることとなつた。次に棉業專案の概要を示せば左の如くである。

(一) 棉田の擴張

山西省は植棉提倡以來頗る其の實績擧がれり。元來本省は穀類の生産豊富、人民の食料を充して尙餘剰あり、從來河北省に移出し來りたるも、平綏綏開通以後はその市場を察・綏に奪はるゝに至れり。而して綿布類は却つて之を省外より仰ぐの狀態にありて山西省に於ける植棉は緊急問題となれり。現在の棉田面積は百餘萬畝に過ぎざるも、將來六十萬畝の増加は必要にして、更に百萬畝の増加は之を期待するを得べし。其の工作は實業廳責任に任じ棉業推廣總分場を設置し之に當らしむ。

「同省植棉獎勵年別進行案」は第一年を準備期となし、準備事項を(一)總分場の設立、(二)棉作適地調査、(三)使用種子の研究及購入、(四)植棉技術の講習、(五)指導獎勵及監督に關する章程の制定、(六)棉花販路擴張の研究、(七)植棉推廣、とす。第二以降は年々左表計畫量の擴張を企圖するものとす。

山西省棉田推廣十箇年計畫(單位千畝)

區別	年次										
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	第九年	第十年	合計
推廣期成量	七六・〇	七〇・〇	八八・〇	九九・〇	一一〇・〇	一二〇・〇	一三〇・〇	一四〇・〇	一五〇・〇	一六〇・〇	一,〇〇〇・〇
推廣必成量	四四・六	四六・二	五三・八	五九・四	六六・〇	七二・六	七九・二	八五・八	九二・四	九九・〇	六〇〇・〇

備考 第一年度の準備期は民國二十二年。

(二) 棉花の改良

現在の畝當線棉產量三十斤を必成量四十五斤(即十五斤増)、期成量六十斤(即三十斤増)とす。而して畝當收量の増加は優良種子の普及を第一義とし、植棉改良計畫により第二年度は現在の植棉區を若干區に分ち土質と品種との適否を調査し、第二年度以降順次試作、種子配布、普及を行ふものとす。

斯くてその實施初年度たる民國二十二年三月に棉業試驗場の改組新設が行はれ、従来の臨汾棉業試驗場は山西省棉業試驗總場となり檢次にその分場を新設した。試驗總場及び分場は棉花の育種、栽培試驗等の業務を行ふ外推廣工作を擔當し河東區を臨汾、曲沃、萬泉、解、隰の五區(合計三十五縣を包含す)に、冀雁區を榆次、文水、泌、高平、崞の五區(合計四十八縣を包含す)に分ち、各區に指導員各一名を派遣して管内農民の棉作巡回指導と植棉獎勵に當らしめた。然るに、冀雁區内の農民の植棉技術は河東區に比し遜色甚しい爲、その後冀雁區には更に指導員五名を増派して指導員一人當の擔當區域を縮少し棉作技術の向上を圖ることとした。尙棉業專案に基く十箇年計畫完成を期する爲棉業試驗總、分場の優良種子増殖補助施設として山西棉作合夥改良場を設置することとなり、同年十月「山西棉作合夥改良場章程」を制定し、河東區、冀雁區内に合計十箇所の合夥改良場設置を計畫し、初年度は先づ臨汾、蒙河及び榆次に之が設立を見た。而して此等の改良場に栽培する棉花は原則として棉業試驗總、分場より配給し、此處に於て増殖した種子を一般農民に配布することとした。次いで民國二十三年省政府は米國より優良棉種六百六十封度を購入して棉業試驗總、分場に配給し棉産の根本的改進を目指して純系育種試験を行はしめた。翌二十四年には農民に品種改良の重要性を認識せしめ、品種の混淆、退化を防止せしむる爲全省に縣立棉業示範場を二百四十五箇所に設立し、各棉業示範場の面積を一畝とし指導員を派して責任指導に當らしむることとした。一方二十二年十二月二十六日には「山西種棉獎勵章程」を制定し、品評會を開催しその成績優秀なるものには獎章、獎狀を贈與することとし植棉の助長に努めた。

斯くて山西省の棉田面積は急激に増加し、民國二十三年には略々百八十萬畝となり、棉業專案の十箇年必成量は三年にして之を突破するに至つた。斯の如き急激なる増加は當局の獎勵の與つて力ある所ではあるが、當時食糧價格の暴落に反し棉花の價格良好にして省内外への運銷活潑となり棉作採算著しく有利であつたことも大なる原因をなした。茲に於て閻錫山は山西農村經濟の救済復興は植棉の獎勵普及によるを最も捷徑なりとし、民國二十五年各縣の建設科員を召集して棉業改進に關する會議を開催し、棉業專案に基く十箇年の期成量を二十五年以降三箇年を以て完了することに決定した。同年二月先づ「山西省二十五年分改進棉業實施辦法」を公布し之に基き「山西省冀雁區二十五年分棉業推廣試驗辦法」「保賠試種棉場辦法」を制定して冀雁區に「保賠試種棉場」を設立し栽培試驗、推廣を行ふこととし、殊に保賠試驗の實施に當りては更に「保賠試種棉場農戶獎勵辦法」「收買保賠試種棉場棉產品辦法」を公布した。

以上の棉業諸政策は一般に識らるゝ如く閻錫山の省政指導方針によりその他の各種產業經濟と共に所謂自給自足自立主義を目標として進められて來たのであつた。従つて從來山西の棉業開發に對しては中央側の觸手が絶えず差延ばされてゐるにも拘らず、山西省は所謂山西モンロー主義を楯に資本的にも、技術的にも大體に於て對中央遠心工作を固持し得た。然るに民國二十五年二月共產軍の省内侵入以來事態は俄かに變化した。即ち中央側はその政治竝に軍事部面への中央勢力扶植後農業問題の基本をなす棉業開發事業に對しても着々統制工作を施し、遂に全國經濟委員會棉業統制委員會と山西省當局との合作を以て十一月山西省棉業管理委員會、山西省棉產改進所を設立し、省内棉業獎勵の實權を之に移すこととせる爲、民國二十六年よりは南京政府の統一的棉業政策の線に沿つて斯業の獎勵に乘出すこととなつた。

以上主として棉花の生産部門に於ける諸施設と獎勵の經過概要に就て記述したが次に品質検査の沿革に就て概述しよう。省政府は民國十九年產棉多き諸縣に棉花検査所を設立し、尙榆次及び平陸縣茅津渡に棉花覆檢所（再檢所）を設置したが、民國二十三年九月には「山西棉花檢驗辦法」及び「山西棉花覆檢所組織章程」を制定公布し、生産各縣に棉花

檢驗合作社を組織せしめて棉花の品質検査に當らしめ、一方覆檢所に於てその再検査を行はしむることとした。その後「整頓棉花暫行辦法」を制定し、全省產棉區を榆次、臨汾、運城の三區に分ち、各區に夫々棉花検査所を設立すると共に產棉各縣には各々分所を置き専ら棉花の攪水攪雜検査に當らしむることとした。然るにその後民國二十五年に至り南京政府勢力の山西進出により、品質検査機關も棉業統制委員會の指導方針に基く棉花攪水攪雜取締所が設立せらるゝこととなり、その成立と同時に前記検査所は改組併合せられた。斯くて山西省の棉業政策は漸く中央の統括下に入りその指導方針に基いて活動期に入らんとしつゝあつたが、今次事變の勃發により此等の諸機關は悉くその業務を停止し山西省の棉業政策は全く頓挫するに至つた。

次に省内の主要棉業施設及び棉業關係法規に就き概述しよう。

一 軍人農事試驗場

軍人農事試驗場は民國七年閻錫山の提唱により、太原府の西北約三十支里曲陽縣呼延村に設立せられたもので、軍人農事試驗場なる名稱が附されたのはその設立が山西省綏靖公署によつて行はれた爲である。本場は農事試驗場と稱せらるゝも、廣く鑛工業に關する試験研究施設もあり、當時は恐らく省内隨一の完備せる試験機關であつたと云はれてゐるが、その内容の詳細に就ては詳でない。

二 山西省立臨汾棉業試驗總場及び同榆次分場

棉業試驗總場は既に述べた如く民國七年の創設に係り當時は臨汾棉業試驗場と稱せられた。その後民國十年に至り冀雁區内の太谷、文水、定襄、高平の四縣に本場の經濟植棉場を設けて品種適地試験と棉作の指導普及を行ひ、翌十一年には更に新絳、解の兩縣に米棉育種場を設置して優良米棉種子の増殖に努め河東區米棉の普及に貢獻した。次いで民國十七年にその名稱を一時棉農試驗場と改めたが、二十一年省政建設十箇年計畫案の設定せらるゝや再び棉業試驗場とな

り、翌二十二年には棉業專案實行の見地より擴充せられて山西棉業試驗總場となつた。

榆次分場は棉業專案實施の基礎施設として民國二十二年三月に新設せられたもので總場に於ては主として河東區に適するトライス種を、分場に於てはキング種の試験研究を行ふこととなつたが、榆次分場は設立後成績舉らず、民國二十四年五月に至り太原城南許擔試驗場に併合された。次に山西省棉業試驗總場及び同分場の章程を示さう。

(1) 山西省棉業試驗場章程 (民國二十二年三月二十二日公布)

第一條 本場ハ全省ノ植棉技術ノ改善ト棉花ノ品質改良產量増加ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第二條 本場ハ指導ノ便利ト良種ノ繁殖ヲ圖ルタメ、分場及指導區ヲ附設ス。

第三條 本場ハ臨汾縣ニ設ク。

第四條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク。

一、場長

二、事務主任及事務員

三、技術主任及技術員

四、推廣主任及指導員

五、練習生

第五條 本場ハ實業廳ノ直轄トス。

第六條 本場ノ場長ハ實業廳長ヨリ省政府ニ申請シ任用ス。各主任、事務員、技術員ハ廳長ニ於テ任用ス。其他ノ各職員ハ場長ヨリ廳長ニ申請シ之ヲ任用ス。

第七條 本場職員ノ職權左ノ如シ。

一、場長ハ主管長官ノ命ヲ受ケ、全場ノ事務ヲ統轄ス。

二、各主任ハ場長ノ命ヲ受ケ、各股ノ事務ヲ分掌ス。

三、各股員ハ長官ノ命ヲ受ケ、各股ノ事務ヲ助理ス。

四、練習生ハ長官ノ命ヲ受ケ、各股ノ事務ヲ分任ス。

第八條 本場ニ左記各股ヲ置ク。

一、事務股

二、技術股

三、推廣股

第九條 本場事務股ノ掌理事項左ノ如シ。

一、文書、受付、發送、書類保管及印鑑ノ保管ニ關スル事項

二、統計報告書ノ作成ニ關スル事項

三、會計ニ關スル一切ノ事項

四、棉花及其他生産品ノ保管、交換及販賣ニ關スル事項

五、其他庶務ニ關スル一切ノ事項

第十條 本場技術股ノ掌理事項左ノ如シ。

一、育種試驗ニ關スル事項

二、栽培試驗ニ關スル事項

三、棉作生理研究ニ關スル事項

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

- 四、棉作病蟲害ノ豫防驅除及藥品調製ニ關スル事項
 - 五、良種ノ繁殖ニ關スル事項
 - 六、植棉案内ノ編輯ニ關スル事項
 - 七、各種ノ新式農具改良ニ關スル事項
 - 八、標本ノ採集ニ關スル事項
 - 九、其他技術上ニ關スル一切ノ事項
- 第十一條 本場推廣股ノ掌理事項左ノ如シ。
- 一、指導員ノ訓練及監督ニ關スル事項
 - 二、植棉技術ノ傳習ニ關スル事項
 - 三、棉花栽培ノ指導ニ關スル事項
 - 四、棉花ノ推定(估計)及統計ニ關スル事項
 - 五、收穫セル棉花ノ等級分別、夾雜物除去ニ關スル事項
 - 六、棉田、棉種及販路ノ推廣ニ關スル事項
 - 七、棉區ノ區分、棉地ノ調査ニ關スル事項
 - 八、棉作病蟲害ノ豫防驅除及藥品調製ノ指導ニ關スル事項
 - 九、生産販賣合作社ノ提唱ニ關スル事項
 - 十、棉花ノ利益宣傳ニ關スル事項
 - 十一、優良純種ノ收納發送ニ關スル事項

十二、繰綿ノ指導ニ關スル事項

十三、棉農ノ質疑應答ニ關スル事項

十四、其他推廣ニ關スル一切ノ事項

第十二條 各股ノ設置人員左ノ如シ。

- 一、事務股、主任一人、事務員一人又ハ二人
- 二、技術股、主任一人、技術員一人又ハ二人
- 三、推廣股、主任一人、指導員五人
- 四、練習生若干人

第十三條 本場ノ經費ハ別表ニ之ヲ規定ス。

第十四條 本場ニ陳列室ヲ附設シ人民ノ觀覽ニ供ス。

第十五條 本場ハ適當ノ時期ニ棉業展覽會ヲ開催シ以テ品評獎勵ニ資スルコトヲ得。

第十六條 本場ハ毎月末ニ本月分ノ工作實施報告書ヲ、毎年末ニ全年ノ成績報告書及翌年ノ進行計畫書ヲ夫々作成シ實業廳ニ提出スルモノトス。

第十七條 本場ノ收入ハ本場ノ事業擴充費ニ充ツルモノトス、但シ實業廳ニ申請シテ許可ヲ得タル後始メテ使用シ得ルモノトス。

第十八條 本場ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十九條 本章程ニ不備ノ點アルトキハ隨時申請シテ之ヲ改正スルコトヲ得。

第二十條 本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(2) 山西省棉業試驗分場章程 (民國二十二年三月二十二日公布)

- 第一條 本章程ハ山西省棉業試驗場章程第二條ニ依リ之ヲ定ム。
- 第二條 分場ハ良種ノ繁殖ト冀寧、雁門ニ屬スル植棉各縣ノ指導ヲ以テ目的トス。
- 第三條 分場ハ榆次縣ニ設ク。
- 第四條 分場ノ面積ハ百畝トシ、當分ノ間民間ノ井水灌溉地八十畝、旱地二十畝ヲ借用ス。
- 第五條 分場ニ左ノ職員ヲ置ク。
- 一、場長一人
 - 二、事務員一人
 - 三、技術員一人
 - 四、指導員五人
 - 五、練習生若干人
- 第六條 分場ハ山西省棉業試驗場ノ直轄トス。
- 第七條 分場ノ場長及事務員、技術員ハ實業廳長之ヲ任用シ、其他ノ各職員ハ總場長ヨリ廳長ニ申請シ之ヲ任用ス。
- 第八條 分場職員ノ職權左ノ如シ。
- 一、場長ハ長官ノ命ヲ受ケ全場ノ事務ヲ辦理ス
 - 二、各職員ハ場長ノ命ヲ受ケ各項事務ヲ分掌ス
 - 三、練習生ハ長官ノ命ヲ受ケ各別ニ服務ス
- 第九條 分場事務員ノ掌理事項左ノ如シ。

- 一、文書ノ受付、發送、書類保管及印章ノ保管ニ關スル事項
- 二、統計、報告書ノ作成ニ關スル事項
- 三、會計上ノ一切ニ關スル事項
- 四、棉花及其他生産品ノ保管、交換、販賣ニ關スル事項
- 五、其他庶務一切ニ關スル事項

第十條 分場技術員ノ掌理事項左ノ如シ。

- 一、育種及栽培試驗ニ關スル事項
- 二、改良繁殖ニ關スル事項
- 三、棉作病蟲ノ豫防驅除及藥品調製ニ關スル事項
- 四、各種新式農具ノ使用ニ關スル事項
- 五、標本ノ採集ニ關スル事項
- 六、其他技術上ノ一切ニ關スル事項

第十一條 分場指導員ノ掌理事項左ノ如シ。

- 一、收穫セル棉花ノ等級分別及繰綿ニ關スル事項
- 二、農民ニ對スル植棉技術ノ傳習ト實地指導ニ關スル事項
- 三、棉區ノ區分及棉作地調査ニ關スル事項
- 四、棉花ノ推定(估計)及統計ニ關スル事項
- 五、棉田、棉種及販路ノ推廣ニ關スル事項

- 六、棉作病虫害ノ豫防驅除及藥品調製ノ指導ニ關スル事項
 - 七、生産販賣合作社ノ提唱ニ關スル事項
 - 八、棉花ノ利益宣傳ニ關スル事項
 - 九、優良純種ノ收納發送ニ關スル事項
 - 十、棉農ノ質疑應答ニ關スル事項
 - 十一、其他推廣上ノ一切ニ關スル事項
 - 第十二條 分場ノ經費ハ別表ニ之ヲ規定ス。
 - 第十三條 分場ハ毎月末ニ本月分ノ工作實施報告書ヲ、毎年末ニ全年成績報告書及翌年進行計畫書ヲ夫々作成シ、總場ヲ經テ實業廳ニ提出スルモノトス。
 - 第十四條 分場ニ陳列室ヲ附設シ人民ノ觀覽ニ供ス。
 - 第十五條 分場ハ適當ノ時期ニ棉業展覽會ヲ開催シ、以テ品評、獎勵ニ資スルコトヲ得。
 - 第十六條 分場ノ收入ハ分場ノ事業擴充費ニ充ツルモノトス。但シ總場ヲ經テ實業廳ニ申請シソノ許可ヲ得テ始メテ使用シ得ルモノトス。
 - 第十七條 分場ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム。
 - 第十八條 本章程ニ不備ノ點アルトキハ隨時申請シテ之ヲ改正スルコトヲ得。
 - 第十九條 本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス。
- 三 棉作合夥改良場
- 棉作合夥改良場は棉業試驗總、分場の棉種改良推廣業務達成の補助施設として設けられ、經營は農民之に當り棉業試

驗總、分場の指導員がその技術指導を擔當し、優良棉種の増殖を計ることを目的とした。従つて合夥改良場は云はゞ委託採種圃に相當するものである。

合夥改良場は民國二十二年に先づ臨汾、榮河、榆次の三箇所に設けられ、面積は各一千畝とし、適種を交付し、その増殖に努めた結果頗る良好な成績を収めた。斯くて二十三年及び二十四年には相前後して臨汾、洪洞、霍、曲沃、聞喜、新絳、解、永濟、忻、長子、高平の十一箇所に擴大設置せられた。次に合夥改良場章程を示せば左の如くである。

山西棉作合夥改良場章程 (民國二十二年十月十四日公布)

- 第一條 民力、民田及棉業試驗總分場各指導員ノ技術ヲ利用シ棉種ノ改良ニ従事スルヲ以テ、山西棉作合夥改良場ト稱ス(以下合夥場ト略稱ス)。
- 第二條 合夥場ハ棉業試驗總分場之ヲ直轄ス。
- 第三條 合夥場ハ十箇處トス。各區ニ一箇處ヲ設クルコトトシ、一箇處ノ棉田ヲ一千畝トス。ソノ棉區次ノ如シ。臨汾區。萬泉區。曲沃區。隰縣區。大寧區。榆次區。沁縣區。文水區。高平區。崞縣區。
- 第四條 合夥場ノ所在地ハ、第一年度ハ、河東區ニ二箇處、一ツハ臨汾、一ツハ榮河、冀雁區ニ一箇處、榆次トス。爾後情況ヲ斟酌シテ逐年増加シ、十箇處トナリタルトキ之ヲ止ム。所在地ハ隨時之ヲ酌定ス。
- 第五條 合夥場ノ所在地ハ棉業試驗總分場ト各該所在地縣政府ト協議ノ上指定シタル後、各該縣政府ヨリ公布シテ實行ス。
- 第六條 合夥場各棉戸ノ所有スル棉田畝數ハ棉業試驗總分場及該管轄縣政府ニ登記スルモノトス。
- 第七條 合夥場ノ地域内ニハ其他ノ棉種ノ栽培ヲ許サス。
- 第八條 棉種ノ退化ヲ防止スルタメ三年毎ニ本廳ヨリ、米國ヨリ購入シタル棉種子ヲ棉業試驗總分場ニ交付シ、總分場

ニテ試作シタル後、ソノ種子ヲ各合夥改良場ニ交付シテ栽培セシメ、漸次民間ニ販賣シ、以テ優良品種ノ普及ヲ圖ル。
第九條 棉業試験總分場ハ毎年收穫セル棉種子ヲ自家用ニ供スル外、其餘ハ全部合夥改良場ニ交付シソノ需要ニ充ツルモノトス。

第十條 合夥改良場ノ毎年收穫セル種子ノ内播種用ニ供シ得ル種子ハ、自家用ニ供スル外、他ノ合夥改良場ニ貸出シテソノ需要ニ充テ、秋ノ收穫後之ヲ回收スルモノトス。若シ自家用ニ供シ且ツ貸出シタル外、ナホ餘剩アルトキハ、棉業試験總分場ハ價格ヲ定メ、合夥改良場ヲシテ賣出サシメ以テ推廣ニ資シ、隨意ニ搾油スルヲ許ササルモノトス。違反スル者ハ處罰ス。

第十一條 第二年度ハ合夥改良場カ幾箇處成立スルヲ問ハス、ソノ需要棉種子ハ棉業試験總分場ヨリ供給スル外、不足數量ハ第十條ニ依リ第一年度ニ成立セル合夥改良場ヨリ之ヲ貸出スルモノトス。

第十二條 棉業試験總分場ハ十箇處ノ合夥改良場カ完全ニ成立シタル次年度ヨリ、毎年ソノ棉種子ヲ順次合夥改良場三場又ハ四場ニ交付シ、以テ新種ニ置換シ退化ヲ防クモノトス。

第十三條 凡ソ交付又ハ貸出スル棉種子ノ運送賃ハ、之ヲ受領スル合夥改良場又ハ棉戸之ヲ負擔ス。秋ノ收穫後回收スルトキモ亦同シ。

第十四條 各區ニ派遣セラルル指導員ハ、合夥改良場ノ指導事務ヲ第一ニ處理スルモノトシ、若シ現地ニ赴任スル能ハサルトキハ、棉業試験總分場ヨリ別ニ專員ヲ派シテ代理セシム。

第十五條 合夥改良場ハ自ラ繰綿機ヲ購入設備スルモノトシ、所要資金ハ合夥改良場、棉戸ノ共同負擔トス。

第十六條 合夥改良場ノ繰綿機ニシテ餘暇アルトキハ他人ノタメニ繰綿スルコトヲ得。ソノ繰綿料金ハ民間業者ト同一料金トス。

第十七條 合夥改良場各棉戸ノ繰綿セル繰綿ハ、棉業試験總分場ヨリ協力シテ賣出スモノトス。

第十八條 本章程ニ不備ノ點アルトキハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得。

第十九條 本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

四 保賠試種棉場

山西省當局は棉業專案に基き民國二十五年を第一年度とする三箇年計畫を樹立し各種の辦法を公布して一層積極的に植棉獎勵に乗出すこととなりたる爲冀雁區内にも棉作の可及的普及の必要を感じ、縣政府をして棉作縣に保賠試種場を設立せしめ、建設廳の監督の下に試験推廣に當らしめた。その面積は一農家當一畝乃至三畝、一縣の總面積は六十畝を限度とし、收入に對しては政府が保證の責を負ふこととした。従つて保賠試種棉場は云はゞ損失保證試作圃とも稱すべきものである。

次に保賠試種棉場に關する諸法規を示せば左の如くである。

(1) 保賠試種棉場辦法 (民國二十五年二月二十六日公布)

第一條 本辦法ハ山西省二十五年改進棉業實施辦法第三條ノ規定ニ依リ之ヲ定ム。

第二條 本省ハ棉田ノ推廣ヲ促進シ植棉技術ヲ指導スル目的ヲ以テ、特ニ冀雁區各縣ニ於テ適當ナル地點ヲ選擇シ、民力民田ヲ利用シ、收入ヲ保證シ、植棉ヲ合作シ、保賠試種棉場ヲ設立ス(以下試種場ト略稱ス)。

第三條 各試種場ハ建設廳監督ノ下ニ縣政府之ヲ處理ス。

第四條 各試種場ノ地主ハ試種棉戸(以下棉戸ト略稱ス)ト稱シ、指定縣ノ縣建設人員ト該管轄區長ト協議シ、十支里以内ノ、植棉ヲ希望スルモ未ダ栽培セザル又ハ曾テ栽培シ失敗セル各村ノ農戸中ヨリ左記條件ニヨリ之ヲ選擇ス。

一、忠實勤勉ニシテ農民ノ信用アル者

二、進取ノ精神ヲ有シ、ヨク指導ヲ恪遵スル者
 三、充分ノ資力ヲ有シ、終始經營シ得ル者

前項ノ棉戸ヲ選定シタル後、各棉戸ノ姓名、村莊、試種畝數、分場等ヲ一表ニ纏メ縣政府ヨリ建設廳ニ報告スルモノトス（登記表式ハ後ニ附ス）。

第五條 各縣指定ノ植棉負責縣建設人員ハ、棉戸ヲ選定シタル後、各別ニ保賠試種場實施辦法ヲ作成シ、毎年二月一日以前ニ縣政府ヲ經テ建設廳ニ報告スルモノトス。

第六條 各試種場カ植棉工人ヲ需要スルトキハ、縣建設人員ヨリ責任ヲ以テ斡旋ス。工人ハ縣建設人員ノ命ヲ受ケ、植棉ノ實地指導ヲナス。若シ縣内ニ適當ナル植棉工人無キトキハ建設廳ニ雇傭又ハ紹介方ヲ申請スルコトヲ得。

第七條 各縣試種場棉田ハ一場ニ付キ六十畝ヲ最大限度トス。一戸當リ植棉面積ハ一畝乃至三畝トシ、一場ニ付キ棉戸數ハ二十戸以上タルヲ要ス。

第八條 各試種場ノ各畝ノ棉花ヲ賣却シ、該場附近ノ主要農產物賣價ニ及バザルトキハ、ソノ不足數ハ縣ヨリ之ヲ調査シ建設廳ニ報告シ、該農產物ノ最高價格ニ按ジ之ヲ賠償スルモノトス（表式ハ後ニ附ス）。

第九條 各試種場ノ棉戸ニシテ若シ棉花栽培期間中指導ニ服セザル者アルトキハ、縣建設人員ハ隨時縣政府ニ報告シ、ソノ保賠權利ノ取消シヲ申請スルコトヲ得。

第十條 各試種場ノ需要スル棉種子及特別農具ハ建設廳ヨリ供給スル外、其他ノ一切ノ農具及所要費用ハ均シク各該棉戸ノ負擔ニ歸ス。

第十一條 各試種場ノ棉產品ハ完全ニ各該場棉戸ノ所有ニ歸ス。若シ自ラ販賣スルコト能ハザルトキハ、政府ヨリ市價ニ按ジ責任ヲ以テ收買ス。收買辦法ハ別ニ之ヲ定ム。

第十二條 各縣建設人員ハ收穫後各棉戸ノ一畝當リ實際實棉產量ヲ各別ニ報告スルモノトス。建設廳ハ優秀ナルモノヲ選ビ之ヲ獎勵ス。ソノ獎勵辦法ハ別ニ之ヲ定ム。

第十三條 各試種場棉戸ニシテ若シ植棉工人ト結托シ、該場ノ實際產量ヨリ多ク報告シ又ハ少ク報告シタル者ハ之ヲ懲罰ス。

第十四條 試種場處理ニ要スル經費ハ建設廳ヨリ經濟建設委員會ニ申請シ之ヲ受領ス。

第十五條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ實行ス。モン不備ノ點アルトキハ隨時申請シテ之ヲ修正スルコトヲ得。

縣保賠試種場棉戸登記表

場別	棉戸姓名	區別	村別	試種棉田			備考
				畝數	土質	地別	
合計							
說明	一、場別欄填第一場第二場等 二、區別村別欄内填棉田所在地之區村名棉田如在附村應將編村村名於備考欄内註明 三、土質欄内填黏土砂土等 四、地別欄内填水地旱地等 五、填表人即負責之人 六、本表限於填送實施辦法時同時填送						
縣長簽名蓋章							
填表人簽名蓋章							

縣第 保賠試種棉場報告表

填表 年 月 日

姓 名	戶 名	所在區村	水田	旱田	試種畝數	每畝籽棉產量	每斤籽棉價格	共收籽棉		與附近主要農產物價格比較		備 考
								數量	價格	每畝損益數	共損益數	
合計畝數												
說明												
一、與附近主要農產物價格比較關係根據各縣保賠試種棉場附近主要農產物調查表查填 如係損數用紅字填寫												
二、本表限於十一月底以前填送												

縣長簽名蓋章

縣保賠試種棉場附近主要農產物調查表

填表 年 月 日

填表人簽名蓋章

場 別	主要農產物		每畝收量	每畝產物估價	備 考
	種類	每()價格			
水田	水				
	旱				
	水				
	旱				
旱田	水				
	旱				
	水				
	旱				

縣長簽名蓋章

填表人簽名蓋章

說明
一、本表俟棉戶請求賠償時再填列具報如不要保賠即免填送
二、主要農產物係指試種場所在區域內最普通之作物而言
三、本表如填送時限於十一月底以前連同保賠試種棉場報告表一併填送

(2) 保賠試種棉場棉戶獎勵辦法 (民國二十五年二月二十六日公布)

第一條 本辦法ハ保賠試種場第一條ノ規定ニヨリ之ヲ定ム。

第二條 本辦法ノ棉戶獎勵標準左ノ如シ。

- (一)、各場棉戶ノ一畝當リ實棉收量一五〇斤以上ノモノヲ特等トス。
- (二)、各場棉戶ノ一畝當リ實棉收量一二〇斤以上ノモノヲ上等トス。
- (三)、各場棉戶ノ一畝當リ實棉收量九〇斤以上ノモノヲ中等トス。
- (四)、各場棉戶ノ一畝當リ實棉收量五〇斤以上ノモノヲ中等トス。

第三條 本辦法ノ獎勵方法左ノ如シ。

- (一)、各場棉戶ノ成績特等ノ者ニハ遍額ヲ贈ル。
- (二)、各場棉戶ノ成績上等ノ者ニハ獎章及獎狀ヲ贈ル。
- (三)、各場棉戶ノ成績中等ノ者ニハ獎章又ハ獎狀ヲ贈ル。
- (四)、各場棉戶ノ成績中等ノ者ニハ嘉獎ヲ傳達ス。

第四條 本辦法ニ不備ノ點アルトキハ申請許可ヲ得テ之ヲ修正ス。

第五條 本辦法ハ申請許可ヲ得テ公布シタル日ヨリ實施ス。

(3) 收買保賠試種棉場棉產品辦法 (民國二十五年二月二十六日公布)

第一條 本辦法ハ保賠試種棉場辦法第十一條ノ規定ニ依リ之ヲ定ム。

第二條 保賠試種棉場各棉戶ノ產出スル棉產品ハ本辦法ニ依リ之ヲ收買ス。

第三條 保賠試種場各棉戶ノ產出スル棉花棉實等ハ政府ニ於テ市價ニ按ジ收買ス。但シ各棉戶ニシテ自ラ市場ニテ販賣

第五章 北支に於ける棉業施設とその沿革

セントスル者ハソノ自由販賣ニ任ズルモノトス。

第四條 各棉戸ノ收穫シタル實棉又ハ棉實及繰綿ノ收量ハ、スベテ毎年十一月以前ニ縣建設人員ヨリ縣長ニ報告シ、更ニ建設廳ニ報告スルモノトス。

第五條 棉産品ノ收買ハ建設廳ヨリ太原經濟建設委員會指定實物準備庫ニ申請シ十二月二十五日以前ニ於テ隨時係員ヲ派シ又ハ代理人ニ委託シ之ヲ處理ス。

第六條 各棉戸ノ販賣スル棉産品ハ實物準備庫ノ收買開始後遅クトモ一箇月以内ニ折衝處理スベシ。

第七條 棉産品ヲ收買スルトキハ當該地市價ニ依リ公平ニ收買スベク、價格ノ引上ゲ又ハ引下ゲヲナスヲ得ズ。

第八條 棉産品ヲ收買スルトキハ一律ニ通用官秤ヲ使用ス。

第九條 棉産品收買代金ハ貨物引換ニ支拂ヒ、支拂延期ヲナスヲ得ズ。

第十條 各棉戸ガ實物準備庫派遣員又ハ代理人ニ棉産品ヲ販賣スルトキ、該庫派遣員又ハ代理人ハ貨物到着ト同時ニ處理スベク、取扱ヲ遅延シ或ニ口實ヲ設ケ難題ヲ附スルヲ得ズ。

第十一條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ施行ス。モシ不備ノ點アラバ隨時申請シテ之ヲ修正スルコトヲ得。

(4) 山西省二十五年分保賠試種棉場保賠辦法 (民國二十五年九月十五日公布)

第一條 試種棉場ノ本年ノ棉産ニシテ、棉花ノ發育良ク收穫ガ實際ニ附近ノ農産物ト同等カ又ハ之ヲ超過シ、棉戸ノ同意ヲ得保賠ヲ不必要ト認メタルモノヲ除ク外ハ、スベテ本辦法ノ規定ニヨリ之ヲ處理ス。

第二條 試種棉田ノ試種ニヨリ被リシ損失ハ、該場附近ノ肥瘠度相同ジキ水田旱田ノ普通主要農産物ノ一畝當リ生産量ヲ貨幣價値ニ換算シタルモノヲ標準トシテ計算シ、ソノ損失額ハ之ヲ賠償スルモノトス。但シ左記各項ノ一ニ該當スルモノニ限ル。

1、氣候不適ノタメ收穫セル棉花ヲ貨幣價値ニ換算シ附近主要農産物ニ及バザルカ又ハ收穫皆無ノモノ

2、棉苗ガ發芽シタル後被害ヲ蒙リシ者又ハ發芽前改作シタル他作物ノ收穫ヲ貨幣價値ニ換算シ附近主要農産物ニ及バザルモノ

3、棉苗ノ發芽不揃ナルタメ他ノ一種又ハ數種ノ作物ヲ追播シ、ソノ收穫ヲ總計シ貨幣價値ニ換算シタル結果、尙附近主要農産物ニ及バザルモノ

4、被災棉田ノ收穫棉花ヲ貨幣價値ニ換算シ附近被災田ノ主要農産物ニ及バザルモノ (但シ出水ノタメ漂没スルコト他ノ主要農作物ト相同ジキモノ、天災ノタメ棉花ノ收穫ガ他作物ト同様ノ損害ヲ被リ收穫皆無トナレルモノハコノ限リニアラズ)

第三條 被災棉田又ハ他作物ニ改作及他作物ヲ追播シタル者ハ、事實ノ發生セル時直チニ縣ヨリ省視察員ト同行シ調査ノ上報告スルモノトス。

第四條 試種棉田ガ棉花收穫開始後三十日以内ニ該管轄縣政府責任者ハ棉業指導員 (指導員無キ縣ハ縣ニ駐在セル省視察員之ヲ處理ス)、區長、村長、植棉工人及棉戸ト同行シ、棉株ノ生長狀況、豫想收量及保賠カ否カノ各項ニツキ調査シ、各別ニ建設廳ニ報告スルモノトス (豫想表〔估計表〕ハ別ニ之ヲ定ム)。

第五條 凡ソ各試種棉戸ハ毎回ノ棉花收穫數量ヲ報告シ、監視人ニ於テ之ヲ登記スルモノトス。

第六條 植棉工人ハ各試種棉戸ノ收穫セル實棉數量ニ對シ隨時責任ヲ以テ抽查スルコトヲ得。若シ報告ト實數ト相違スレバ監視人ニ通知シ、監視人ヨリ縣政府ニ報告シ處罰スルモノトス。

第七條 監視人及植棉工人ニシテ棉戸ト結托シ又ハ弊害アルヲ發見シタルトキハ、該縣政府ヨリ處罰スルモノトス。

第八條 本辦法ニテ謂フ主要農産物及收穫棉花價格ノ見積リ及保賠ノ實施價格ハスベテ當時ノ平均市價ヲ標準トス。

召集ス。均シク主任委員責任ヲ以テ之ヲ召集ス。

第九條 本會委員ハスベテ無給職トス。但シ遠路ヨリ來會スル委員ニ對シテハ旅費實費ヲ支給スルコトヲ得。

第十條 本會ニ事務員及書記各一名ヲ置キ、主任員ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス。

第十一條 本會ハ事業上ノ需要ニ應ジ、責任ヲ以テ棉花檢驗取締事項ヲ監督指導スルコトヲ得。ソノ辦法ハ別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本會ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十三條 本規程ニ不備ノ點アルトキハ本會ヨリ會、廳ニ陳述説明シ之ヲ修正スルコトヲ得。

第十四條 本規程ハ會、廳ノ許可ヲ得タル後公布施行ス。

六 山西省棉產改進所

山西省棉產改進所は山西省棉業管理委員會の設立により全國經濟委員會棉業統制委員會を指導的立場におき之と山西省政府建設廳とが合作してその指導監督下に設立せられたもので、主要業務は中央棉產改進所の指導を受け省内棉花の増產改良を計ると共に、各縣農場或は農業技術機關の棉產改進事項の指導監督に當ることとなつてゐた。その組織規程を示せば左の如くである。

山西省棉產改進所組織規程 (民國二十五年十一月六日公布)

第一條 全國經濟委員會棉業統制委員會、山西省政府建設廳ハ山西省棉產ヲ改進スル目的ヲ以テ、各省棉產改進所暫行組織規程第一條ノ規定ニヨリ山西省棉產改進所ヲ合同組織ス。

第二條 本所ハ太原ニ設ク。

第三條 本所ニ所長一人ヲ設ケ、棉業管理委員會ヨリ棉業統制委員會及省政府建設廳ニ申請シテ之ヲ聘任ス。所長ハ棉

業統制委員會、省政府建設廳(以下會、廳ト略稱ス)ノ命ヲ受ケ、山西省棉業管理委員會ト協議ノ上所務ヲ綜理ス。

第四條 本所ニ植棉、棉業經濟、事務ノ三股ヲ設ク。每股ニ主任一人、技師、技術員、指導員、事務員、助理員各若干人ヲ置ク。均シク所長之ヲ任用シ、棉業管理委員會ヲ經テ棉業統制委員會並ニ省政府建設廳ニ報告ス。所長ノ命ヲ受ケ各股ノ事務一切ヲ處理ス。

第五條 本所ハ事業上ノ必要ニ應ジ、棉場、指導所、棉種管理區、中心推廣區、保賠試種場各若干箇處ヲ設置ス。棉場及指導所ニハ各々主任一人、技術員、指導員、助理員各若干人ヲ置ク。推廣區及試種場ニハ各々指導員及助理員若干人ヲ置ク。所長ノ命ヲ受ケ技術及推廣事項ヲ處理ス。均シク所長之ヲ任用シ會、廳ニ報告ス。

第六條 本所ハ必要ニ應ジ、各項研究室、各地線綿打包廠及運銷辦事處ヲ設立スルコトヲ得。

第七條 本所ハ所務會議ヲ設ケ、所務ノ進行ヲ討議スルコトヲ得。所長、技師、各股及各所主任ヲ以テ之ヲ組織ス。ソノ會議規程ハ別ニ之ヲ定ム。

第八條 本所ハ全省ノ棉產改進事項及各縣農場或ハ農業技術機關ノ棉產改進事項辦理ニ對シ指導監督ノ責ヲ有シ、且ツ中央棉產改進所ノ指導ヲ受クルモノトス。

第九條 本所ノ經費ハ棉業統制委員會ガ一部分ヲ補助スル外、其他ハ省政府建設廳之ヲ負擔ス。

第十條 本所ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一條 本所ノ各棉場ハ必要ニ應ジ練習生ヲ募集スルコトヲ得。ソノ辦法ハ別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本規程ニ不備ノ點アルトキハ、本所ヨリ管理委員會ニ申請シ之ヲ修正スルコトヲ得。

第十三條 本規程ハ棉業管理委員會ヲ經テ會、廳ニ上申シ許可ヲ得テ公布施行ス。

七 山西省棉花攪水攪雜取締所